

高松市中心市街地活性化基本計画

来まい・住まい・楽しみまい

ーコンパクト・エコシティ たかまつー



香川県高松市

令和元年7月

令和元年	6月19日	認定
令和2年	11月27日	変更
令和3年	8月6日	変更
令和4年	3月8日	変更
令和4年	8月24日	変更
令和5年	3月13日	変更
令和5年	8月30日	変更
令和6年	3月7日	変更

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本方針	
[1]高松市の概況	1
[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	3
[3]地域住民のニーズ等の把握・分析	30
[4]旧中心市街地活性化基本計画(第2期計画)の検証	61
[5]関連計画等の動向・位置づけ	79
[6]中心市街地活性化の課題	83
[7]中心市街地活性化に関する基本的な方針	84
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1]位置	86
[2]区域	87
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明	88
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1]中心市街地活性化の目標	92
[2]計画期間	92
[3]目標指標の設定の考え方	92
[4]目標数値の設定	94
4. 市街地の整備改善	
(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項)	
[1]市街地の整備改善の必要性	113
[2]具体的事業の内容	114
5. 都市福利施設の整備	
(都市福利施設を整備する事業に関する事項)	
[1]都市福利施設の整備の必要性	119
[2]具体的事業の内容	120
6. 街なか居住の推進	
(公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項)	

[1] 街なか居住の推進の必要性	-----	123
[2] 具体的事業の内容	-----	124
7. 経済活力の向上		
(中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項)		
[1] 経済活力の向上の必要性	-----	127
[2] 具体的事業の内容	-----	128
8. 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進		
(4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項)		
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	-----	148
[2] 具体的事業の内容	-----	149
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	-----	152
9. 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項		
(4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項)		
[1] 市町村の推進体制の整備等	-----	153
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	-----	164
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	-----	174
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置		
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	-----	176
[2] 都市計画手法の活用	-----	177
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	-----	177
[4] 都市機能の集積のための事業等	-----	178
11. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者増加の目標の設定 に関する事項		
[1] 判断基準	-----	180
[2] 成功率を高めるための取組	-----	181
12. その他中心市街地の活性化に資する事項		
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	-----	183
[2] 都市計画等との調和	-----	183
[3] 県との連携	-----	185
13. 認定基準に適合していることの説明	-----	186

○基本計画の名称：高松市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：香川県高松市

○計画期間：令和元（2019）年7月から令和7（2025）年3月まで（5年9月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本方針

[1] 高松市の概況

(1) 位置・地勢・気候

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置し、北は瀬戸内海に面し、西に坂出市、綾川町、南にまんのう町、美馬市、東に三木町、さぬき市と接しています。

地勢は、南部に大滝山、竜王山などの山々が連なる讃岐山脈を有し、北部は讃岐平野の一部である高松平野と全体的に緩やかな勾配の地形となり、瀬戸内海へとつながっています。

気候は、瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性となっています。



(2) まちの成り立ち

高松市は、縄文時代から大池遺跡などが見られ、奈良時代には国分寺が置かれるなど古くから形成が進み、高松の地名が登場するのは平安時代に作られた「和名類聚鈔」に「多加津（たかつ）の郷」とあるのが最初となります。

江戸時代の天正16年（1588年）豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、藩主が生駒家から松平家へ変わりながら城下町として広がり、明治維新までに現在の旧市街地が形成されました。

明治維新の廃藩置県後、香川県が成立し高松は県庁所在地となり、明治23年（1890年）2月15日に市制を施行し高松市が成立しました。

第二次世界大戦では、市街地の80%が焼失し、戦災復興計画で近代都市化していますが、土地利用は城下町当時のまま受け継がれています。

戦後、国の出先機関を地方ごとに設置する中で、高松市に出先機関の多くが置かれたことで、四国地方の政治・経済の中心都市として発展しています。

(3) 歴史的・文化的役割

① 高松市の歴史的・文化的な役割

「高松」は鎌倉時代に開け始め、生駒4代54年、松平11代220年を通じて城下町として栄えてきました。

明治維新の廃藩置県後、明治23年(1890年)2月15日に市制を敷き、全国40番目の市としてスタートしました。

これまでに大正、昭和、平成を通じ、8回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっています。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきており、昭和63年の瀬戸大橋開通、平成元年の新高松空港開港、11年4月の中核市への移行、15年の高松自動車道の全面開通、16年の新しい都市拠点サンポート高松のオープンを経て、発展しました。

近年では、平成18年に、第1回高松国際ピアノコンクールや第1回さぬき映画祭の開催、20年には香川県立ミュージアムの開館、22年には第1回瀬戸内国際芸術祭の開催など、広域圏や国内外から多くの人が集まる多彩な文化芸術の都市として、発展し続けています。

② 中心市街地の歴史的・文化的な役割

高松市の中心市街地は、城下町として発展し、四国の拠点としての業務機能の集積や、全国有数規模のアーケード街である中央商店街の商業機能を背景に経済活動が展開され、産学官民の多様な主体と連携しながら、市全体の活性化をけん引する役割を果たしてきました。

近年の具体的な取組として、丸亀町再開発事業では、まちづくり会社が主体となり、商店街全体のテナントミックスを実施し、店舗と共に住宅や広場、まちに必要な施設を整備し、都心の商業・サービスの魅力強化や居住人口を増加させ、その波及効果として隣接商店街の空き店舗率の解消に寄与するなど、中央商店街を軸として中心市街地全体に活性化が波及する取組を進めています。

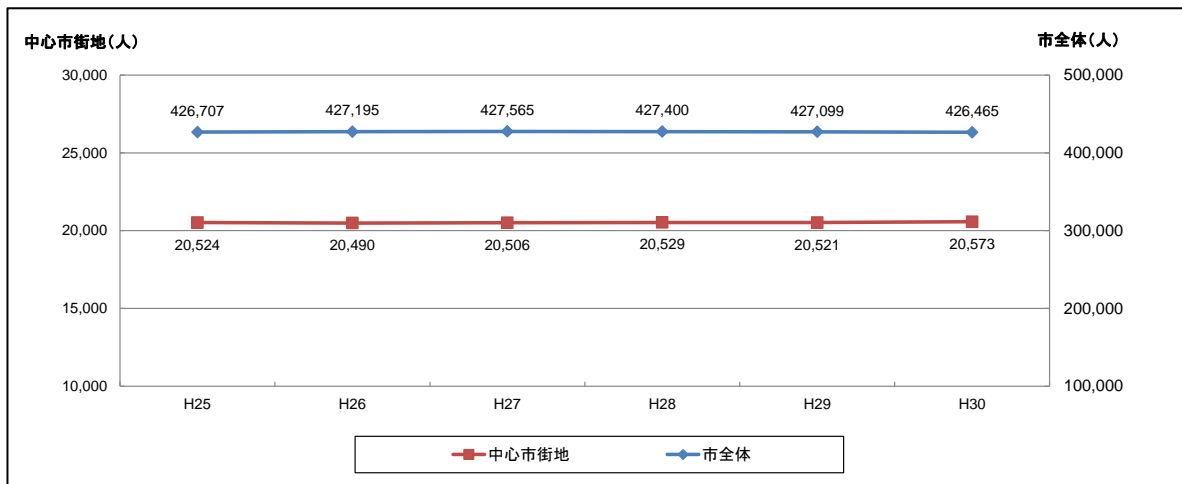
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口・世帯

① 人口

高松市全体の人口の推移を見ると、平成30年は25年と比較して約240人減少しており、この5年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

中心市街地（本基本計画の区域をいう。以下同じ。）も同様の傾向が見られ、平成25年から30年にかけて20,500人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。



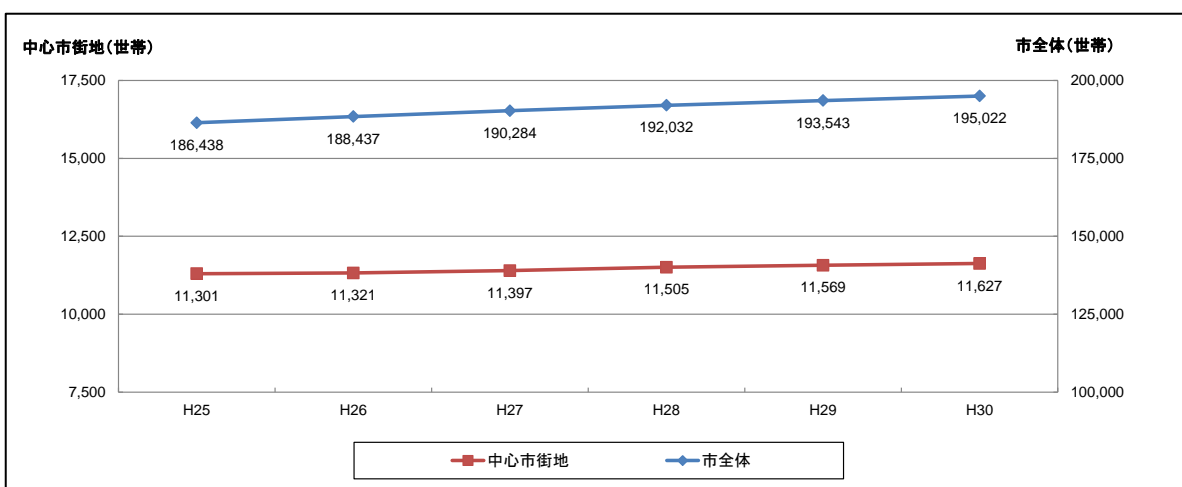
(資料：高松市住民基本台帳各年4月1日)

図 中心市街地の人口の推移

② 世帯数

世帯数の推移を見ると、高松市全体では一貫して増加傾向にあります。中心市街地も、平成30年は25年と比較して約300世帯増加しており、微増傾向となっています。

1世帯当たりの人員を算出すると、平成30年時点で高松市全体では2.2人/世帯、中心市街地で1.8人/世帯となっており、中心市街地では単身者や夫婦のみの世帯が市全体と比較して多いと推察されます。



(資料：高松市住民基本台帳各年4月1日)

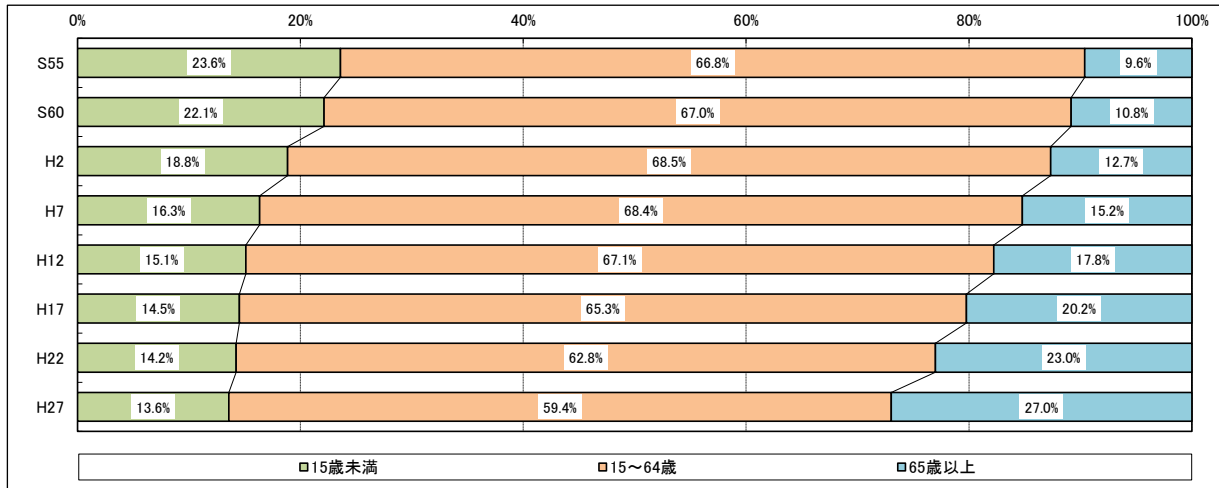
図 中心市街地の世帯数の推移

③ 高齢化率

高松市の人口を年齢3区分で見ると、高齢化が徐々に進んできており、65歳以上は平成27年現在27.0%と全国並の数値となっています。

一方で、中心市街地における65歳以上の割合は30.9%と市全体よりも高い割合となっています。

高齢化は今後も着実に進むと見込まれており、既に65歳以上の人口割合が高い中心市街地では、コンパクトなまちづくりや高齢者に優しいまちづくりが求められています。

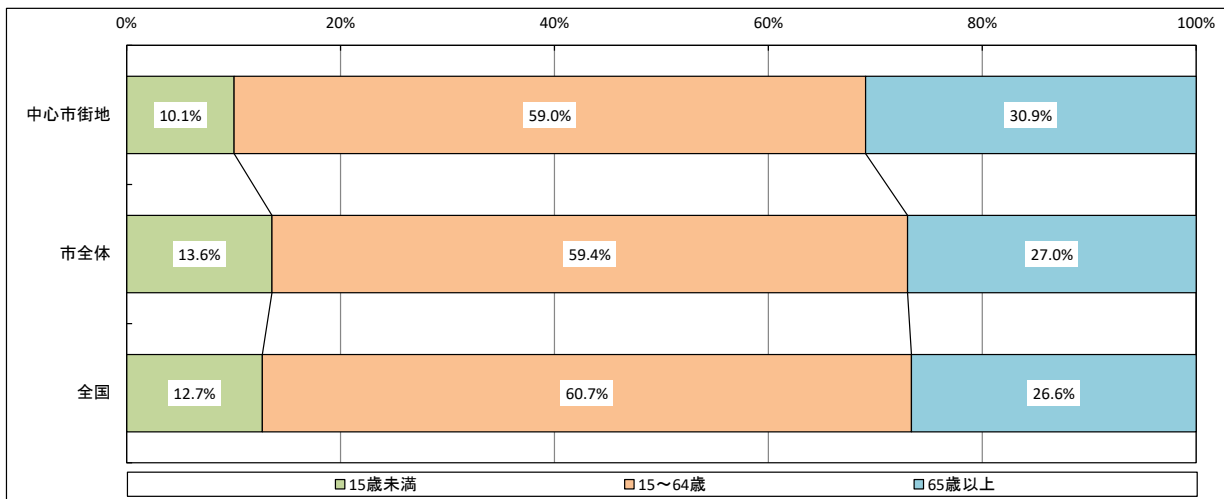


(資料：国勢調査)

図 高松市の年齢3区分別人口割合の変遷

※H17 は高松市、旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町の合計値

H17 以前は高松市、旧塩江町、旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町の合計値
端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。



※年齢不明を除く人口での割合を示す。

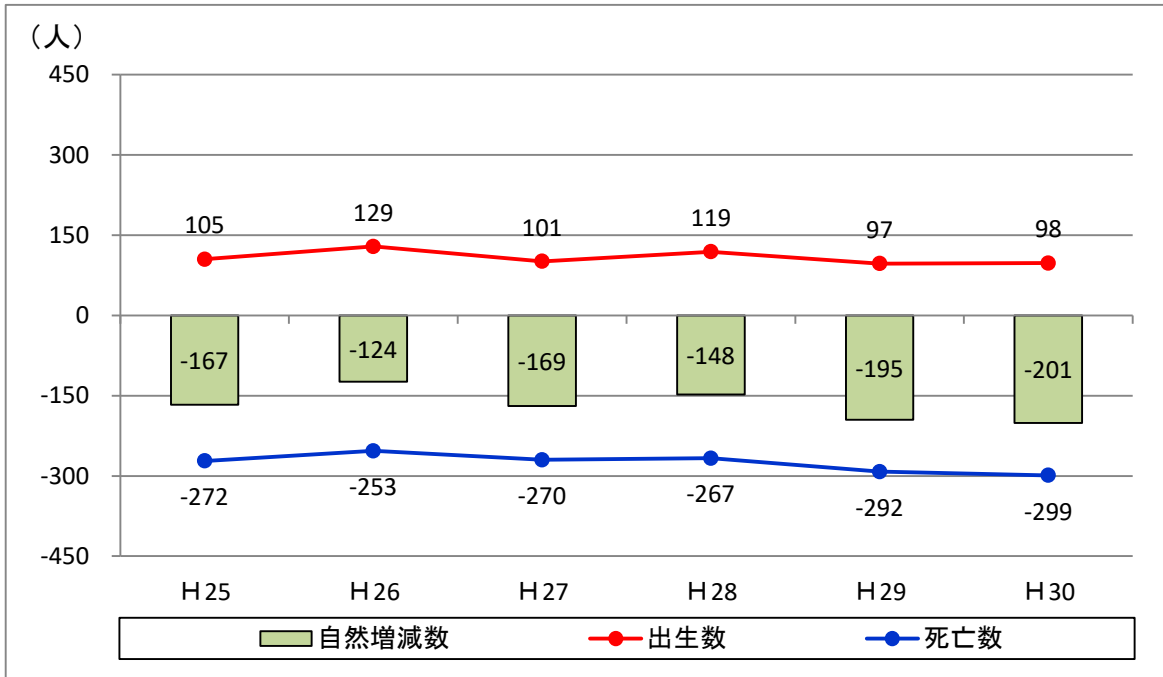
(資料：全国、市全体は国勢調査、中心市街地は高松市住民基本台帳)

図 年齢3区分別人口割合（平成27年）

④ 人口動態

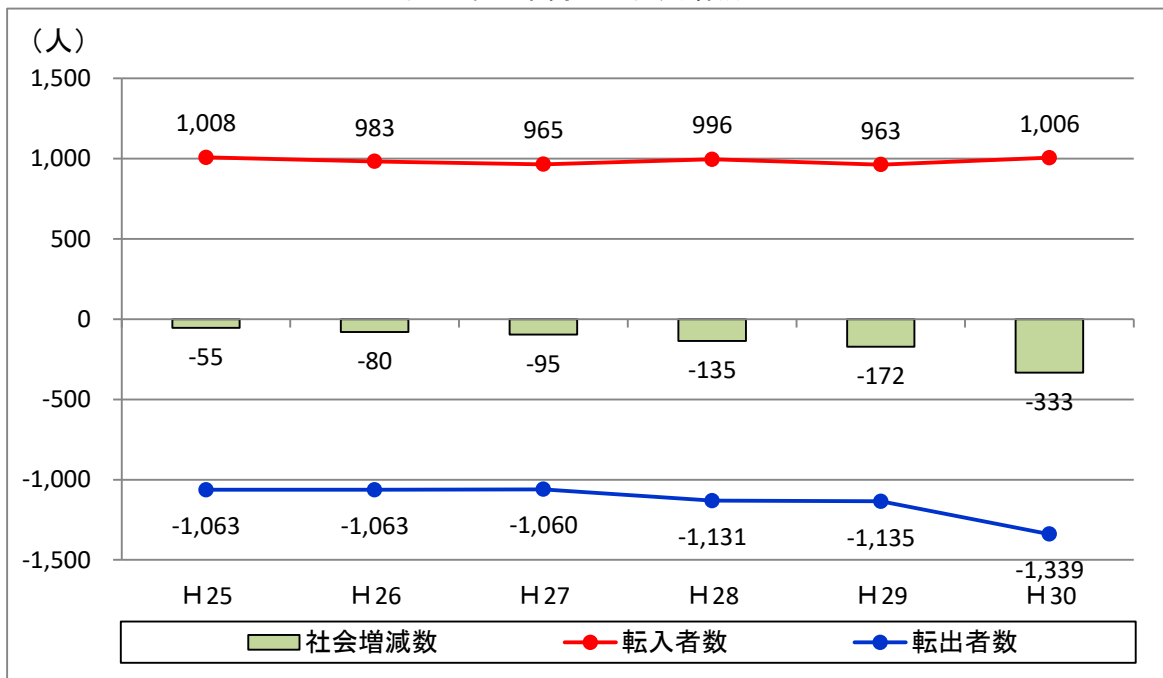
平成 25 年から 30 年までの中心市街地の自然増減を見ると、出生数はほぼ横ばいで推移しているのに対し、死亡数は増加傾向で、毎年 120 人～200 人程度の自然減が続いています。また、中心市街地の社会増減を見ると、市外からの転入者数と市外への転出者数はほぼ横ばいで推移していますが、転出者数が転入者数を上回る社会減傾向となっており、毎年 50 人～300 人程度の社会減が続いています。

しかしながら、市内間の転居者数が増加していることで、中心市街地の人口動態は横ばい状態を保つことができます。



(資料：高松市住民基本台帳各年 4 月 1 日)

図 中心市街地の自然増減

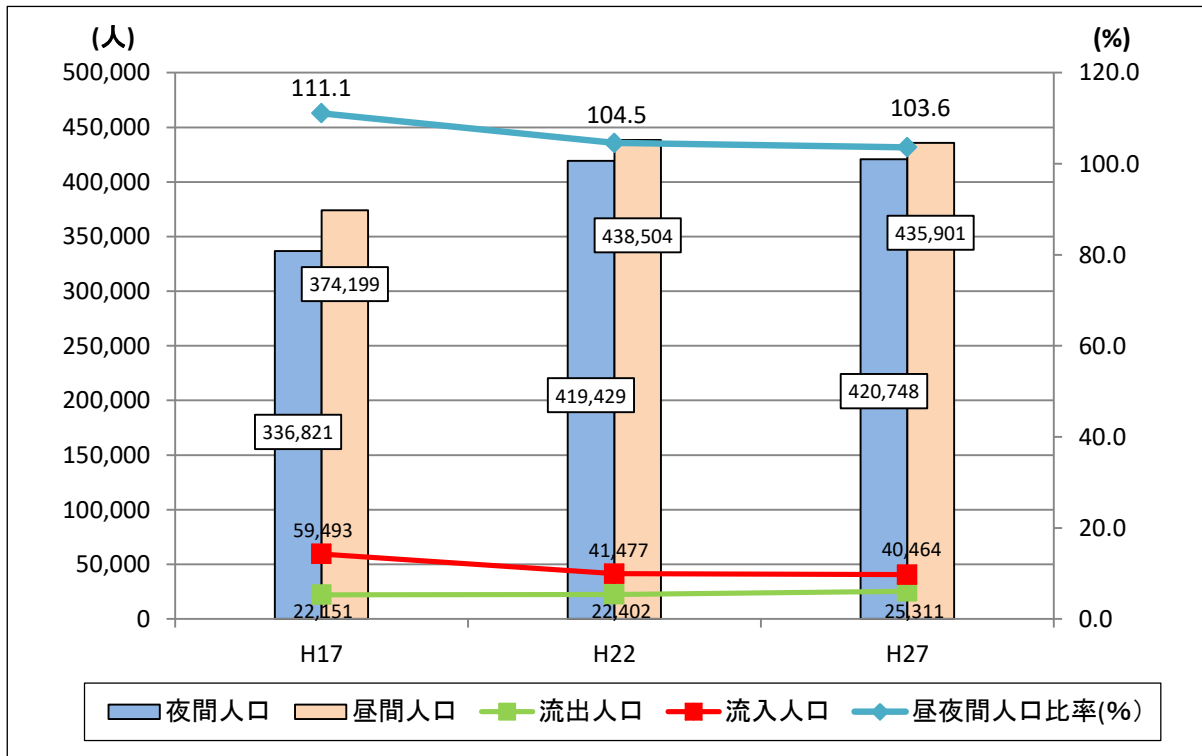


※市外との転出入者数を示しており、市内間の転居者数は含みません。(資料：高松市住民基本台帳各年 4 月 1 日)

図 中心市街地の社会増減

⑤ 人口流動

平成 17 年から 27 年までの高松市内への流入人口は流出人口を上回っていますが、流入人口及び流出人口の差は徐々に小さくなっています。また、昼夜間人口比率は減少傾向にあり、通勤・通学等で市外から市内へ流入する人口が減少傾向にあると推察されます。

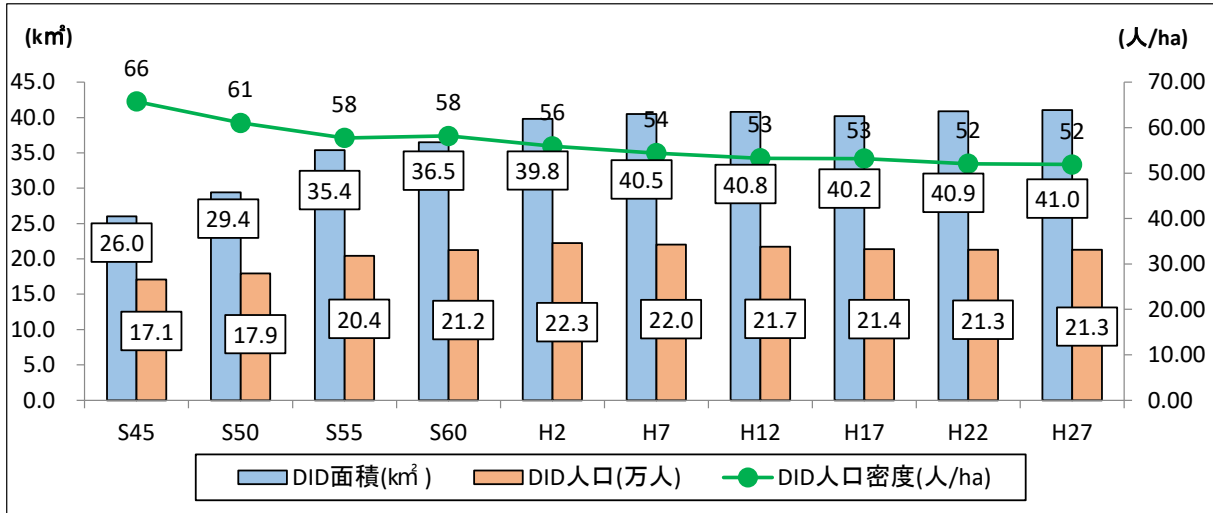


(資料：国勢調査)

図 人口流出入及び昼夜間人口比率の推移

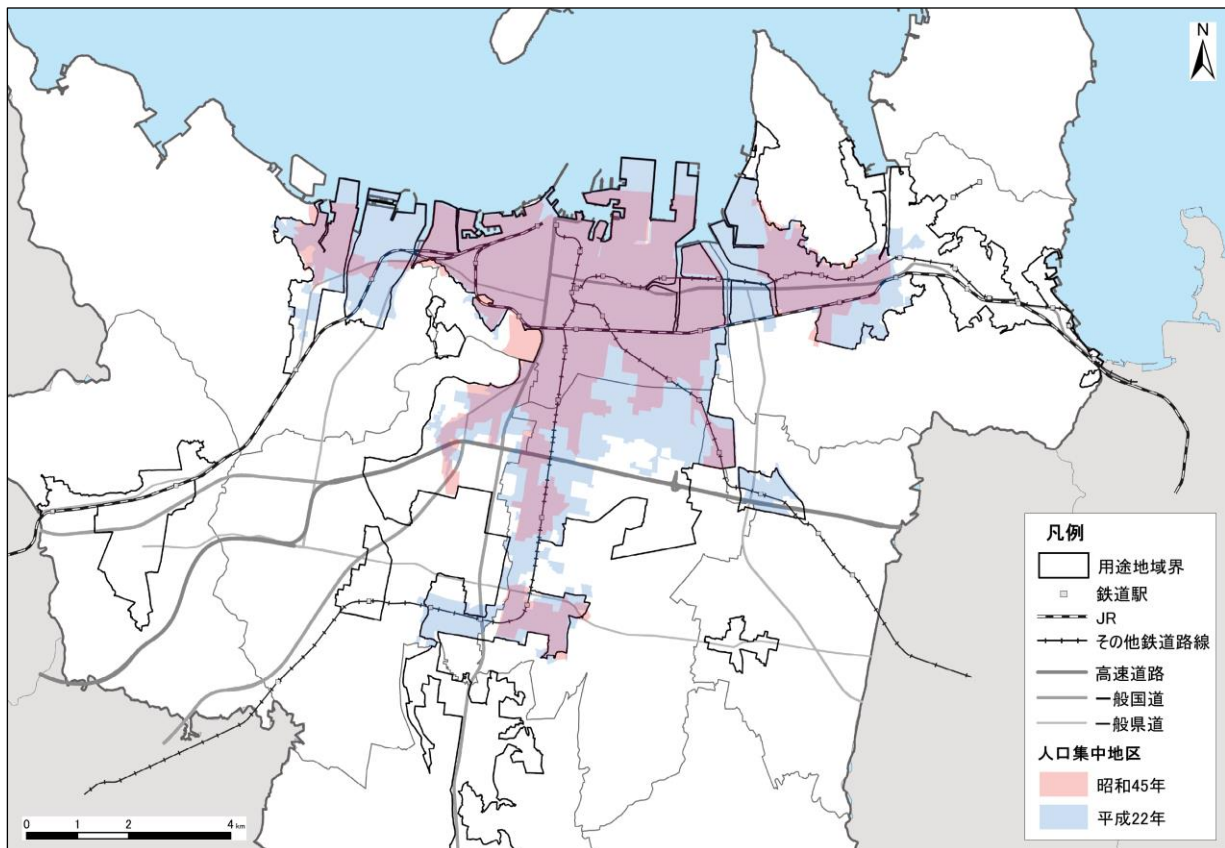
⑥ 人口集中地区（D I D）

昭和45年から平成27年にかけて人口集中地区（D I D）面積は増加している一方で、人口集中地区（D I D）の人口密度は減少しており、市街地の低密度化が進行しています。



(資料：国勢調査)

図 D I D面積とD I D人口密度の推移



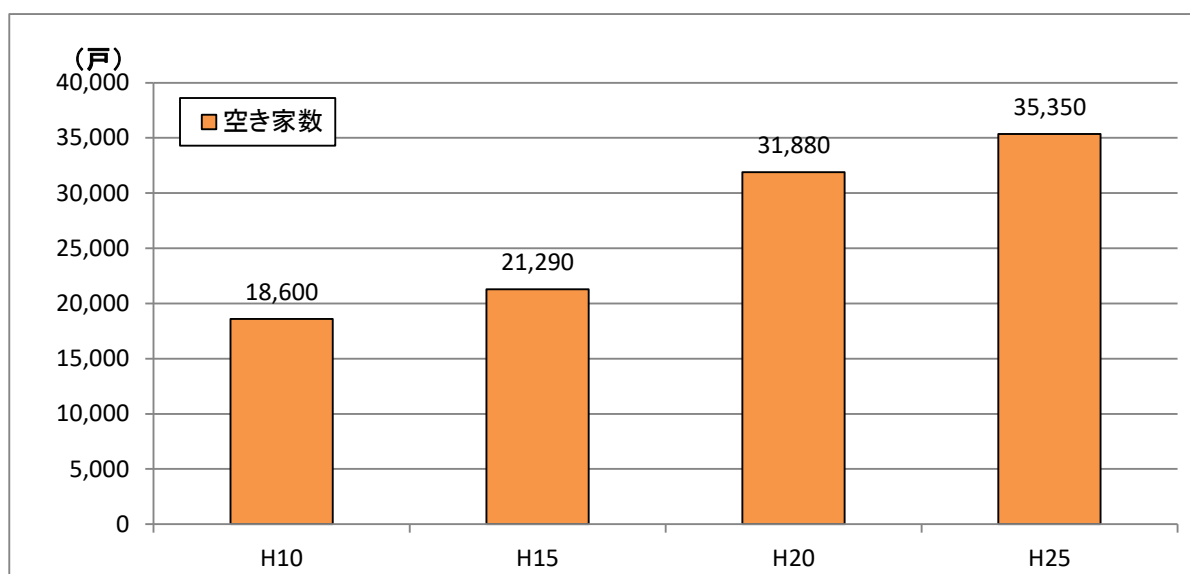
(資料：国勢調査)

図 D I D区域の変遷

⑦ 空き家数

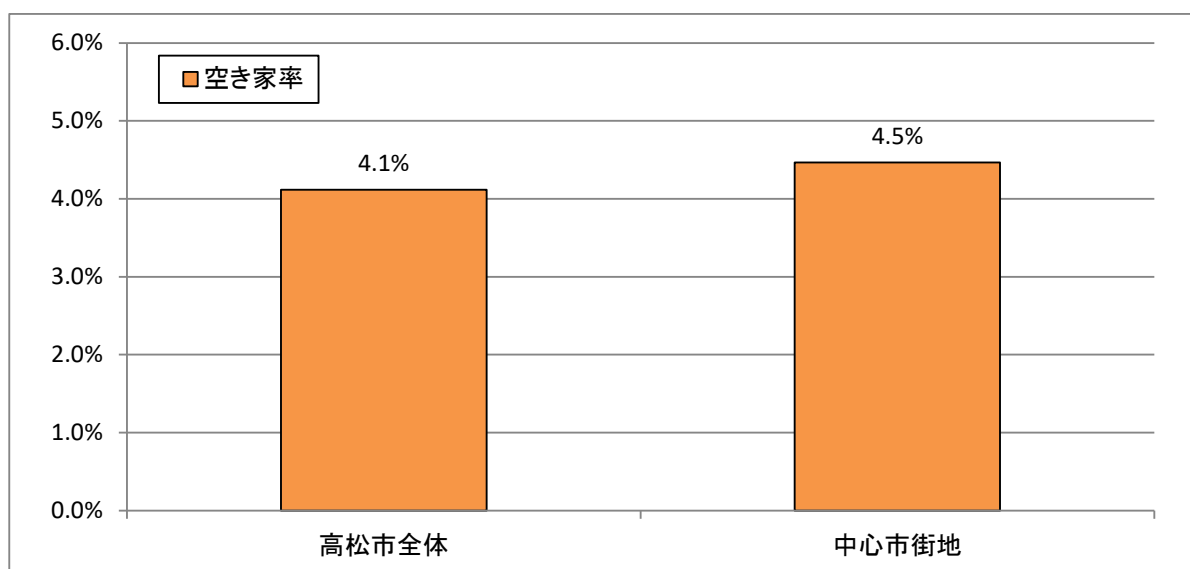
高松市の空き家数は、平成10年以降増加し続けており、25年には35,350戸となっています。

また、平成26年度の高松市全体の空き家率が4.1%であるのに対し、中心市街地の空き家率が4.5%と、全体を0.4%上回っています。



(資料：住宅・土地統計調査)

図 空き家数の推移



(資料：高松市空き家等実態調査 (H26))

図 空き家数の割合 (H26)

(2) 経済活力状況

① 中心市街地小売業の概況

中心市街地では、丸亀町商店街を中心に兵庫町、片原町西部、片原町東部、ライオン通り、南新町、常磐町、田町の8つの商店街で中央商店街が形成されており、県内随一の商店街として小売商業が集積しています。また、店舗面積が10,000㎡を超える高松三越、瓦町FLAGも立地しています。

なお、丸亀町商店街では街をAからGの7つの街区に分け再開発が進行、計画されており、平成18年の「高松丸亀町壱番街」(A街区)、21年の「高松丸亀町貳番街」(B街区)、「高松丸亀町参番街」(C街区)の完成、24年の「丸亀町グリーン」(G街区)の開業等、大規模な再開発事業が完了しています。

表 商店街名一覧

番号	商店街名
①	兵庫町商店街
②	片原町西部商店街
③	片原町東部商店街
④	丸亀町商店街
⑤	ライオン通り商店街
⑥	南新町商店街
⑦	常磐町商店街
⑧	田町商店街

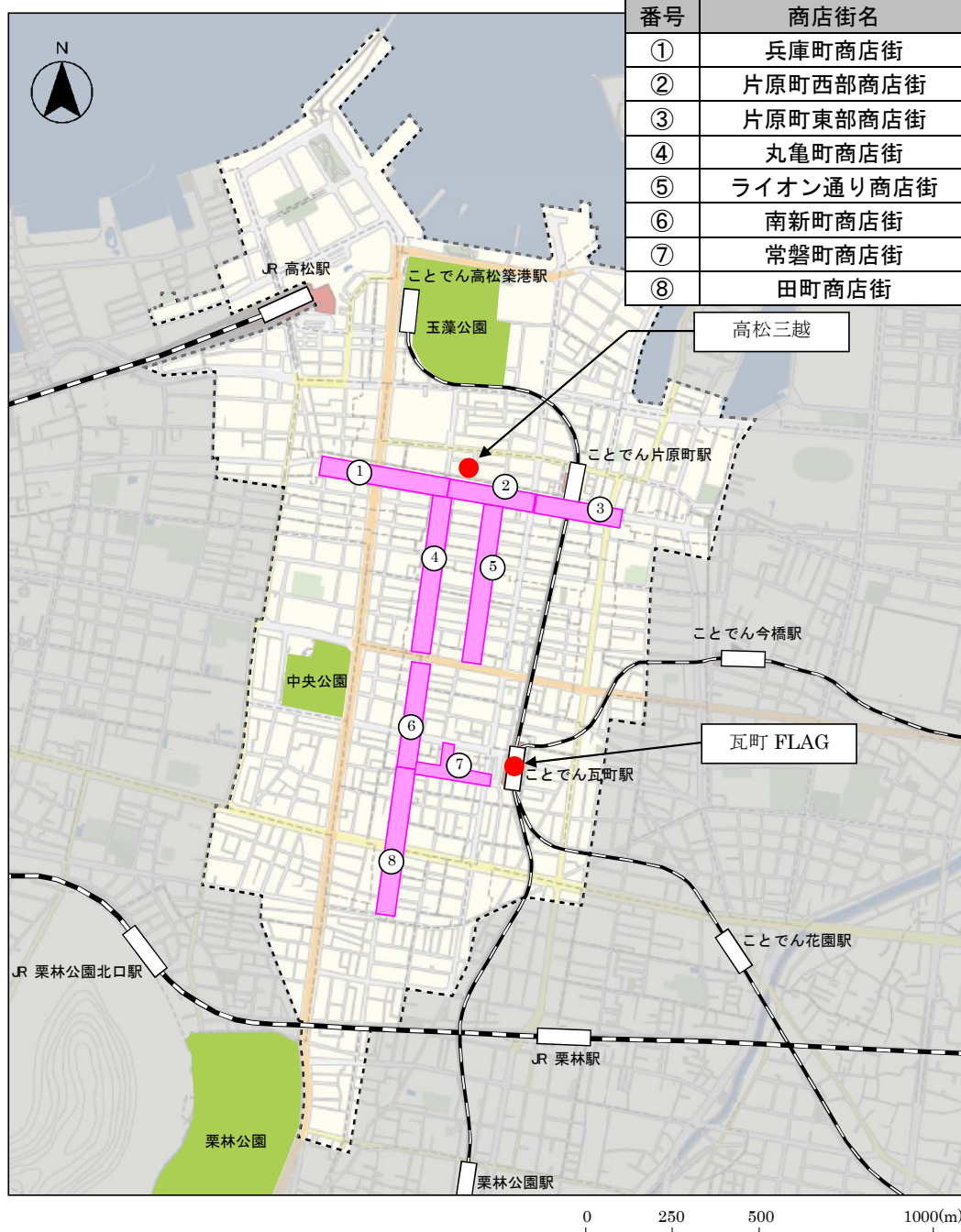
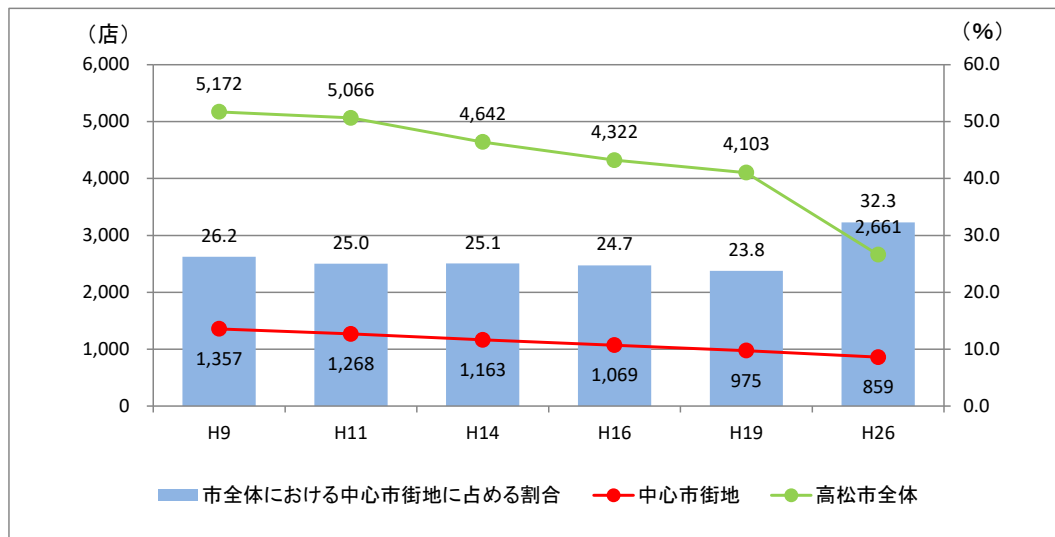


図 中心市街地の商業集積状況

② 中心市街地小売業の推移

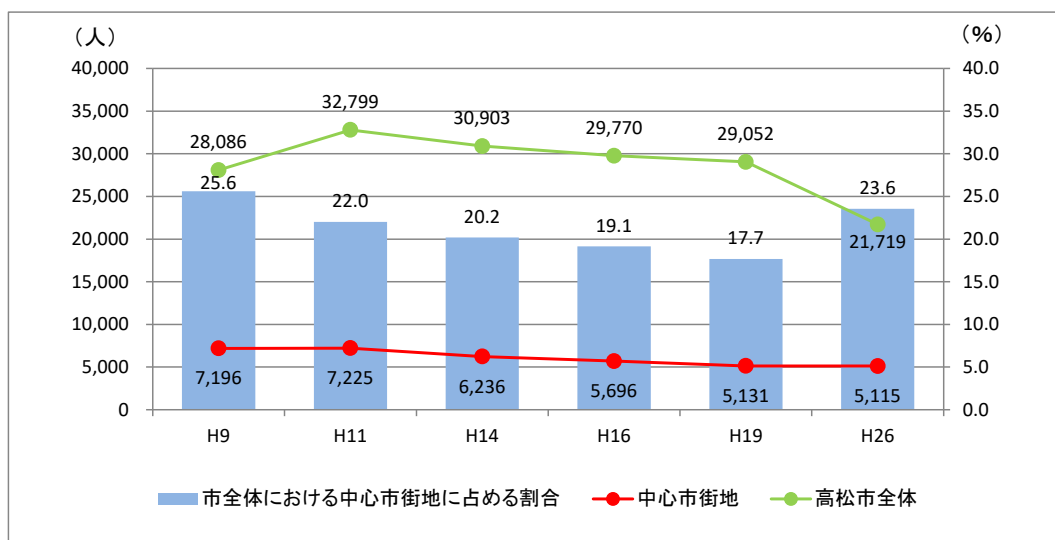
小売店舗数は、中心市街地、高松市全体ともに減少しており、特に高松市全体で見ると平成26年は9年と比べて約5割減少しています。



(資料：商業統計調査、経済センサス)

図 小売店舗数の推移

従業者数の市全体における中心市街地に占める割合は、平成9年から減少し続けていましたが、26年に増加に転じています。

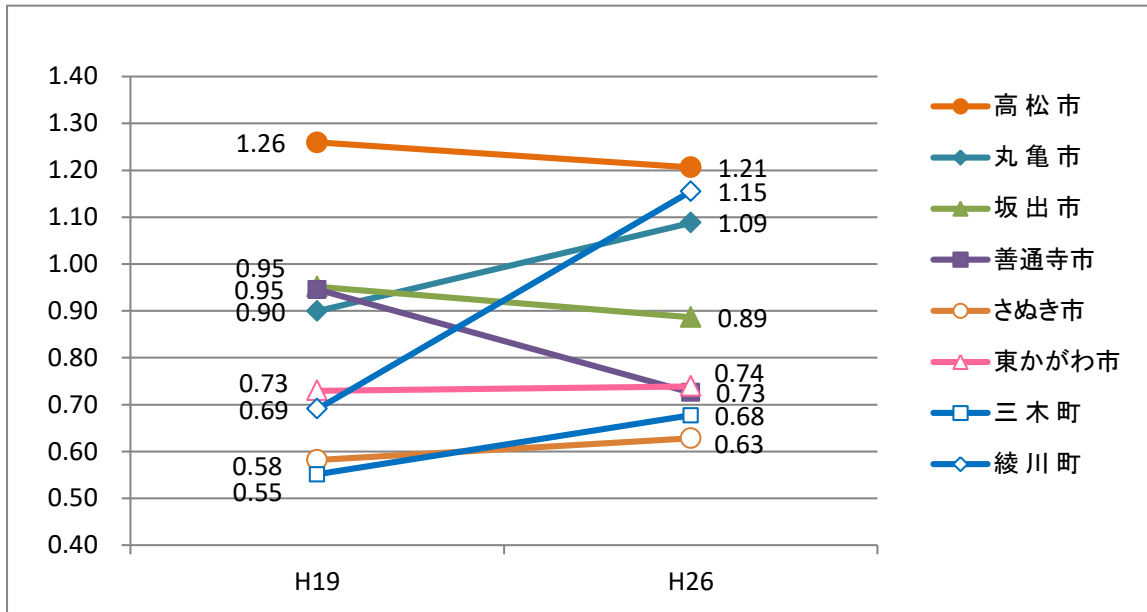


(資料：商業統計調査、経済センサス)

図 従業者数の推移

③ 小売中心性指数

高松市の小売中心性指数は 1.0 を上回っており、市外の消費者が市内へ買い物に来ていることを示しています。しかし、綾川町において、平成 20 年 7 月にイオンモールがオープンしたことで、綾川町の小売中心性指数が 1.0 を超えるなど周辺市町に商業施設が整備されたことなどにより平成 19 年と比べて 26 年の小売中心性指数は低下傾向にあります。



※小売中心性指数は、各市町の人口 1 人当たり小売業年間商品販売額／香川県の人口 1 人当たり小売業年間商品販売額

(資料：商業統計調査、経済センサス、香川県人口移動調査)

図 小売中心性指数の推移

④ 商店街の空き店舗の状況

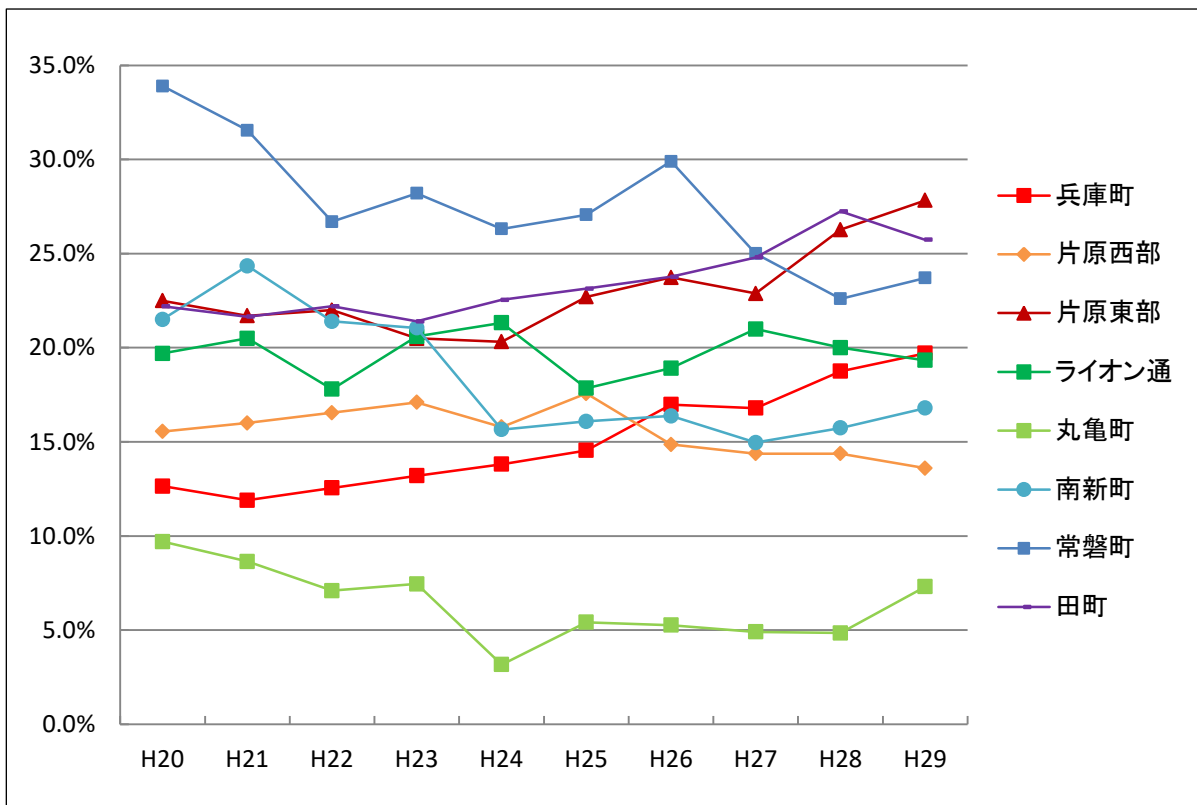
中央商店街の 8 商店街の空き店舗率を見ると、平成 24 年までは改善傾向にありましたが、25 年以降は、増加傾向となっています。

表 中央商店街での空き店舗の推移 (全フロア)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
店舗数	961.5	969.0	960.0	979.5	1036.5	1037.5	1046.0	1043.5	1049.0	1044.5
空き店舗数	184.5	186.0	172.0	179.5	169.0	171.0	179.5	177.0	181.5	186.0
空き店舗率	19.2%	19.2%	17.9%	18.3%	16.3%	16.5%	17.2%	17.0%	17.3%	17.8%

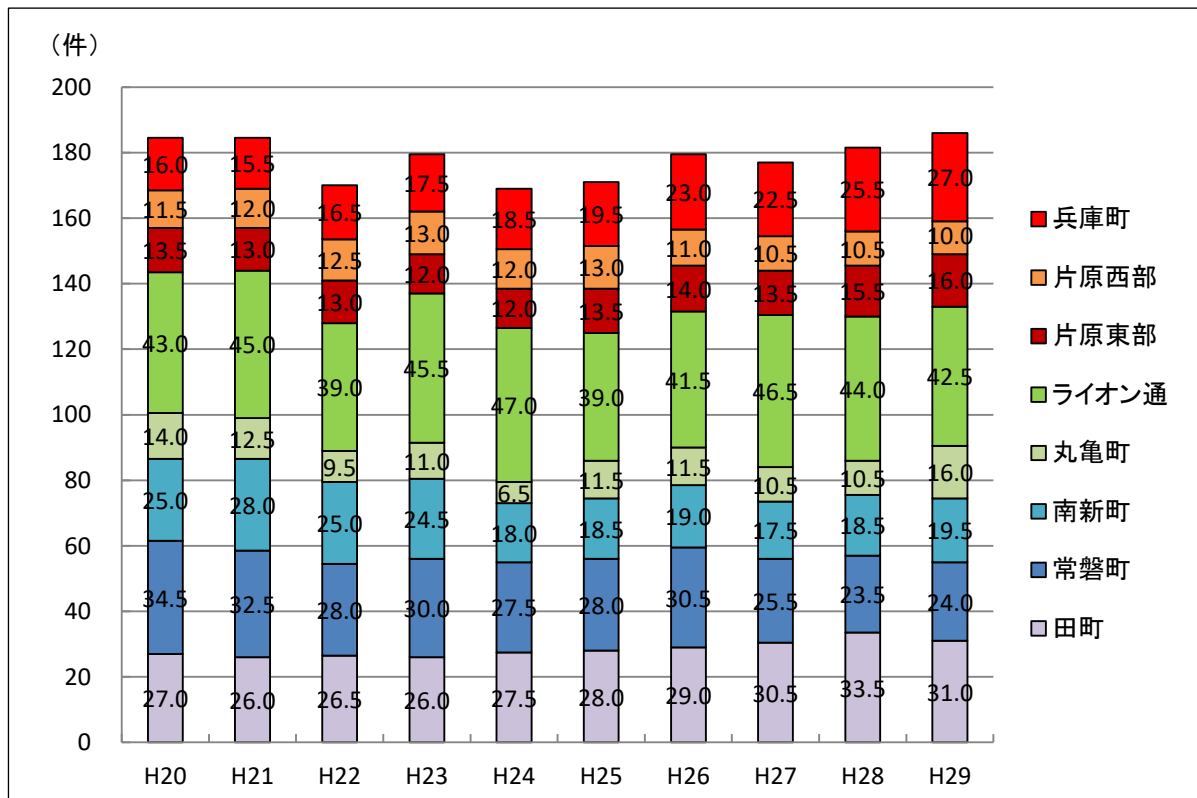
※数値は各年の 6 月と 12 月調査の平均値

(資料：中央商店街店舗立地動向調査)



(資料：中央商店街店舗立地動向調査)

図 商店街ごとの空き店舗率の推移



(資料：中央商店街店舗立地動向調査)

図 商店街ごとの空き店舗数の推移

⑤ 中心市街地の事業所数、従業者数

高松市の公務を除く全産業の事業所数は、23,059 事業所で、そのうち約 23%が中心市街地に集積しています。また、従業員数においても約 23%が中心市街地で就業しています。

表 中心市街地における業務機能集積状況（平成 26 年）

	中心市街地 (A)	市全体 (B)	対市割合 (A/B)
事業所数	5,373	23,059	23.3%
従業者数	51,071	221,376	23.1%

(資料：経済センサス基礎調査)

⑥ 大規模小売店舗の状況

中心市街地では、店舗面積が 10,000 m²を超える高松三越やコトデン瓦町ビル（瓦町 F L A G）が立地しています。一方で中心市街地外では国道や県道の沿道等を中心にロードサイド型店舗が立地しており、平成 10 年にゆめタウン高松、19 年にイオンモール高松店、20 年以降にイオンタウン高松国分寺ショッピングセンター、ケーズデンキ高松春日店などの大規模商業施設の立地が相次いでいます。

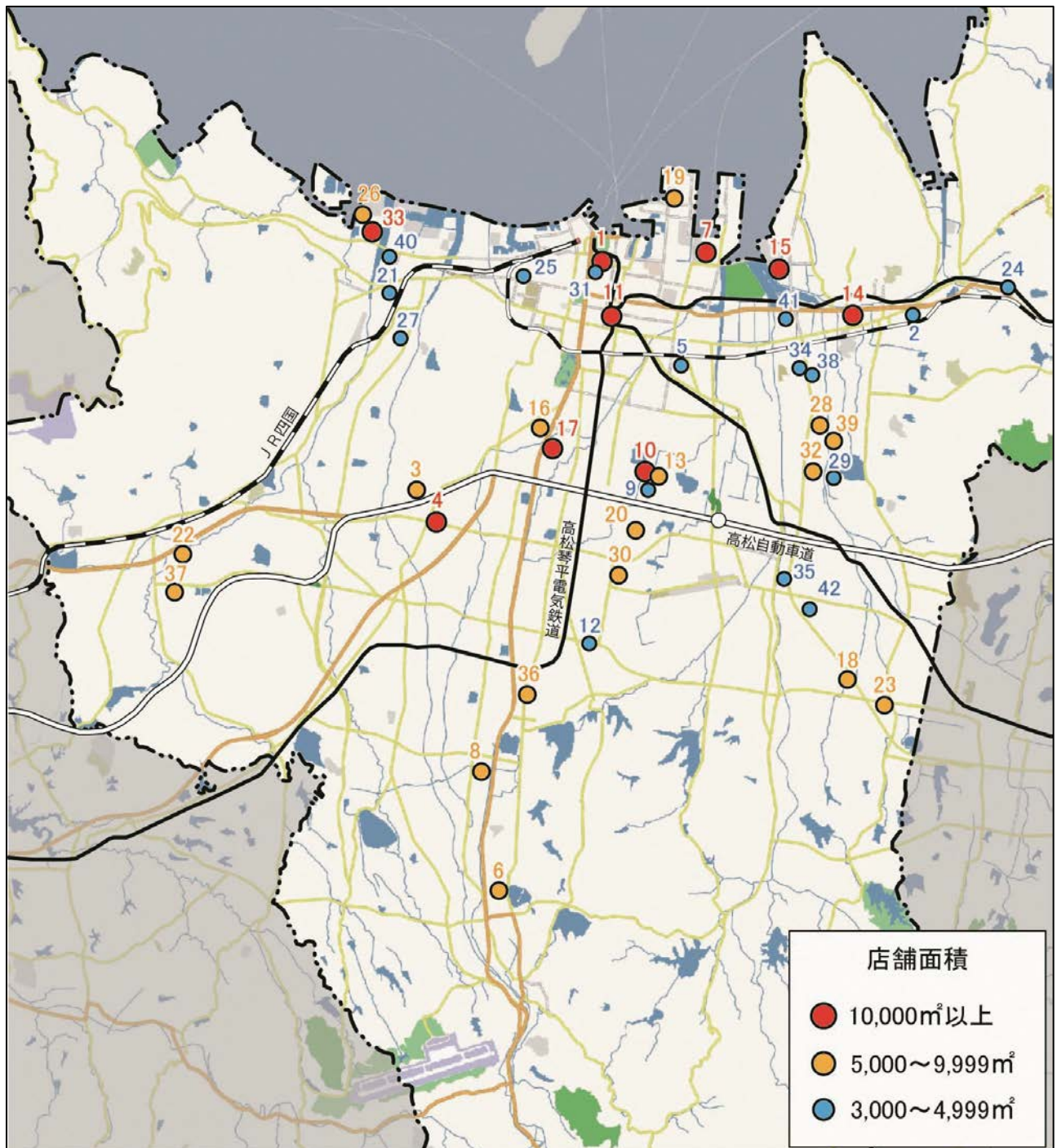


図 大規模小売店舗の立地状況（店舗面積 3,000 ㎡以上）

（資料：東洋経済「全国大型小売店舗総覧 2018」）

表 高松市内の大規模小売店舗一覧表（店舗面積 3,000 ㎡以上）

大規模小売店舗の名称		開店日	建物の概要	
			形態	店舗面積 (㎡)
1	高松三越	S6.3	百貨店	22,474
2	マルナカ屋島店	S51.7	食品スーパー	3,644
3	Shimadaya HOME & LIFE 高松店	S57.4	(家具) 専門店	5,831
4	西村ジョイ・Sメガホームセンター成合店	S58.11	ホームセンター	15,321
5	DCMダイキ上福岡店	H2.8	ホームセンター	4,144
6	キョーエイ空港店	H7.1	食品スーパー	5,072
7	イオン高松東店	H7.3	総合スーパー	26,546
8	ショッピングセンターウィングポート（マルヨシセンターウィングポート店）	H8.11	食品スーパー	7,419
9	高松南ショッピングモール（宮脇書店南本店）	H9.3	(複合型) 専門店	3,490
10	ヤマダ電機テックランドNew高松レインボー通り店	H9.4	(家電) 専門店	10,695
11	瓦町FLAG	H9.4	寄合百貨店	29,196
12	仏生山ショッピングプラザ（マルナカ仏生山店）	H9.6	食品スーパー	4,268
13	スポーツデポ高松伏石店	H9.10	(スポーツ用品等) 専門店	4,266
14	マルナカパワーシティ屋島A棟	H9.11	総合スーパー	11,082
15	西村ジョイ・Sメガホームセンター屋島店	H9.11	ホームセンター	20,466
16	マルナカ栗林南店	H10.7	食品スーパー	8,746
17	ゆめタウン高松	H10.9	ショッピングセンター	54,590
18	DCMダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店	H11.12	ホームセンター	7,724
19	宮脇カルチャースペース（宮脇書店総本店）	H12.4	(書籍) 専門店	6,207
20	マルナカパワーシティレインボー店	H12.7	総合スーパー	9,000
21	DCMダイキ香西店	H12.12	ホームセンター	4,059
22	マルナカ国分寺店	H12.12	食品スーパー	5,407
23	フジグラン十川	H14.6	総合スーパー	8,066
24	コープ牟礼	H16.4	食品スーパー	3,098
25	コープかがわ扇町・ふとんとギフトのカネチ・レディ薬局扇町店	H17.8	食品スーパー	3,052
26	マルナカ香西店	H17.11	食品スーパー	4,849
27	ヤマダ電機テックランド高松鶴市店	H18.3	(家電) 専門店	3,809
28	ヤマダ電機テックランド高松春日本店	H18.3	(家電) 専門店	8,265
29	東山崎ファッションモール（しまむら・アベイル・シャンブル東山崎店）	H18.5	(衣料品) 専門店	3,230
30	ケーズデンキ高松本店	H18.6	(家電) 専門店	7,496
31	高松丸亀町荻番街	H18.12	寄合百貨店	4,823
32	フレスポ高松（ラ・ムー高松東店）	H19.1	食品スーパー	5,321
33	イオンモール高松（イオン高松店）	H19.4	ショッピングセンター	46,849
34	エディオン高松春日店	H19.6	(家電) 専門店	4,959
35	六条モール（ハローズ六条店）	H20.11	食品スーパー	3,991
36	ハローズ仏生山店、ザグザグ仏生山店	H21.11	食品スーパー	6,110
37	イオンタウン高松国分寺ショッピングセンター（ザ・ビッグ国分寺店）	H22.9	食品スーパー	7,453
38	ハローズ高松春日店	H23.2	食品スーパー	3,008
39	ケーズデンキ高松春日店	H24.6	(家電) 専門店	6,571
40	ケーズデンキ郷東店	H26.6	(家電) 専門店	3,059
41	ニトリ高松屋島店	H28.4	(家具) 専門店	3,887
42	エブリイモール六条（鮮D○!エブリイ六条店）	H29.7	食品スーパー	4,587
合 計				412,130

(資料：東洋経済「大型小売店総覧 2018」)

(3) 観光

① 観光資源の分布状況

中心市街地には、「四国の玄関」高松の新名所として、平成16年3月に開業した「高松シンボルタワー」、高松城跡を整備した「玉藻公園」、文化施設として「香川県立ミュージアム」、「高松市美術館」等が立地しています。また、中心市街地南西隣接地には四国唯一の特別名勝である「栗林公園」があります。



図 高松中心市街地の主要な観光施設

② 観光資源の入込客数

中心市街地及びその周辺の主要観光施設の年間利用者数の推移を見ると、平成 23 年から最近のインバウンド需要により増加傾向にあり、「高松シンボルタワー」が 2,362 千人と最も多く、次いで「栗林公園」の 745 千人となっています。

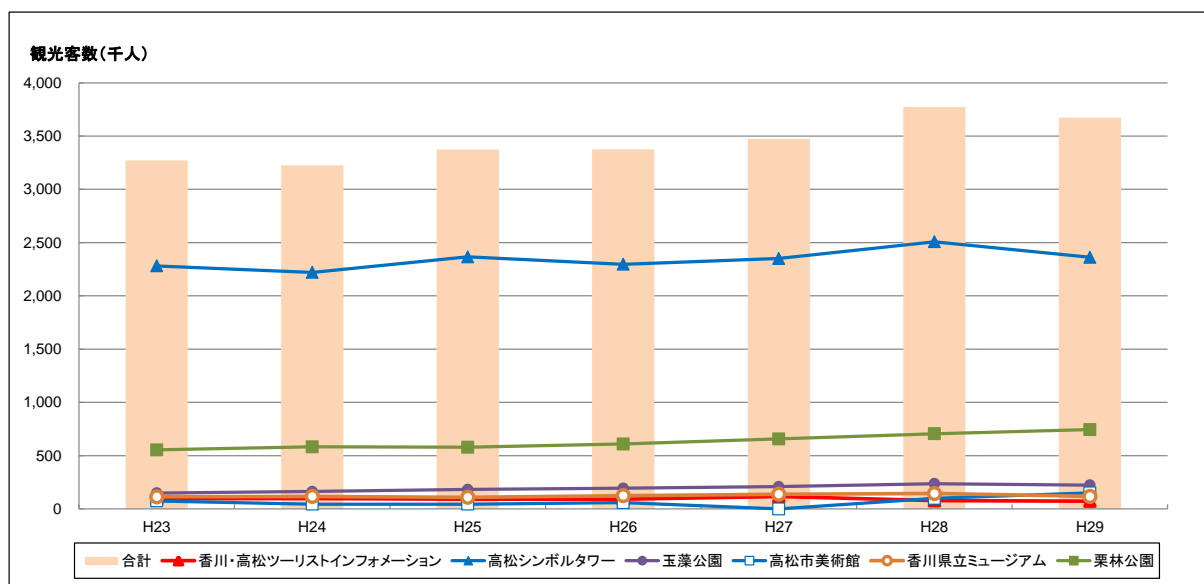


図 主要な観光施設の年間利用者数の推移

(資料：市資料)

表 主要な観光施設の年間利用者数の推移

(単位：千人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
香川・高松観光インフォメーション	96	97	92	92	117	78	73
高松シンボルタワー	2,281	2,220	2,366	2,297	2,351	2,508	2,362
玉藻公園	150	164	183	194	210	237	224
高松市美術館	75	45	45	59	0	99	151
香川県立ミュージアム	114	117	110	125	138	145	118
栗林公園	555	583	579	610	657	706	745
合計	3,271	3,226	3,375	3,377	3,473	3,773	3,673

※各年の利用者数は、1月1日～12月31日までの合計値を示す。

※インフォメーションプラザとまちなかサテライトはH28.3.15から香川・高松観光インフォメーションに統合。H27以前については、その合計値を示す。

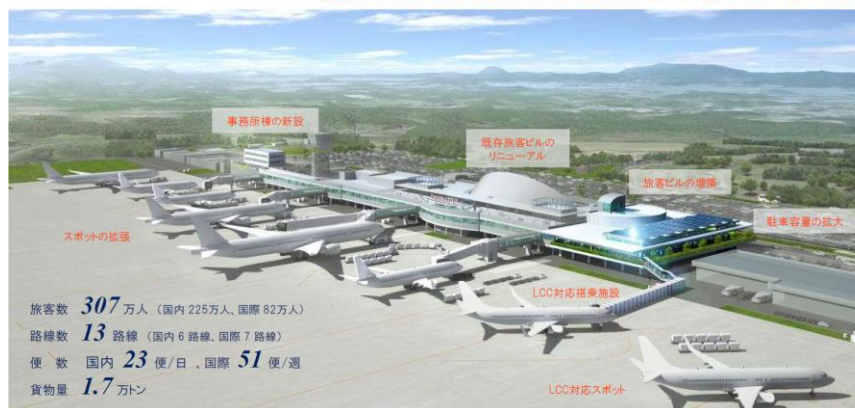
※高松市美術館はH27.1.14～H28.3.25に改修工事のため休館しており、H27の利用者数は0となっています。

③ 高松空港の利用者数

高松空港は、平成30年4月から三菱地所を代表企業とするグループが設立した「高松空港株式会社」により、空港全体の運営が開始され、2032年には旅客数307万人の達成を目指して、航空ネットワークの拡大や交流人口の更なる拡大など地域の活性化や地域経済を牽引していく空港運営の実現が期待されています。

アジア・世界とつながる、四国瀬戸内No.1の国際空港

複数のLCCの拠点化を進め、旅客数307万人を達成



旅客数 **307** 万人 (国内 225万人、国際 82万人)
 路線数 **13** 路線 (国内 6 路線、国際 7 路線)
 便数 国内 **23** 便/日、国際 **51** 便/週
 貨物量 **1.7** 万トン

<将来イメージの実現に向けて>

- LCCの拠点化に向けたエアポートセールス
- 潜在需要の大きな海外・首都圏をターゲットとした航空需要の取込み
- 空港使用料の低廉化と受入環境の整備
- 魅力的な商業施設、エアライン誘致のための原資づくり
- 長期にわたる安全・安心の空港インフラ経営
- 地域のベストパートナーとなり、地域の魅力を向上

旅客数・貨物量の目標値

	2015年 (現在)	2022年 (5年後)	2032年 (15年後)
旅客数	180 万人	260 万人	307 万人
国内	165 万人	209 万人	225 万人
国際	15 万人	51 万人	82 万人
貨物量	0.6 万トン	1.3 万トン	1.7 万トン

307万人達成への成長ステップ

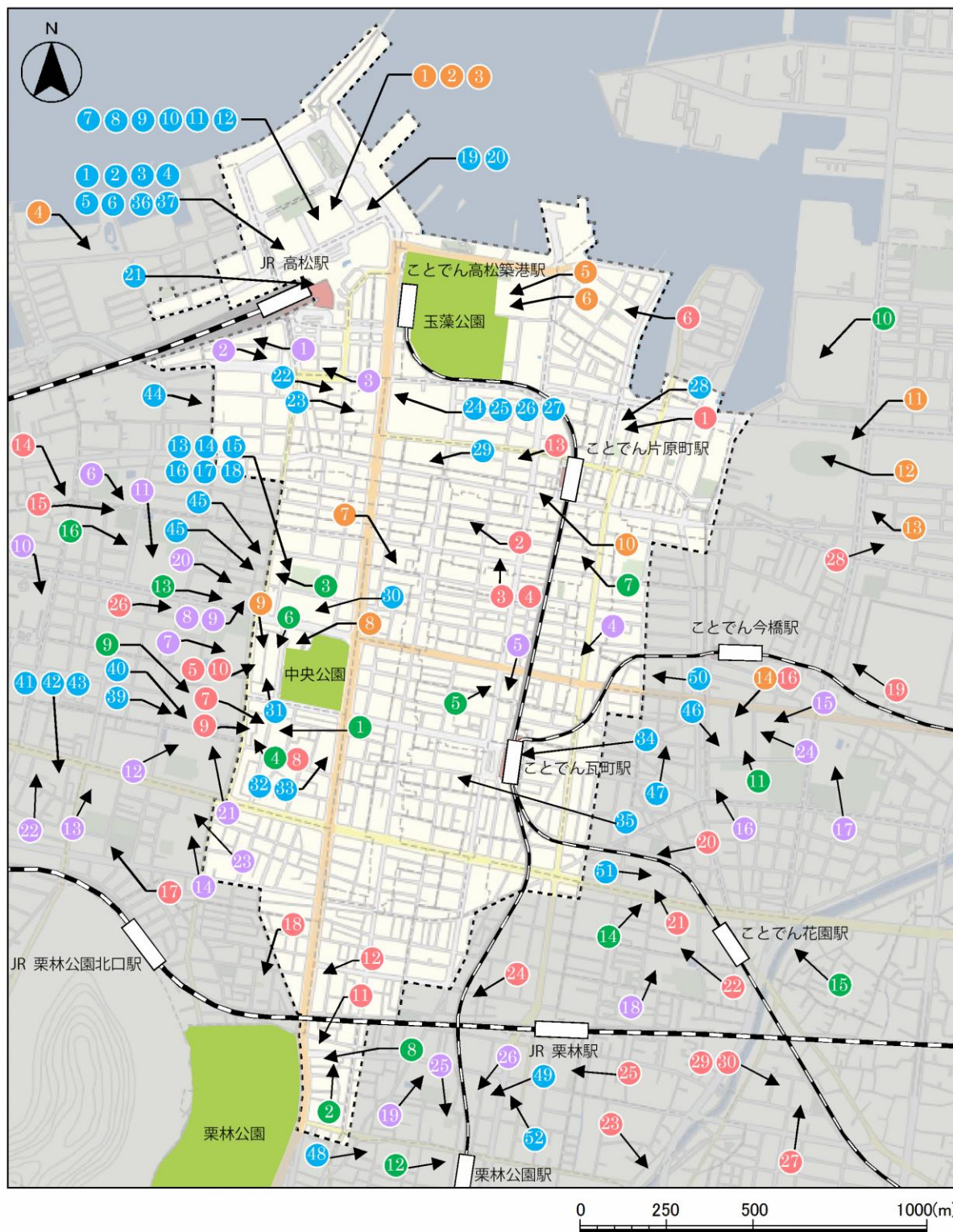


(資料：高松空港株式会社ホームページ)

(4) 都市機能関係

中心市街地やその周辺には、県庁や市役所を始めとする主要な公共施設や文化施設、医療施設、福祉施設等が数多く集積しています。

また、サンポートエリアには、国の出先機関など、四国の広域行政機能を担う施設も多く集積しています。



(資料：高松市ホームページ「たかまつぷ」)

図 主要公共公益施設等位置図

表 主要公共公益施設一覧

	中心市街地内	中心市街地周辺	
行政施設	①高松サンポート合同庁舎 ②四国厚生支局 ③香川労働局 ④高松労働基準監督署 ⑤四国経済産業局 ⑥四国地方整備局 ⑦かがわ国際会議場 ⑧高松シンボルタワー ⑨香川パスポートセンター ⑩e-とびあ・かがわ ⑪香川ビジネスターマinal ⑫かがわプラザ ⑬四番丁スクエア ⑭高松市市民活動センター ⑮高松市埋蔵文化財センター ⑯高松市コミュニティ協議会連絡会 ⑰高松市連合自治会連絡協議会 ⑱高松市創造支援センター ⑲高松港旅客ターミナルビル	⑳高松港管理事務所 ㉑インフォメーションプラザ ㉒高松北警察署 ㉓日本銀行高松支店 ㉔高松法務局 ㉕高松高等・地方検察庁 ㉖高松高等・地方・簡易裁判所 ㉗高松家庭裁判所 ㉘高松市新塩屋町コミュニティセンター ㉙高松中央郵便局 ㉚高松市役所 ㉛高松市上下水道局 ㉜高松国税局 ㉝高松税務署 ㉞高松市市民サービスセンター ㉟しごとプラザ高松 ㊱四国管区警察署 ㊲四国財務局	㊳高松市四番丁コミュニティセンター ㊴香川県警察本部 ㊵香川県庁 ㊶高松市消防局 ㊷高松市北消防署 ㊸高松市消防団本部 ㊹高松西年金事務所 ㊺高松商工会議所 ㊻香川県高松合同庁舎 ㊼高松東年金事務所 ㊽高松市栗林コミュニティセンター ㊾高松市保健センター ㊿高松市築地コミュニティセンター ①高松市花園コミュニティセンター ②高松市保健所
文化等施設	①サンポートホール高松 ②高松市文化芸術ホール ③サンポート高松展示場 ④高松市立市民プール ⑤香川県県民ホール	⑥香川県立ミュージアム ⑦高松市美術館 ⑧香川国際交流会館 ⑨香川県文化会館 ⑩高松市生涯学習センター	⑪県立武道館 ⑫高松競輪場 ⑬旧香川県立体育館 ⑭たかまつミライエ
医療施設	①KKR高松病院 ②へいわこどもクリニック ③整形外科吉峰病院 ④三宅リハビリテーション病院	⑤マオカ病院 ⑥高松大林病院 ⑦クワヤ病院 ⑧高松平和病院	⑨高松赤十字病院 ⑩香川県立中央病院 ⑪高松市夜間急病診療所 ⑫栗林病院 ⑬五番丁病院 ⑭斎藤病院 ⑮伊達病院 ⑯ルカ病院
福祉施設	①城東保育園 ②わはは・ひろば高松(子育て支援施設) ③高松保育園 ④高松第二保育園 ⑤香川県社会福祉総合センター ⑥特別養護老人ホーム玉藻荘 ⑦総合福祉センターオレンジスクエア 介護付有料老人ホームあずさ ⑧訪問看護ステーションみやげ ⑨グループホームやすらぎ ⑩香川県視覚障害者福祉センター ⑪介護老人保健施設虹の里 ⑫グループホームひがん ⑬ナーシングホームせせらぎ	⑭高松市立扇町保育所 ⑮老人いこいの家二番丁荘 ⑯たかまつファミリー・サポート・センター ⑰老人いこいの家亀阜荘 ⑱中野保育所 ⑲松福保育園 ⑳老人いこいの家花畑荘 ㉑高松市総合福祉会館 ㉒こぶし花園保育園 ㉓老人いこいの家東藤塚荘 ㉔敬愛保育園 ㉕高松市立桜町保育所 ㉖介護老人保健施設明けの星 ㉗グループホーム愛の里 ㉘身体障害者福祉センターコスモス園 ㉙ケアハウスはなぞの ㉚特別養護老人ホームはなぞの園	
教育施設	①穴吹医療大学校 ②穴吹ビューティーカレッジ ③穴吹バティシエ福祉カレッジ ④穴吹動物カレッジ ⑤光華幼稚園		⑥高松市立新番丁小学校 ⑦香川県立高松高等学校 ⑧穴吹ビジネスカレッジ ⑨穴吹コンピューターカレッジ ⑩香川大学 ⑪香川県立高松工業高等学校 ⑫香川大学附属高松小学校 ⑬高松市立亀阜小学校 ⑭英明高等学校 ⑮高松中央高等学校 ⑯香川県立高松商業高等学校 ⑰高松市立高松第一小学校・中学校 ⑱高松市立花園小学校 ⑲高松市立栗林小学校 ⑳高松聖母幼稚園 ㉑香川大学附属幼稚園 ㉒亀阜幼稚園 ㉓高松幼稚園 ㉔高松中央高校幼稚園 ㉕栗林幼稚園 ㉖桜町聖母幼稚園

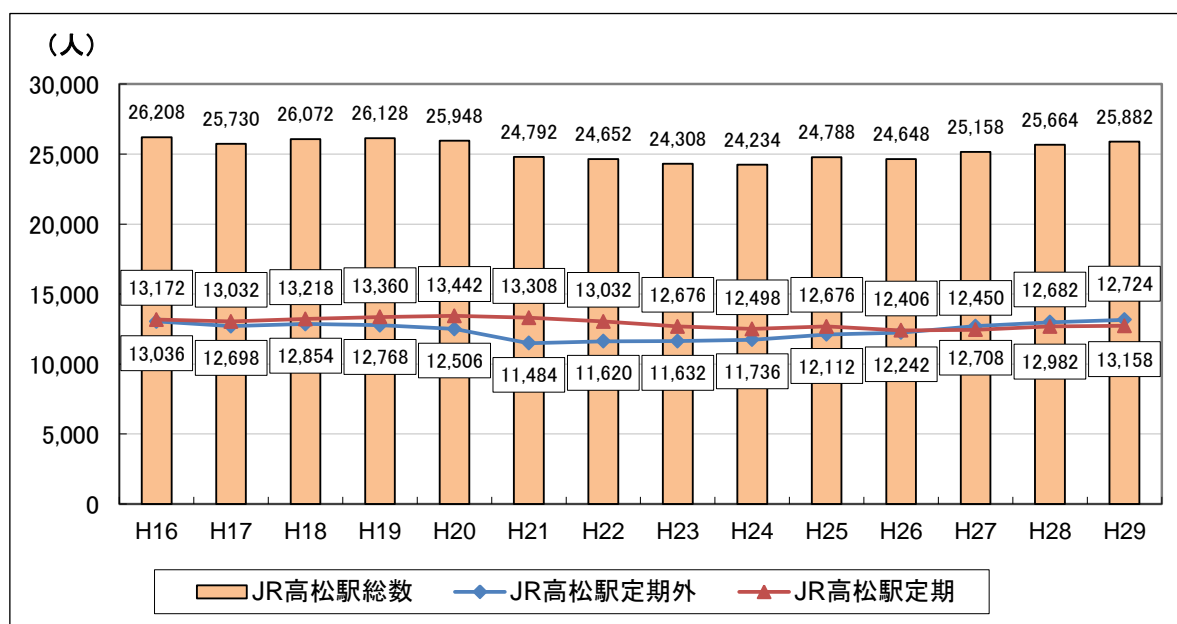
(5) 交通

① 公共交通機関（JR、高松琴平電気鉄道、一般乗合バス）

中心市街地の公共交通については、中心市街地の北側にJR高松駅が位置するとともに、中心市街地の東側を高松琴平電気鉄道が縦断しています。

■ JR高松駅の利用状況

JR高松駅の1日の平均乗降客数の推移を見ると、平成24年では24,234人と16年と比較すると約2,000人減少しています。しかし、25年から乗降客数は増加に転じており、25年から29年にかけては約1,600人増加し、29年は25,882人となっています。

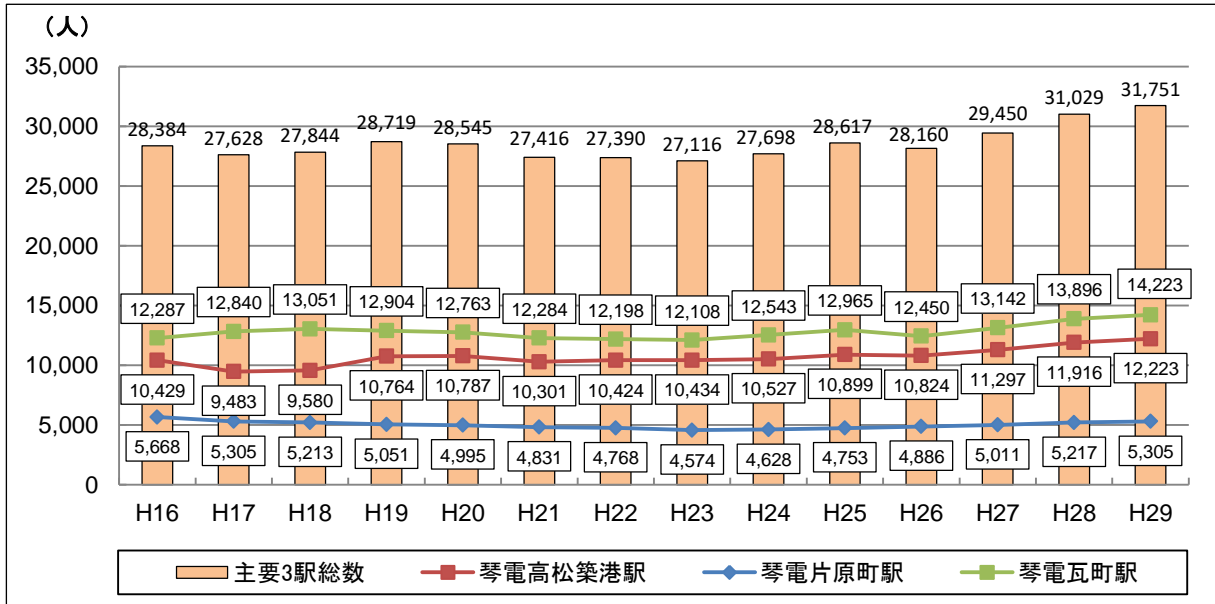


(資料：市資料)

図 JR高松駅の1日平均乗降客数

■高松琴平電気鉄道の主要3駅の利用状況

高松琴平電気鉄道の主要3駅（高松築港駅、片原町駅、瓦町駅）の1日の平均乗降客数の推移を見ると、平成23年から主要3駅全て増加傾向にあり、平成23年から29年にかけて約4,600人増加し、29年は31,751人となっています。

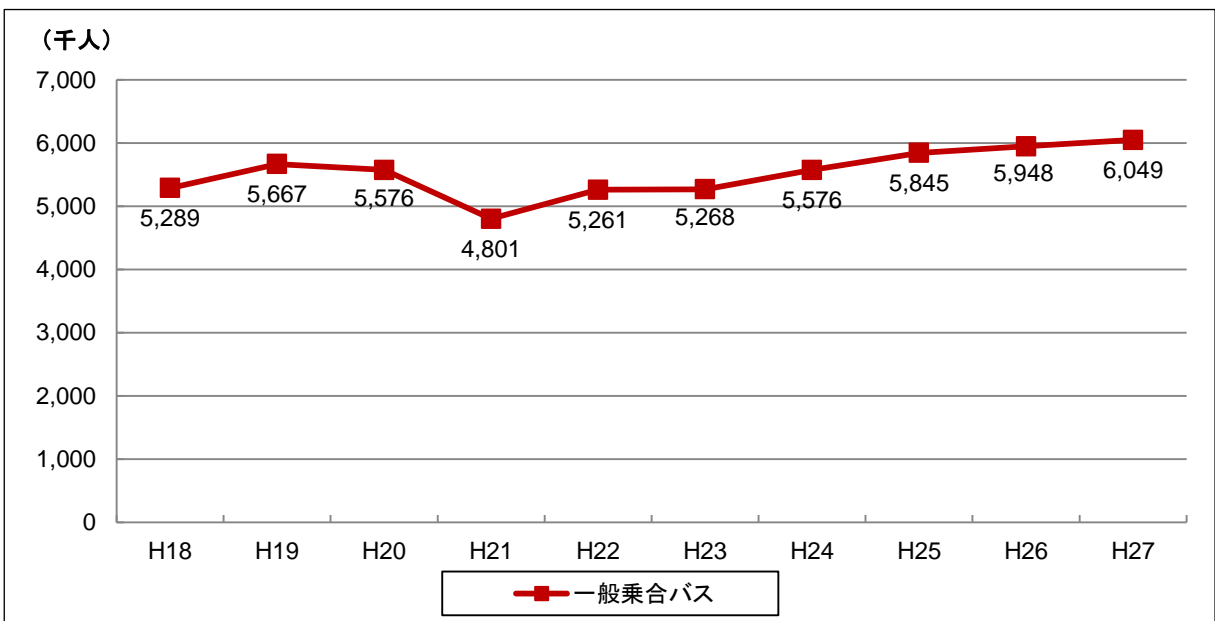


(資料：市資料)

図 高松琴平電気鉄道主要3駅の1日の平均乗降客数

■香川県内の一般乗合バスの利用状況

香川県内の一般乗合バスの年間の輸送人員の推移を見ると、平成19年まで増加傾向でしたが、20年から減少に転じ、21年に4,801千人まで減少しました。しかし、22年から増加に転じ、27年は6,049千人となっています。



(資料：市資料)

図 香川県内の一般乗合バスの輸送人員

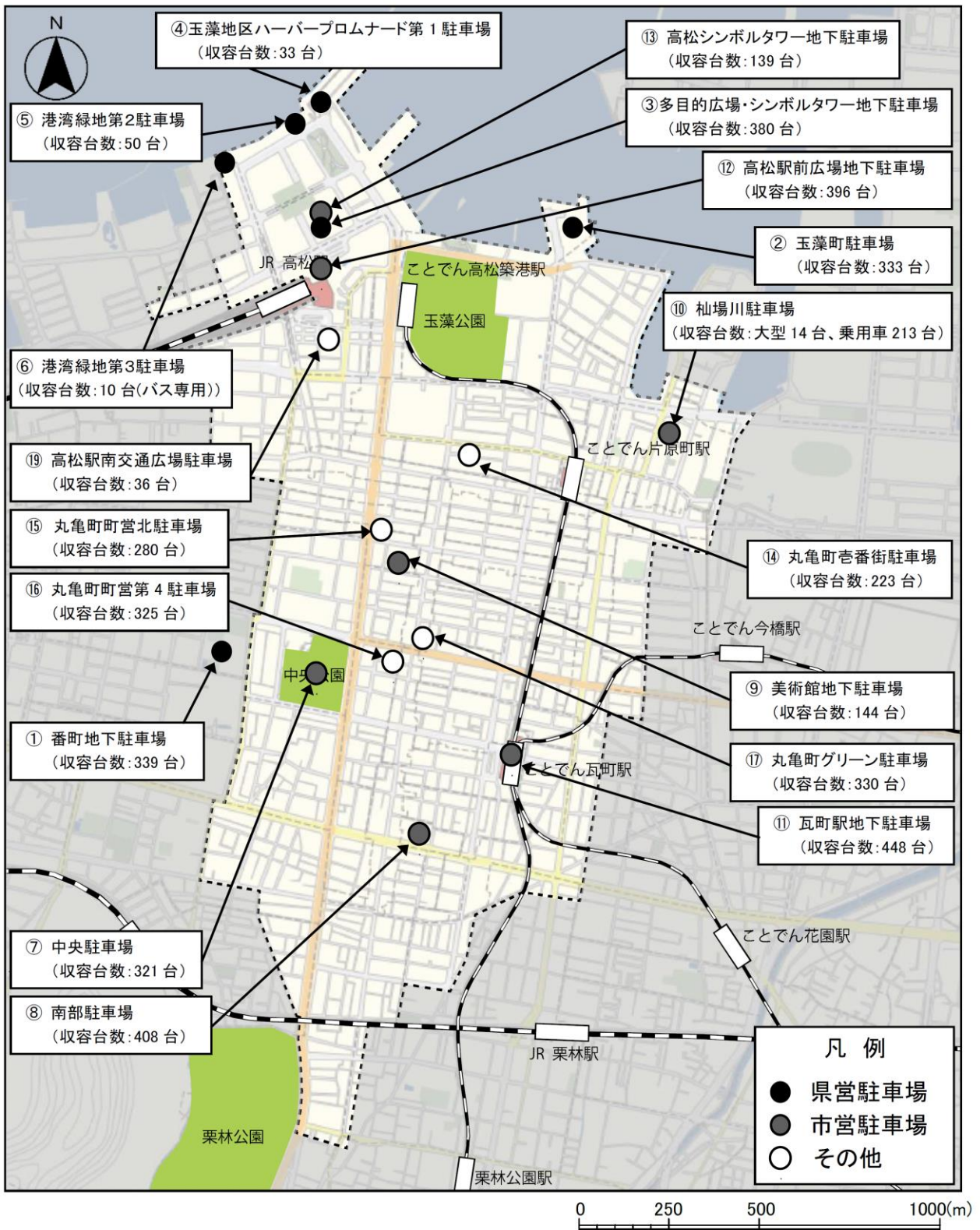
② 中心市街地の自動車用駐車場

中心市街地やその周辺には、市立瓦町駅地下駐車場（448 台収容）、市立南部駐車場（408 台収容）、県営多目的広場・シンボルタワー地下駐車場（380 台収容）を始めとする多くの駐車場が点在しています。

表 主要駐車場一覧

管理者	番号	駐車場名	収容台数（台）
県営駐車場	①	番町地下駐車場	339
	②	玉藻町駐車場	333
	③	多目的広場・シンボルタワー地下駐車場	380
	④	玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場	33
	⑤	港湾緑地第2駐車場	50
	⑥	港湾緑地第3駐車場	10（バス専用）
市立駐車場	⑦	中央駐車場	321
	⑧	南部駐車場	408
	⑨	美術館地下駐車場	144
	⑩	杣場川駐車場	大型 14、乗用車 213
	⑪	瓦町駅地下駐車場	448
	⑫	高松駅前広場地下駐車場	396
	⑬	高松シンボルタワー地下駐車場	139
その他	⑭	丸亀町壱番街駐車場	223
	⑮	丸亀町町営北駐車場	280
	⑯	丸亀町町営第4駐車場	325
	⑰	丸亀町グリーン駐車場	330

（資料：各駐車場施設ホームページより）



(資料：各駐車場施設ホームページより)

図 主要駐車場の分布状況

③ 中心市街地の駐輪場

駐輪場は中心市街地に14か所設置されていますが、放置自転車等による通行障害や景観の悪化が問題となっており、駐輪場の使い勝手の向上や、更なる充実が必要な状況にあります。

表 主要駐輪場一覧

管理者	番号	駐輪場名	収容台数(台)
市営駐輪場	①	高松駅前広場地下自転車駐車場	2,411台
	②	瓦町地下自転車駐車場	960台
	③	栗林公園駅前自転車駐車場	188台
町営駐輪場	④	丸亀町営北駐車場	191台
	⑤	丸亀町営第4駐車場	150台
	⑥	丸亀町G街区駐輪場	600台
	⑦	丸亀町壱番街駐輪場	432台
	⑧	常磐町商店街駐輪場	68台
	⑨	田町商店街駐輪場	30台
	⑩	兵庫町第2駐輪場	50台
	⑪	ライオン通商店街駐輪場	66台
	⑫	ライオン通商店街第2駐輪場	30台
	⑬	南新町商店街駐輪場	39台
	⑭	兵庫町第3駐輪場	50台

(資料：各駐輪場施設ホームページより)



図 中心市街地内の駐輪場の分布状況 (資料：各駐輪場施設ホームページより)

④ 中心市街地の歩行者通行量

中心市街地の主要な地点（15 地点）における歩行者通行量は、平成 19 年と 29 年の比較では、増加地点は平日が 2 か所、休日が 3 か所となっています。一方、24 年と 29 年の比較では減少地点が多く、平日の増加地点は 1 か所、休日は 1 か所となっています。

中心市街地全体の歩行者通行量は、平日・休日ともに平成 19 年から経年的に減少傾向にあります。

表 中央商店街通行量の推移（平日）

歩行者通行量調査 調査時間：午前 10 時～午後 7 時（9 時間）（各年度 5 月～8 月調査と 9 月～10 月調査の平均）（単位：人）

地点 年度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	合 計
	兵庫町 （西）	兵庫町 （東）	片原町西 （西）	片原町西 （東）	片原町東 （西）	丸亀町 （北）	丸亀町 （南）	ライオン通 （北）	ライオン通 （南）	南新町 （南）	常磐町 （西）	常磐町 （東）	田町 （中）	菊池寛通り （南）	菊池寛通り （北）	
19	6,854	14,288	13,283	9,789	9,313	14,127	13,830	4,732	3,690	13,345	7,696	7,613	10,941	4,312	3,140	136,953
20	9,766	14,373	12,523	10,268	8,884	13,880	12,876	5,013	3,544	12,253	7,946	7,254	11,065	2,660	2,964	135,269
21	6,708	13,906	12,182	9,506	8,486	14,345	13,306	4,416	3,293	13,457	7,961	7,276	11,171	2,518	2,882	131,413
22	7,244	13,752	12,110	9,527	7,716	14,559	11,088	4,546	3,500	11,816	7,433	6,624	9,843	2,443	2,646	124,847
23	7,066	13,865	13,189	9,730	8,542	15,716	11,865	4,481	3,682	12,811	7,578	6,858	10,948	2,168	2,735	131,234
24	6,631	12,851	13,538	9,503	8,068	12,078	9,640	6,099	4,920	11,724	7,695	6,474	10,093	2,564	2,830	124,708
25	5,506	11,205	10,720	8,415	6,737	9,993	9,163	5,013	3,655	10,206	6,764	5,455	7,881	2,086	2,058	104,857
26	5,360	10,869	10,115	8,293	7,109	9,994	8,737	5,111	3,756	9,610	5,949	4,528	8,044	2,118	2,258	101,851
27	6,377	11,896	11,497	8,686	7,871	10,125	9,475	5,883	4,738	10,755	6,780	5,589	9,377	2,677	2,541	114,267
28	5,754	11,621	11,828	8,132	7,226	10,201	9,025	5,585	4,074	9,409	6,095	5,175	8,646	2,460	2,407	107,638
29	5,750	11,753	11,327	8,293	7,126	11,373	10,528	5,703	3,969	11,002	6,583	5,797	8,257	2,430	2,006	111,897
H29/H19 (%)	83.9%	82.3%	85.3%	84.7%	76.5%	80.5%	76.1%	120.5%	107.6%	82.4%	85.5%	76.1%	75.5%	56.4%	63.9%	81.7%
H29/H24 (%)	86.7%	91.5%	83.7%	87.3%	88.3%	94.2%	109.2%	93.5%	80.7%	93.8%	85.5%	89.5%	81.8%	94.8%	70.9%	89.7%

表 中央商店街通行量の推移（休日）

歩行者通行量調査 調査時間：午前 10 時～午後 7 時（9 時間）（各年度 5 月～8 月調査と 9 月～10 月調査の平均）（単位：人）

地点 年度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	合 計
	兵庫町 （西）	兵庫町 （東）	片原町西 （西）	片原町西 （東）	片原町東 （西）	丸亀町 （北）	丸亀町 （南）	ライオン通 （北）	ライオン通 （南）	南新町 （南）	常磐町 （西）	常磐町 （東）	田町 （中）	菊池寛通り （南）	菊池寛通り （北）	
19	4,215	11,401	15,489	8,598	6,679	15,193	13,685	4,240	3,264	12,594	9,175	8,576	8,365	2,093	3,114	126,681
20	4,016	10,975	13,860	9,135	6,584	14,258	13,219	4,408	2,522	11,219	7,515	7,115	7,262	1,683	2,861	116,632
21	4,376	10,798	12,912	7,878	5,702	13,796	11,384	3,736	2,309	10,628	6,828	6,272	7,217	1,244	2,154	107,234
22	4,398	10,686	11,462	7,926	5,176	14,088	10,633	3,680	1,913	12,871	13,663	10,177	6,559	1,387	1,384	116,003
23	3,392	10,838	13,369	8,059	5,647	17,909	11,418	3,750	2,156	12,974	19,570	18,234	6,824	1,663	2,258	138,061
24	4,088	11,172	16,893	8,504	5,934	20,480	15,971	4,851	3,581	11,358	8,992	8,015	7,178	2,212	2,649	131,878
25	3,889	10,899	14,317	8,022	5,891	16,880	13,613	4,745	3,502	10,833	7,513	6,530	7,085	1,738	2,769	118,226
26	4,072	10,424	15,206	8,457	5,928	17,735	13,781	4,960	3,515	10,606	7,185	6,092	6,787	1,653	2,330	118,731
27	3,733	10,736	14,794	8,053	5,920	18,144	15,182	4,806	3,766	12,060	9,426	9,254	6,935	2,347	3,701	128,857
28	3,952	13,116	18,071	7,733	5,744	20,833	14,932	5,335	3,167	10,821	8,295	7,602	6,295	1,964	2,706	130,566
29	3,401	9,821	15,380	7,233	5,306	17,953	15,245	4,838	2,810	10,845	8,242	8,266	5,341	1,683	2,203	118,567
H29/H19 (%)	80.7%	86.1%	99.3%	84.1%	79.4%	118.2%	111.4%	114.1%	86.1%	86.1%	89.8%	96.4%	63.8%	80.4%	70.7%	93.6%
H29/H24 (%)	83.2%	87.9%	91.0%	85.1%	89.4%	87.7%	95.5%	99.7%	78.5%	95.5%	91.7%	103.1%	74.4%	76.1%	83.2%	89.9%

（資料：中央商店街歩行者通行量調査）

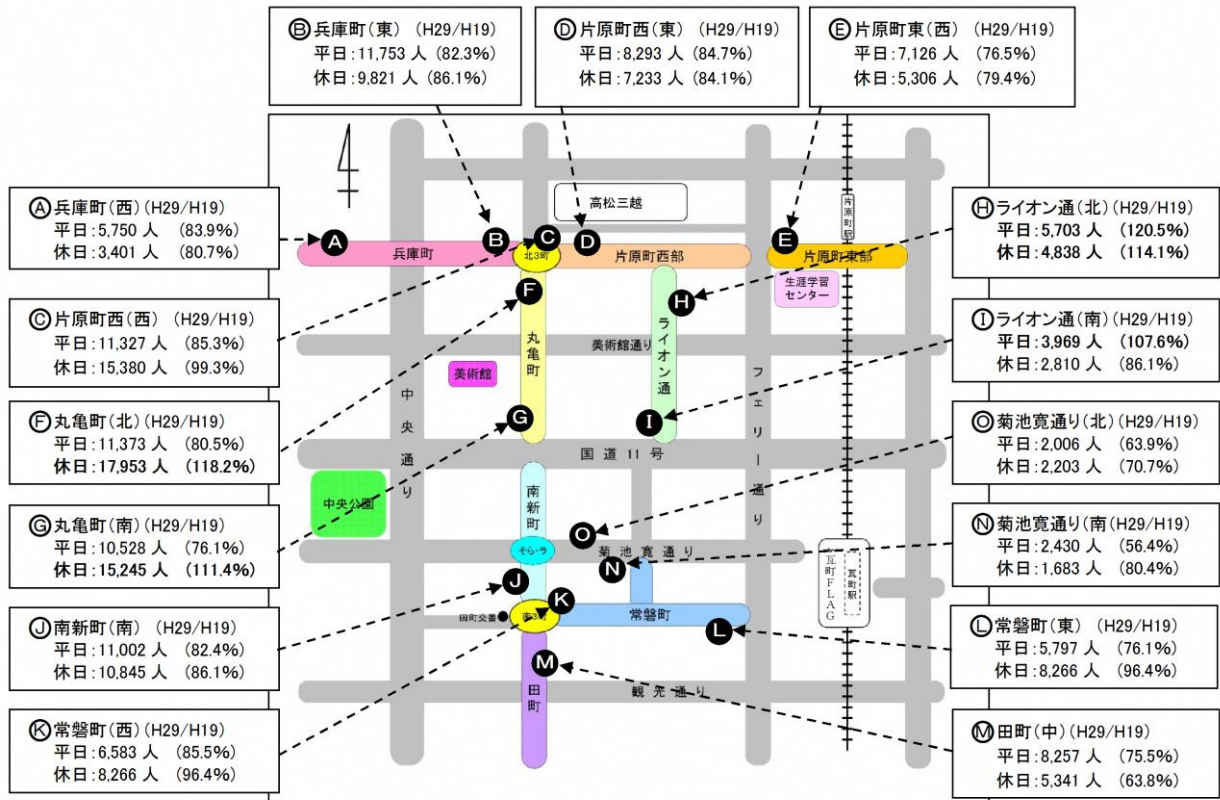


図 平成 29 年度歩行者通行量 (15 地点)

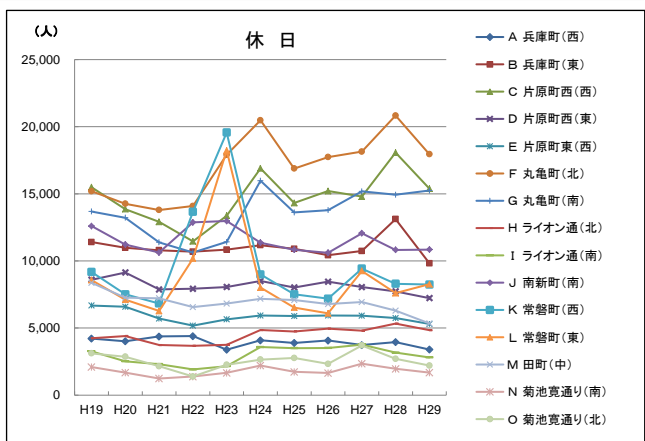
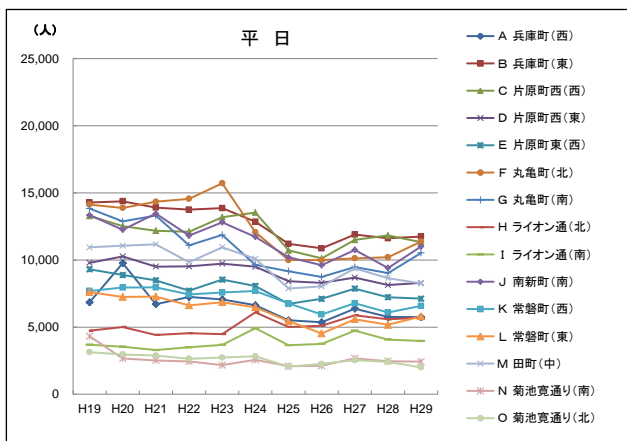
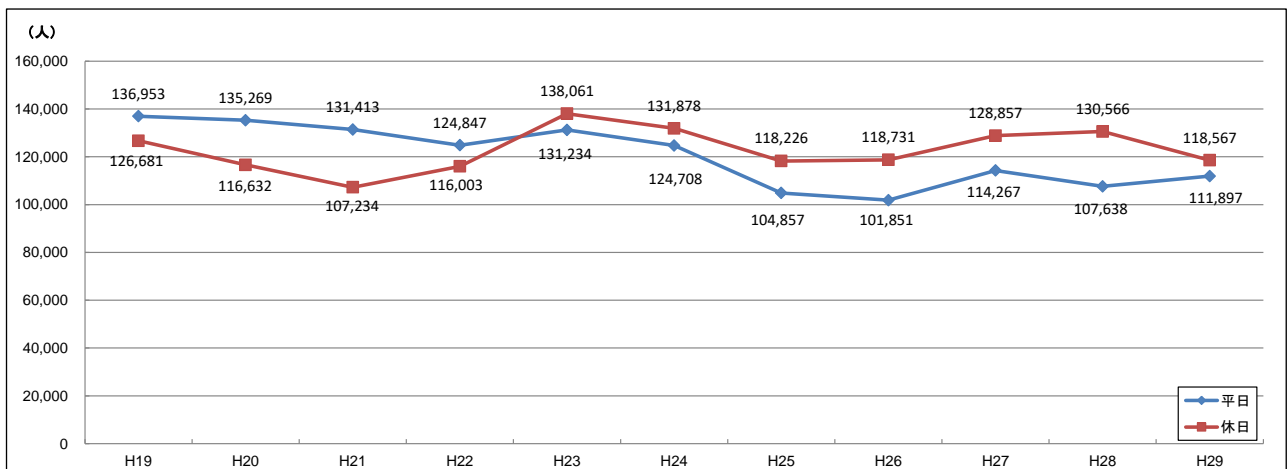


図 歩行者通行量の推移

(資料：中央商店街歩行者通行量調査)

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 市民アンケートの概要

■調査目的

第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、中央商店街の利用者に対し、利用状況、利用促進に必要な施設、街なか居住に求められるものなどのニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

【調査概要】

調査手法	聞き取り方式（ヒアリング）
調査日	平成30年6月30日（土）～7月1日（日）の2日間 10時～18時
調査地点	高松丸亀町商店街の振興組合前、丸亀町グリーン前の2か所
調査対象	中央商店街の利用者
調査主体	高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 住宅・まちづくり企画課
回答数	430票（6月30日（土）：201票、7月1日（日）：229票）

■アンケート結果

市民アンケートによる集計結果を以下に示します。

なお、端数処理等の関係で表記数値合計が100%にならない場合があります。

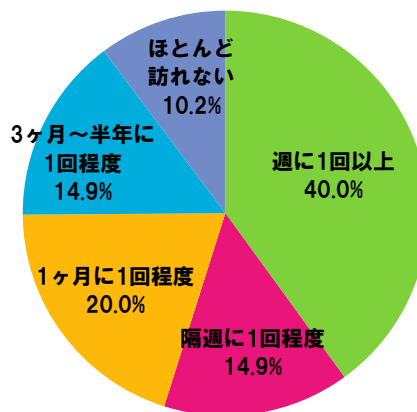
① 高松市の中心市街地・商店街・ショッピングセンターの利用について

■訪問頻度

どのくらいの頻度で高松市の中心市街地及び商店街を訪れますか

・中心市街地及び商店街への訪問頻度は、「週に1回以上」が40.0%で最も多く、次いで「1ヶ月に1回程度」が20.0%となっています。

カテゴリ	件数
週に1回以上	172
隔週に1回程度	64
1ヶ月に1回程度	86
3ヶ月～半年に1回程度	64
ほとんど訪れない	44
サンプル数	430

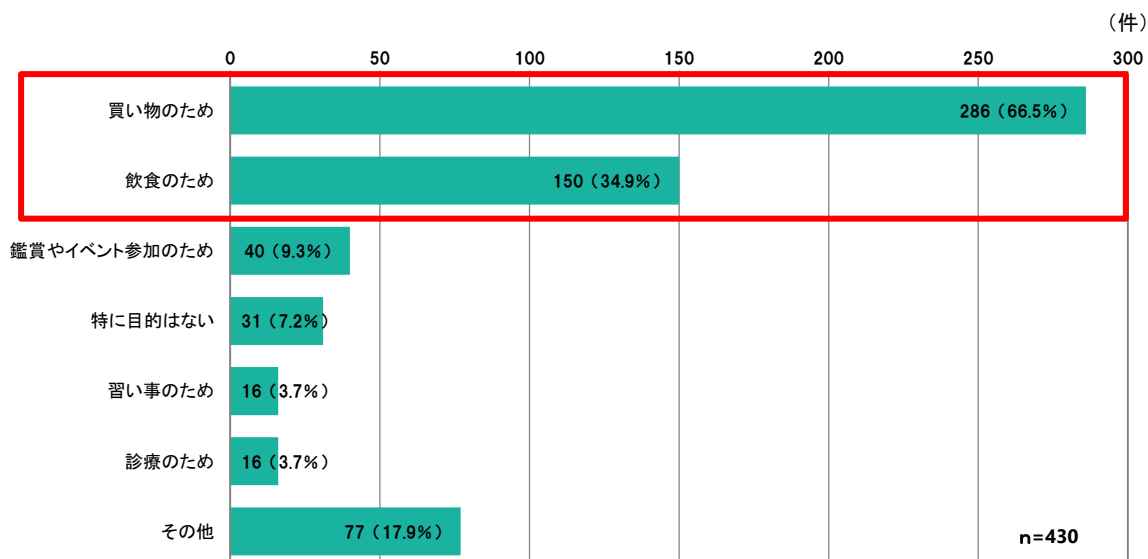


n=430

■訪問目的

高松市の中心市街地及び商店街は、主にどのような目的で訪れましたか（複数回答）

・中心市街地及び商店街の訪問目的は、「買い物のため」と回答した人が66.5%で最も多く、次いで「飲食のため」が34.9%となっています。



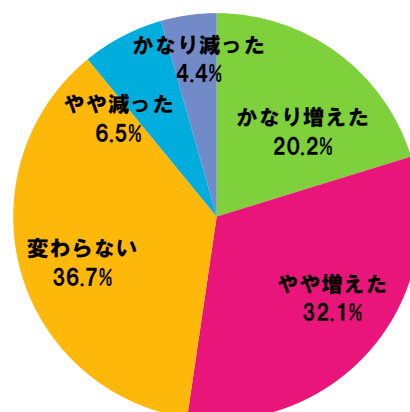
■訪問頻度（5年前との変化）

5年前と比べて、高松市の中心市街地及び商店街を訪れる頻度は変わりましたか

・中心市街地及び中央商店街への訪問頻度は、「変わらない」が36.7%で最も多く、次いで「やや増えた」が32.1%となっています。

・中心市街地及び商店街への訪問頻度で「増えた」と回答した人は、52.3%で過半数を超えています。

カテゴリ	件数
かなり増えた	87
やや増えた	138
変わらない	158
やや減った	28
かなり減った	19
サンプル数	430



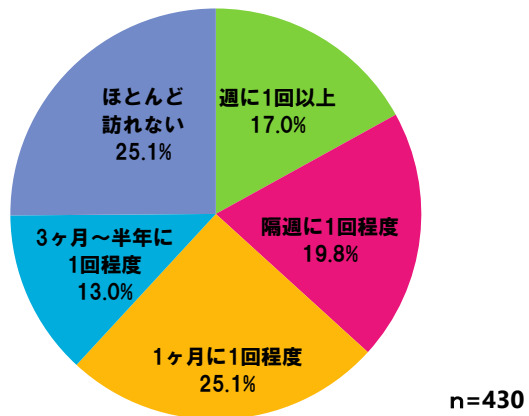
n=430

■郊外のショッピングセンターへの訪問頻度

どのくらいの頻度で郊外のショッピングセンターを訪れますか

- ・郊外のショッピングセンターへの訪問頻度は、「1ヶ月に1回程度」「ほとんど訪れない」がそれぞれ25.1%で最も多く、次いで「隔週に1回程度」が19.8%となっています。
- ・中央商店街の利用者は、あまり郊外ショッピングセンターへの来訪する傾向にないことが推察できます。

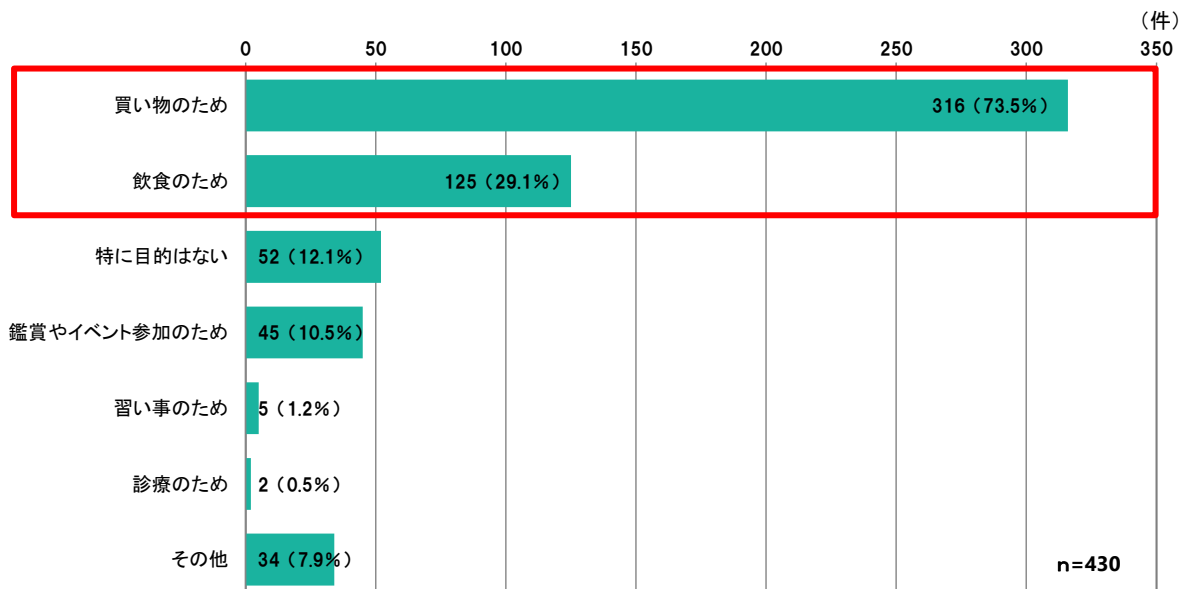
カテゴリ	件数
週に1回以上	73
隔週に1回程度	85
1ヶ月に1回程度	108
3ヶ月～半年に1回程度	56
ほとんど訪れない	108
サンプル数	430



■郊外のショッピングセンターへの訪問目的

郊外のショッピングセンターは、主にどのような目的で訪れましたか（複数回答）

- ・郊外のショッピングセンターへの訪問目的は、「買い物のため」と回答した人が73.5%で最も多く、次いで「飲食のため」が29.1%となっています。

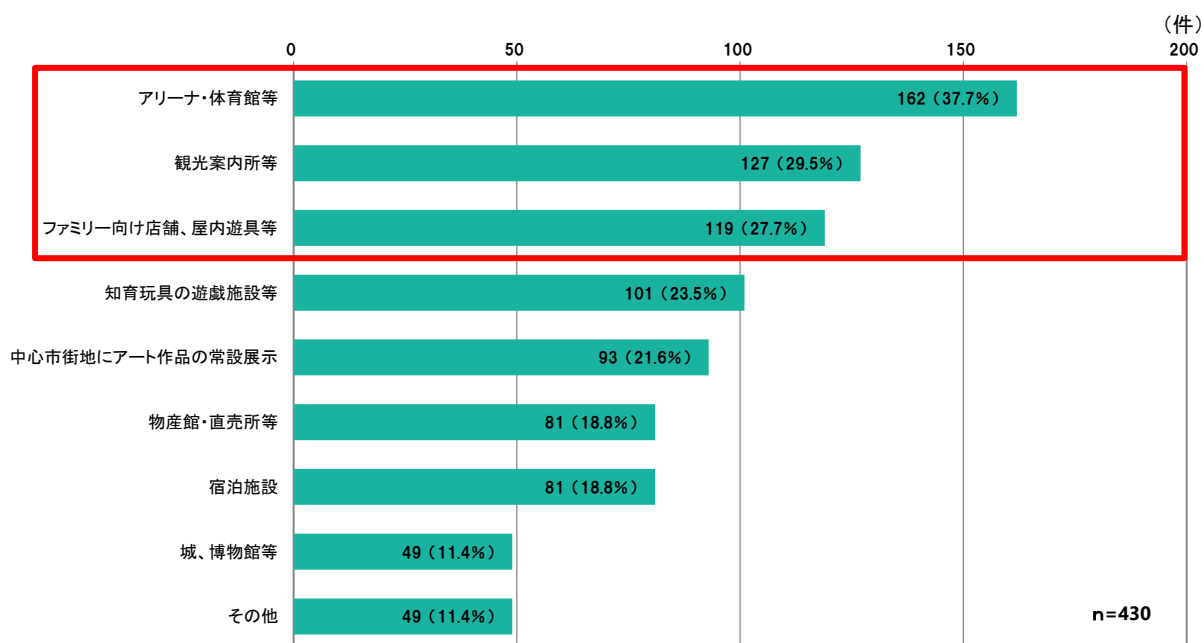


② 高松市の中心市街地・商店街に対するニーズについて

■訪れる機会を増やすための必要な施設

市外や県外から中心市街地を訪れていただくためには、どのような施設が必要と思いますか
(複数回答)

・市外や県外から中心市街地へ訪問してもらうために必要な施設は、「アリーナ・体育館等」と回答した人が 37.7%で最も多く、次いで「観光案内所等」が 29.5%、「ファミリー向け店舗、屋内遊具等」が 27.7%となっています。

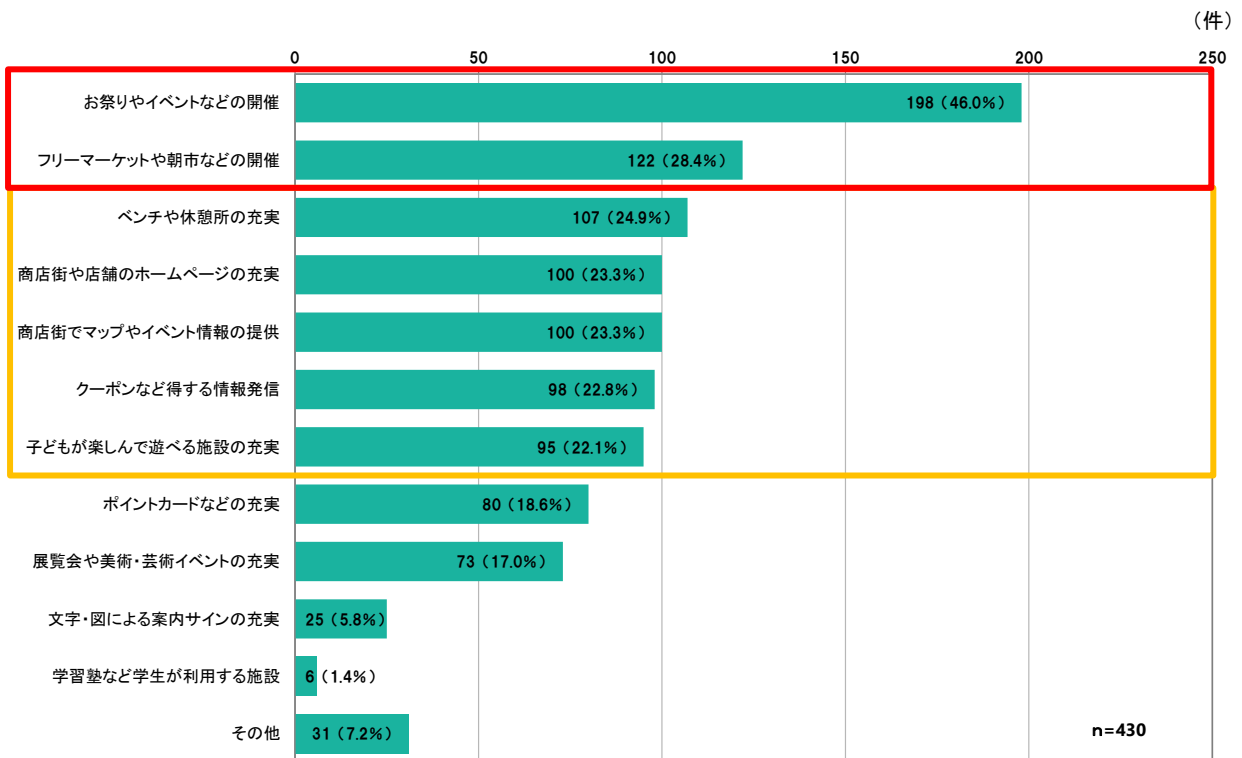


■ 中心市街地及び中央商店街を訪れる機会を増やすための行うべき取組

中心市街地及び商店街を訪れる機会を増やすため、どのような取組を行うべきと思いますか
(複数回答)

・ 中心市街地及び中央商店街への訪問機会を増やすために必要な取組は、「お祭りやイベントなどの開催」と回答した人が 46.0%で最も多く、次いで「フリーマーケットや朝市などの開催」が 28.4%となっており、中心市街地及び商店街のにぎわいの創出に資するものが求められています。

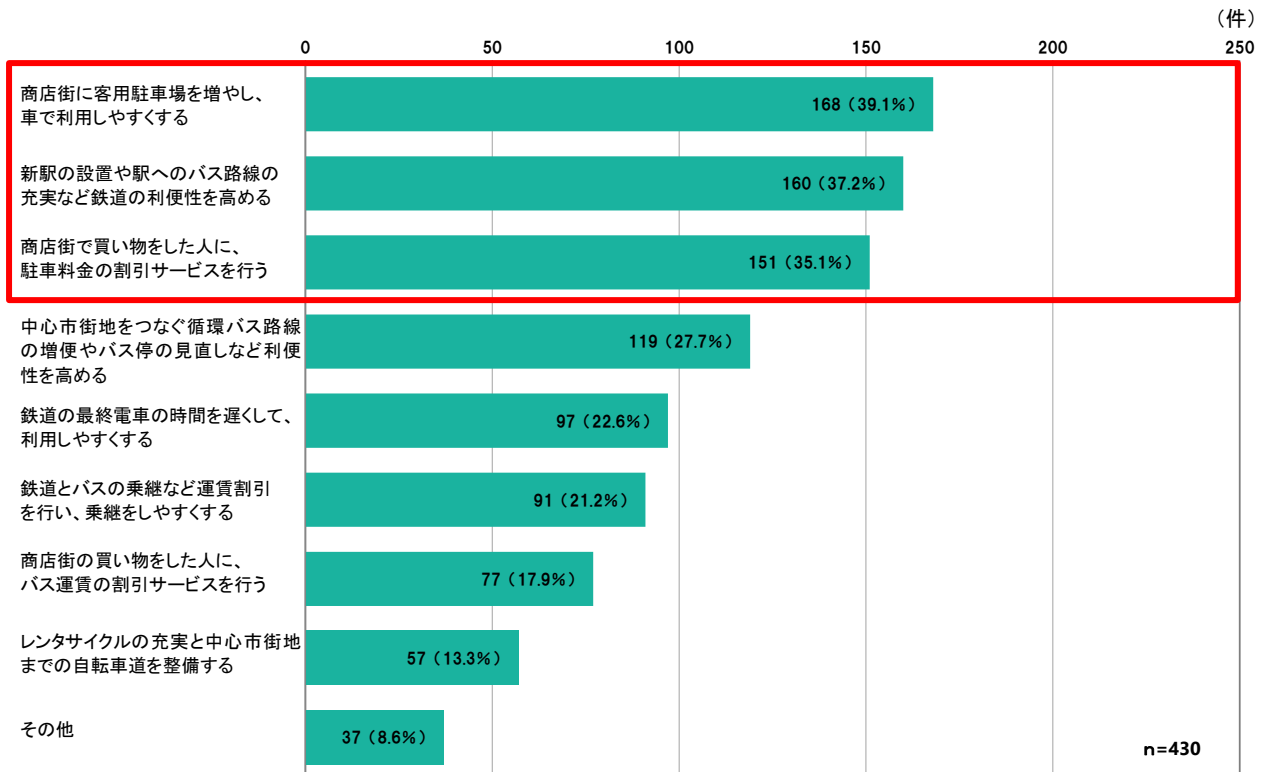
・ また、「ベンチや休憩所の充実」「商店街の店舗のホームページの充実」「商店街でマップやイベント情報の提供」「クーポンなど得する情報発信」「子どもが楽しんで遊べる施設の充実」と回答した人が、それぞれ 20%を超えており、商店街の利便性や利用環境の向上を高める取組も求められています。



■ 中心市街地に行きやすくするために行うべき取組

中心市街地に行きやすくするためには、どのような取組を行うべきと思いますか（複数回答）

・ 中心市街地へ行きやすくするために必要な取組は、「商店街に客用駐車場を増やし、車で利用しやすくする」と回答した人が 39.1%で最も多く、次いで「新駅の設置や駅へのバス路線の充実など鉄道の利便性を高める」が 37.2%、「商店街で買い物をした人に、駐車料金の割引サービスを行う」が 35.1%となっています。



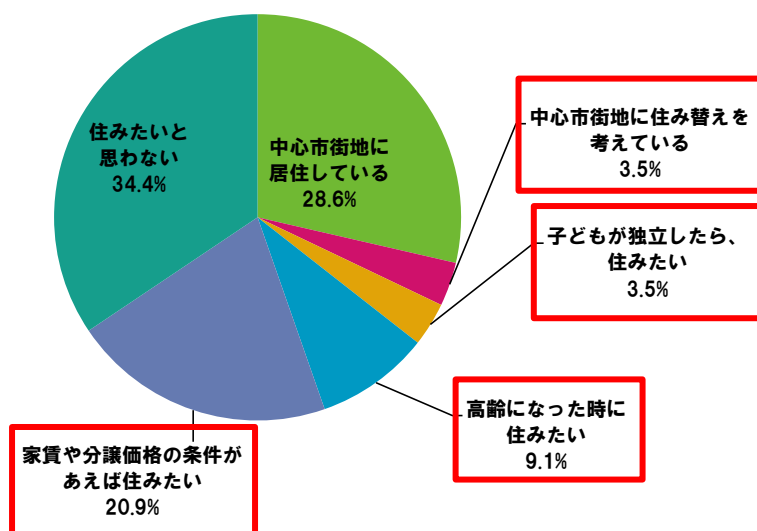
③ 高松市の中心市街地における居住について

■中心市街地への居住について

中心市街地に居住することについて、どのように思いますか

・中心市街地への居住について、中心市街地に住みたいと回答した「中心市街地に住み替えを考えている」、「子どもが独立したら、住みたい」、「高齢になったときに住みたい」、「家賃や分譲価格の条件があれば住みたい」の合計は37.0%で、「住みたいと思わない」の34.4%を上回っています。

・中心市街地に住みたいと回答した中で、「家賃や分譲価格の条件があれば住みたい」が20.9%で最も多く、次いで「高齢になった時に住みたい」が9.1%となっており、条件等が揃えば中心市街地に住みたいと考えている人が比較的多くなっています。

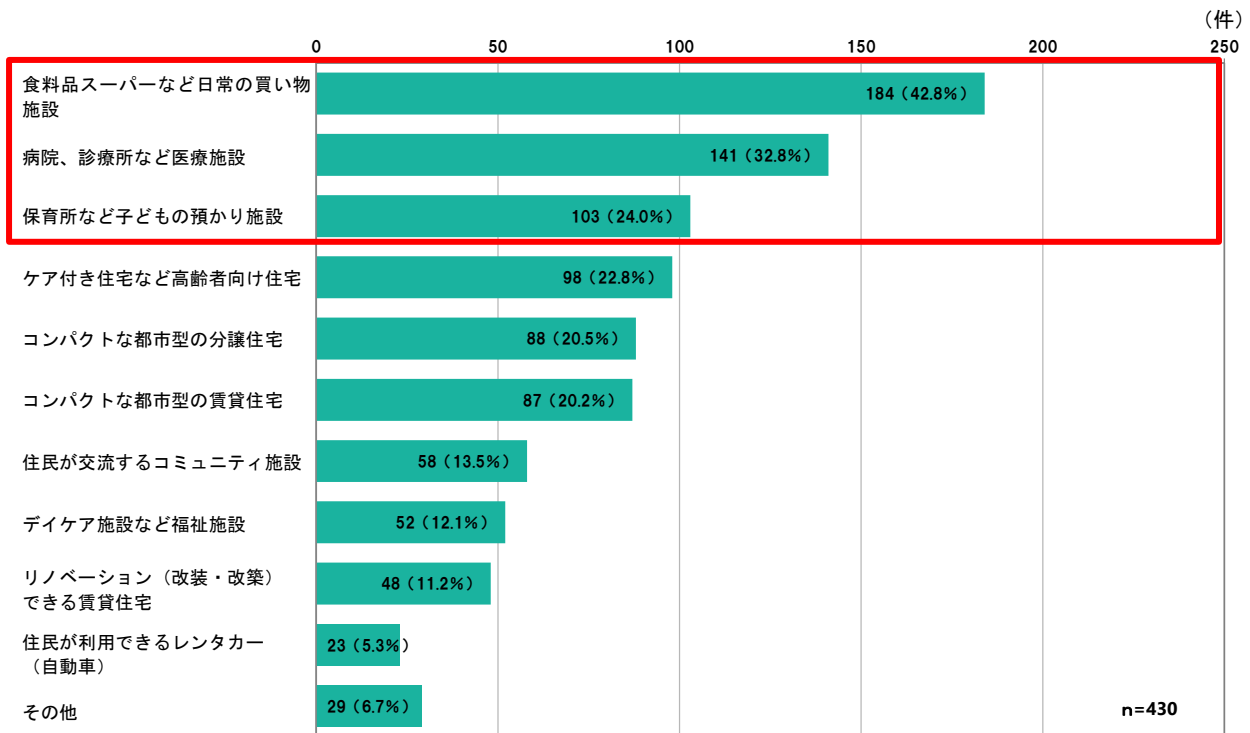


カテゴリ	件数
中心市街地に居住している	123
中心市街地に住み替えを考えている	15
子どもが独立したら、住みたい	15
高齢になった時に住みたい	39
家賃や分譲価格の条件があれば住みたい	90
住みたいと思わない	148
サンプル数	430

■ 中心市街地への居住を進めるために、充実すべき施設

中心市街地での居住を進めるために、どのような施設を充実すべきと思いますか（複数回答）

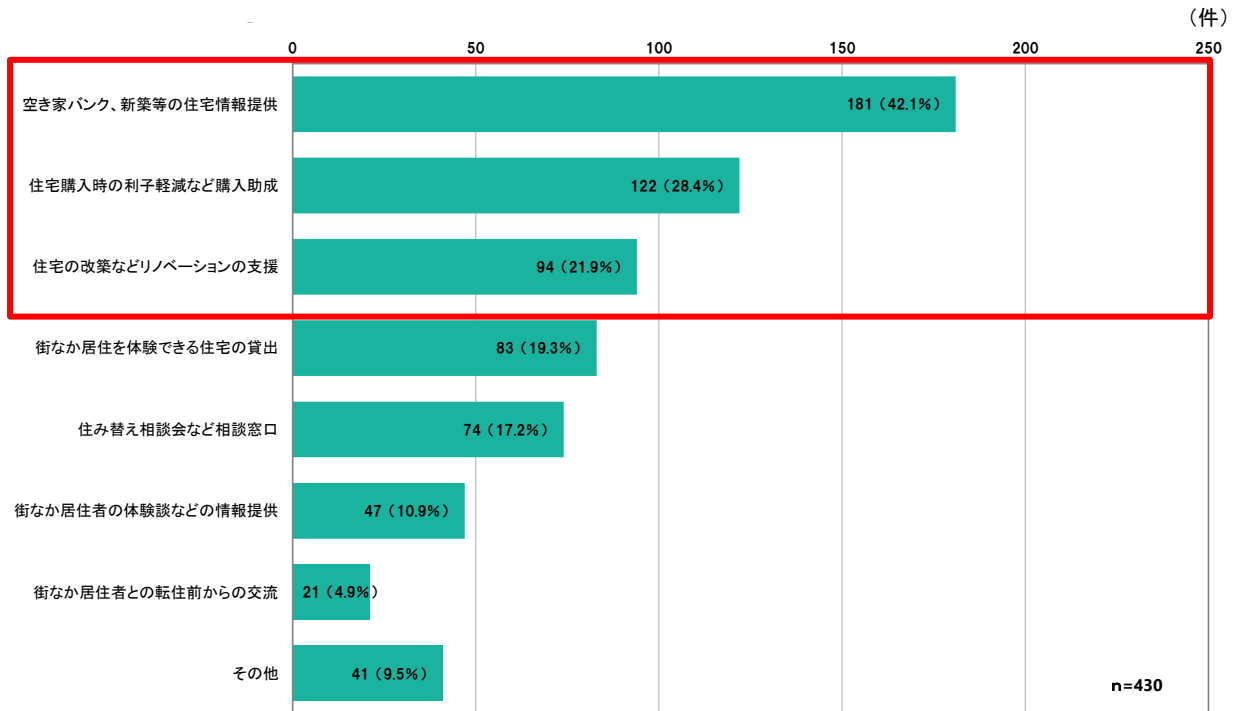
・ 中心市街地への居住を進めるために充実すべき施設は、「食料品スーパーなど日常の買い物施設」と回答した人が 42.8%で最も多く、次いで「病院、診療所など医療施設」が 32.8%、「保育所など子どもの預かり施設」が 24.0%となっています。



■ 中心市街地への居住を進めるために、行うべき取組

中心市街地での居住を進めるために、どのような取組を行うべきと思いますか（複数回答）

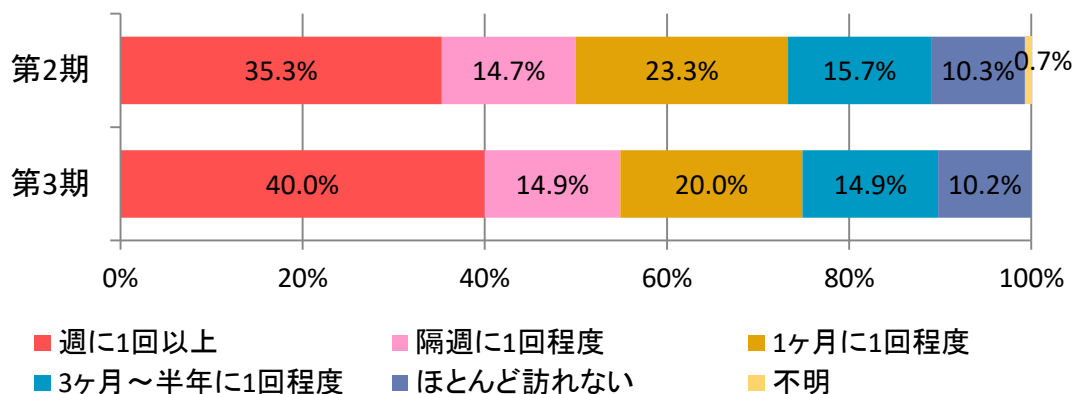
・ 中心市街地への居住を進めるために必要な取組は、「空き家バンク、新築等の住宅情報提供」と回答した人が 42.1%で最も多く、次いで「住宅購入時の利子軽減など購入助成」が 28.4%、「住宅の改築などリノベーションの支援」が 21.9%となっています。



④ 第2期計画におけるアンケートとの比較

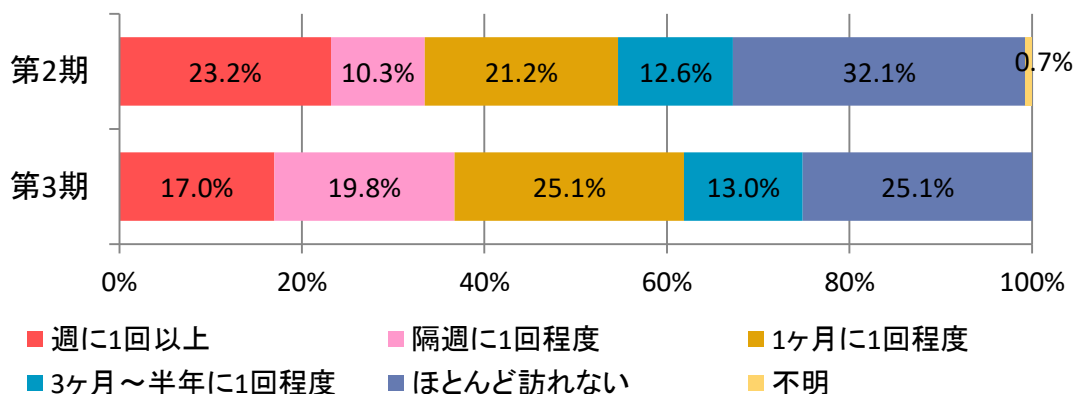
■ 中心市街地及び商店街の訪問頻度

・ 中心市街地及び商店街の訪問頻度は、第2期に比べて「週に1回以上」「隔週に1回程度」など多頻度で利用する割合が増加しています。



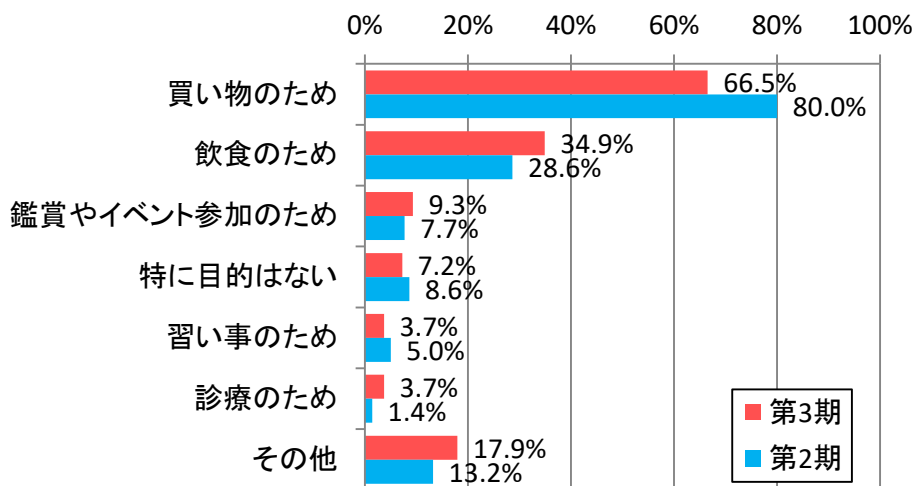
■郊外のショッピングセンターの訪問頻度

・郊外のショッピングセンターの訪問頻度は、第2期に比べて「週に1回以上」が大きく減少し、「隔週に1回程度」「1ヶ月に1回程度」のたまに訪れる人が増加しています。



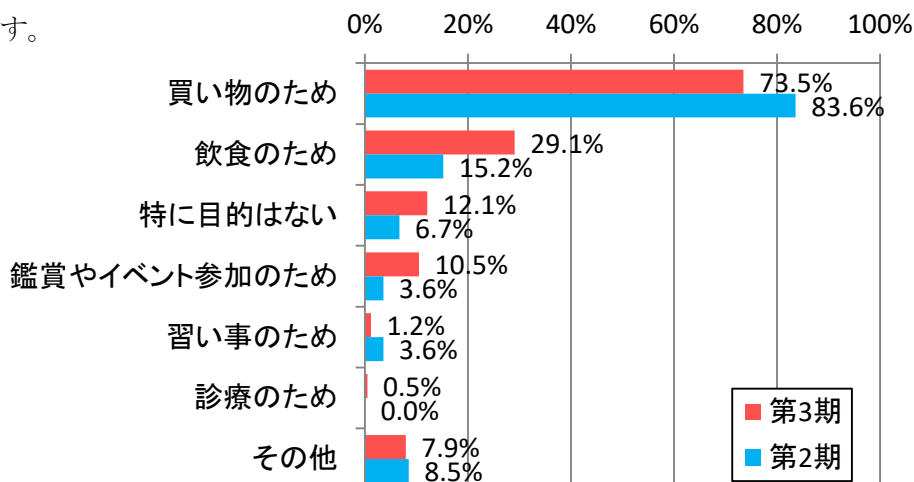
■中心市街地及び商店街の訪問目的

・中心市街地及び商店街の訪問目的は、第2期に比べて「飲食のため」「鑑賞やイベント参加のため」「診療のため」が増加しており、買い物以外への目的の変化が見られます。



■郊外のショッピングセンターの訪問目的

・郊外のショッピングセンターの訪問目的は、第2期に比べて「飲食のため」「特に目的はない」「鑑賞やイベント参加のため」が増加しており、中心市街地及び商店街と同様の傾向にあります。



⑤ 市民アンケートから導き出される課題

【中心市街地・商店街の利用における課題】

- 中心市街地及び商店街の訪問目的は、「買い物」「飲食」が突出しており、他は1割以下のため、「買い物」「飲食」に関する魅力の向上や効果的な情報発信が必要

【中心市街地・商店街に対するニーズにおける課題】

- 訪問してもらうために必要な施設
「アリーナ・体育館等」「観光案内所等」「ファミリー向け店舗、屋内遊具等」の整備が必要
- 訪問してもらうために必要な取組
「お祭りやイベントなどの開催」等のにぎわいを高めるイベント・催しの開催
「商店街や店舗のホームページの充実」などの商店街の利便性や利用環境の向上
- 訪問しやすくするために必要な取組
商店街における駐車場の整備や、駐車料金の割引サービスなどの仕組みづくり、公共交通の利便性向上が必要

【中心市街地の居住における課題】

- 居住ニーズ
中心市街地での居住意向については、「中心市街地に住み替えを考えている」、「子どもが独立したら、住みたい」、「高齢になったときに住みたい」、「家賃や分譲価格の条件があれば住みたい」の合計が約37%と比較的高く、情報提供や住宅取得の支援等の新たな取組が必要
- 居住してもらうために充実すべき施設
「食料品スーパーなどの日常買い物施設」「病院・診療所など医療施設」「保育所などこどもの預かり施設」の日常生活に密着した施設の整備が必要
- 居住を進めるために必要な取組
空き家・新築等の住宅情報の提供や住宅の購入・改築の支援が必要

(2) 観光客アンケート

■調査目的

第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、主要観光施設である栗林公園の利用者に対し、利用状況、利用目的、利用促進に必要な取組などのニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

【調査概要】

調査手法	聞き取り方式（ヒアリング）
調査日	平成30年7月28日（土）9時～17時
調査地点	栗林公園の東門及び栗林庵の2か所
調査対象	栗林公園の利用者
調査主体	高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 住宅・まちづくり企画課
回答数	171票（日本人:124票、外国人:47票）

■観光客アンケートの結果

観光客アンケートによる集計結果を以下に示します。

なお、端数処理等の関係で表記数値合計が100%にならない場合があります。

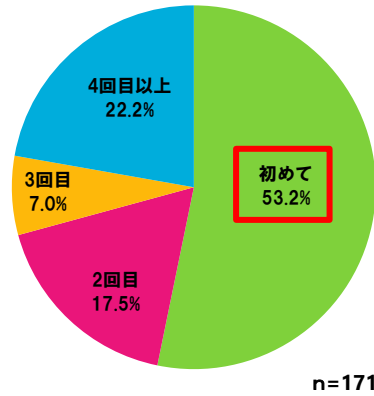
① 高松市への訪問

■訪問回数

・訪問回数は、【全体】53.2%、【国内】41.1%、【国外】85.1%と「初めて」が最も多くなっています。次いで【国内】では「4回目以上」が29.0%、【国外】では「2回目」が8.5%となっています。

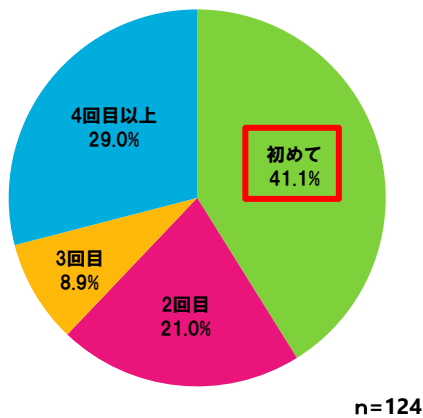
高松市を訪問するのは何回目ですか

【全体】



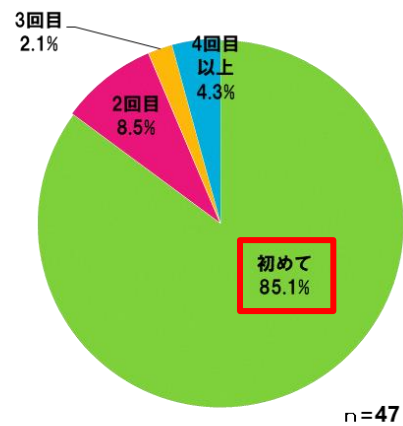
カテゴリ	件数
初めて	91
2回目	30
3回目	12
4回目以上	38
サンプル数	171

【国内】



カテゴリ	件数
初めて	51
2回目	26
3回目	11
4回目以上	36
サンプル数	124

【国外】



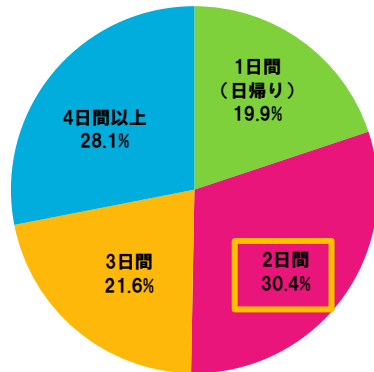
カテゴリ	件数
初めて	40
2回目	4
3回目	1
4回目以上	2
サンプル数	47

■旅行日数

・旅行日数は、【全体】30.4%、【国内】32.3%と「2日間」が、【国外】59.6%と「4日間以上」が最も多くなっています。次いで【全体】28.1%と「4日間以上」が、【国内】27.4%と「1日間（日帰り）」が、【国外】25.5%と「2日間」が多くなっています。

旅行の日数は何日間ですか

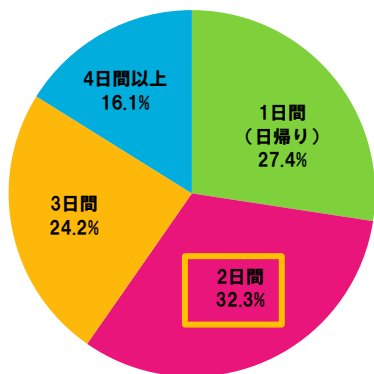
【全体】



n=171

カテゴリ	件数
1日間(日帰り)	34
2日間	52
3日間	37
4日間以上	48
サンプル数	171

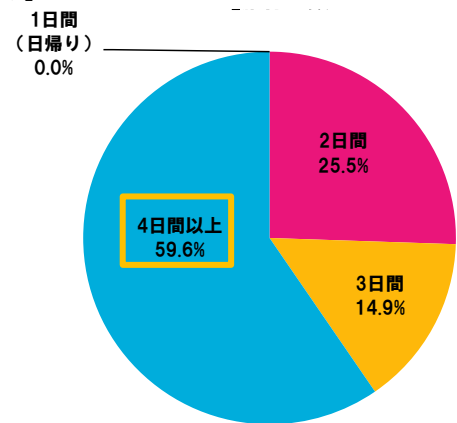
【国内】



n=124

カテゴリ	件数
1日間(日帰り)	34
2日間	40
3日間	30
4日間以上	20
サンプル数	124

【国外】



n=47

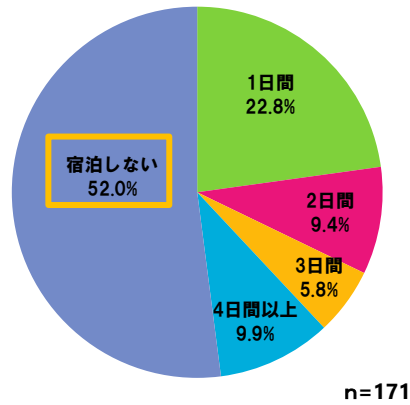
カテゴリ	件数
1日間(日帰り)	0
2日間	12
3日間	7
4日間以上	28
サンプル数	47

■高松市の宿泊日数

・宿泊日数は、【全体】52.0%【国内】60.5%【国外】29.8%で「宿泊しない」が最も多く、次いで【全体】22.8%【国内】21.0%【国外】27.7%と「1日間」が多くなっており、宿泊日数が少ない傾向が浮き彫りとなっています。

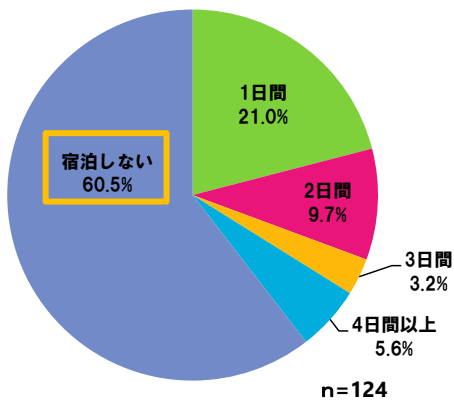
高松市での宿泊は何日間ですか

【全体】



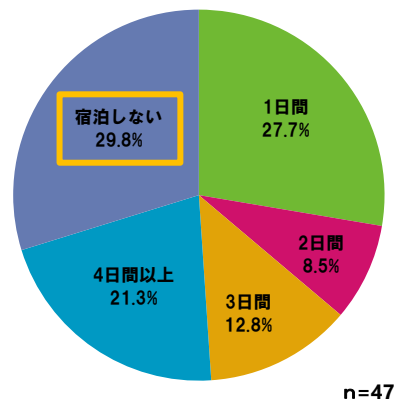
カテゴリ	件数
1日間	39
2日間	16
3日間	10
4日間以上	17
宿泊しない	89
サンプル数	171

【国内】



カテゴリ	件数
1日間	26
2日間	12
3日間	4
4日間以上	7
宿泊しない	75
サンプル数	124

【国外】



カテゴリ	件数
1日間	13
2日間	4
3日間	6
4日間以上	10
宿泊しない	14
サンプル数	47

■旅行目的

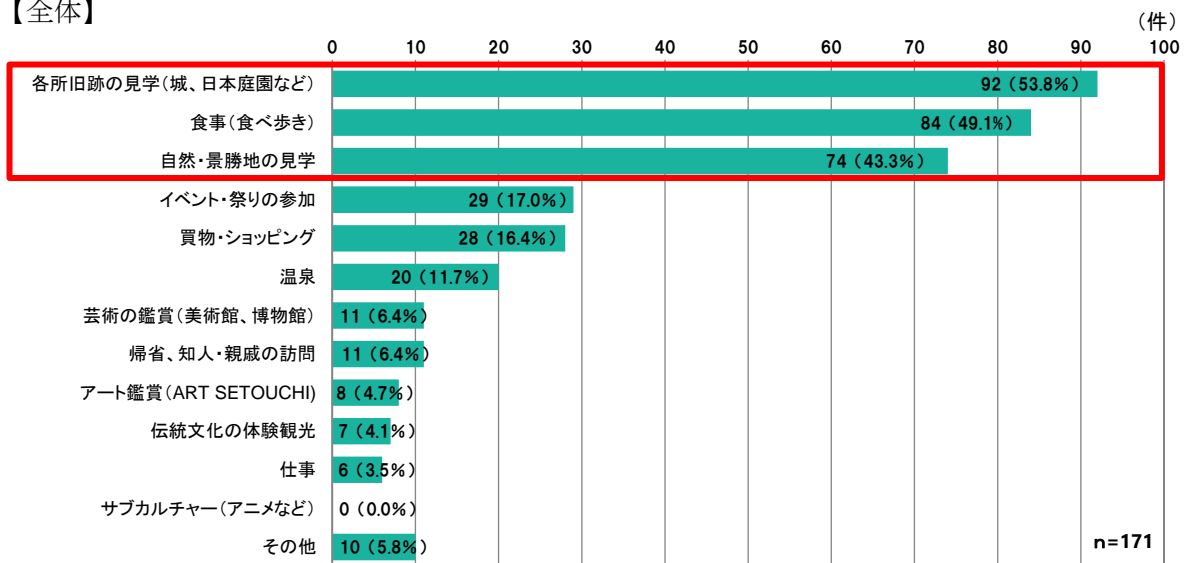
・旅行目的は、【全体】では、「各所旧跡の見学（城、日本庭園など）」と回答した人が53.8%で最も多く、次いで「食事（食べ歩き）」が49.1%、「自然・景勝地の見学」が43.3%となっています。

・【国内】では、「食事（食べ歩き）」と回答した人が51.6%で最も多く、次いで「各所旧跡の見学（城、日本庭園など）」が42.7%、「自然・景勝地の見学」が32.3%となっています。

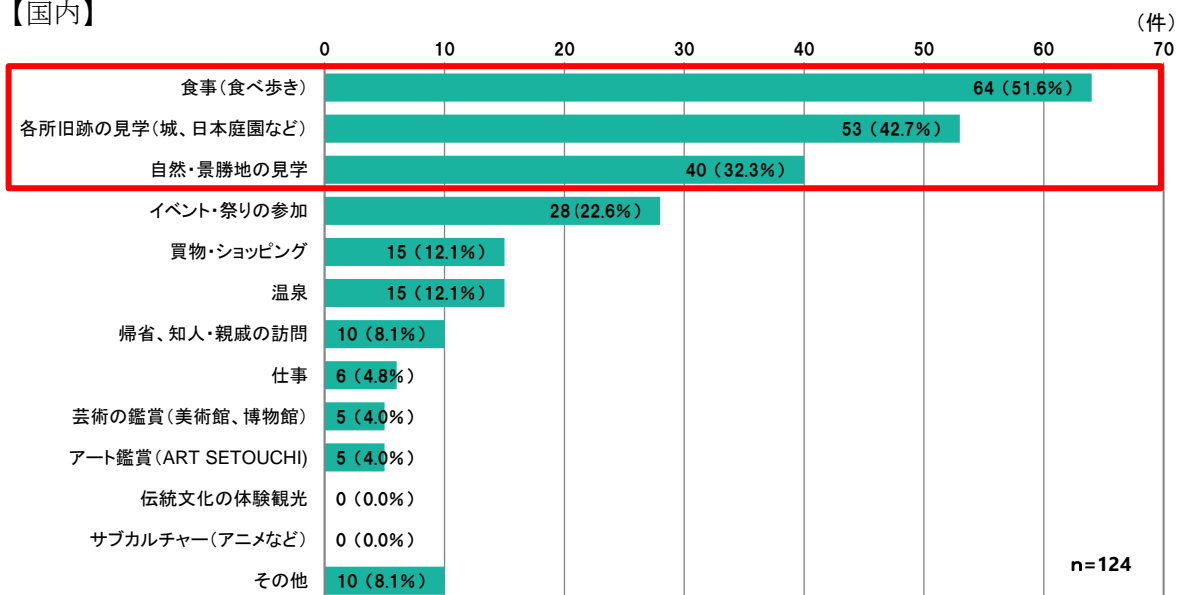
・【国外】では、「各所旧跡の見学（城、日本庭園など）」と回答した人が83.0%で最も多く、次いで「自然・景勝地の見学」が72.3%、「食事（食べ歩き）」が42.6%となっています。

高松市での主な目的は、どのようなことですか（複数回答）

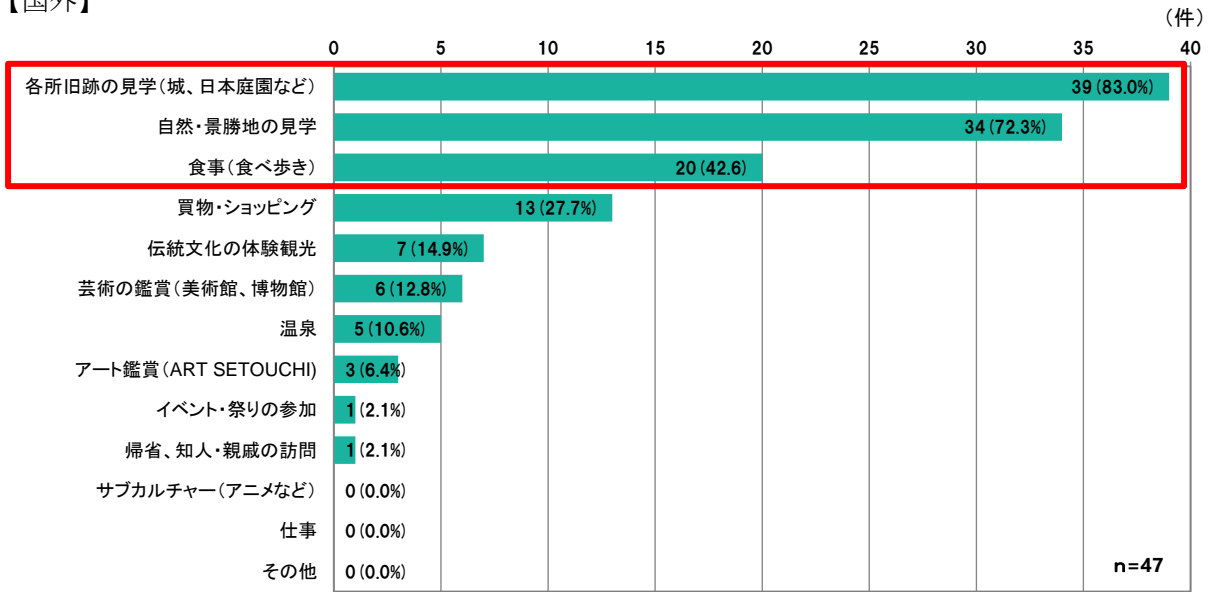
【全体】



【国内】



【国外】

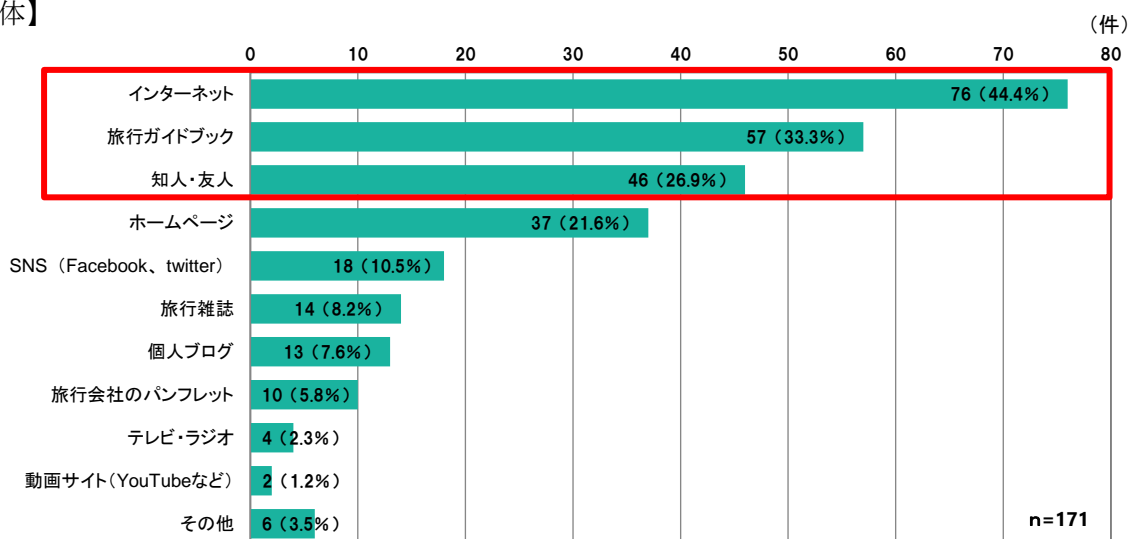


■旅行前の情報収集法

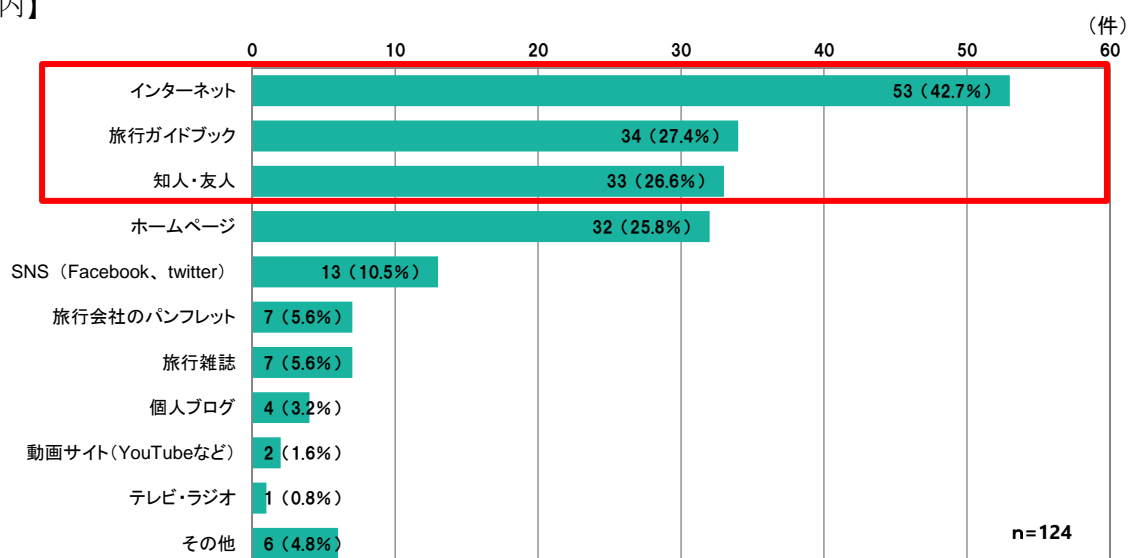
- ・旅行前の情報収集法については、【全体】では、「インターネット」と回答した人が44.4%で最も多く、次いで「旅行ガイドブック」が33.3%、「知人・友人」が26.9%となっています。
- ・【国内】では、【全体】と同様に「インターネット」が42.7%で最も多く、次いで「旅行ガイドブック」が27.4%、「知人・友人」が26.6%となっています。
- ・【国外】では、「旅行ガイドブック」「インターネット」と回答した人がそれぞれ48.9%と最も多く、次いで「知人・友人」が27.7%となっています。

旅行前に、どのような手段で訪問先の情報を知りましたか（複数回答）

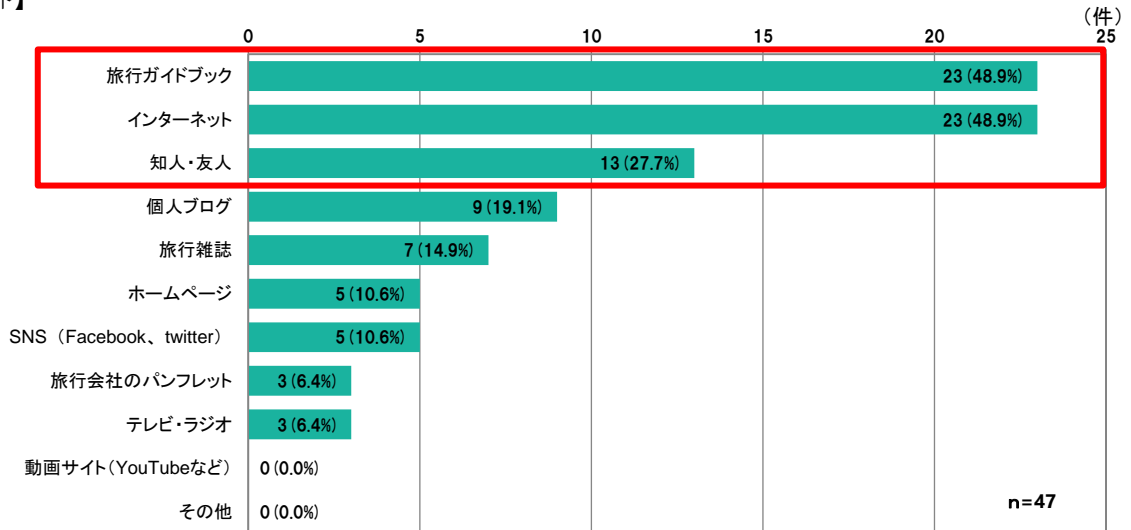
【全体】



【国内】



【国外】

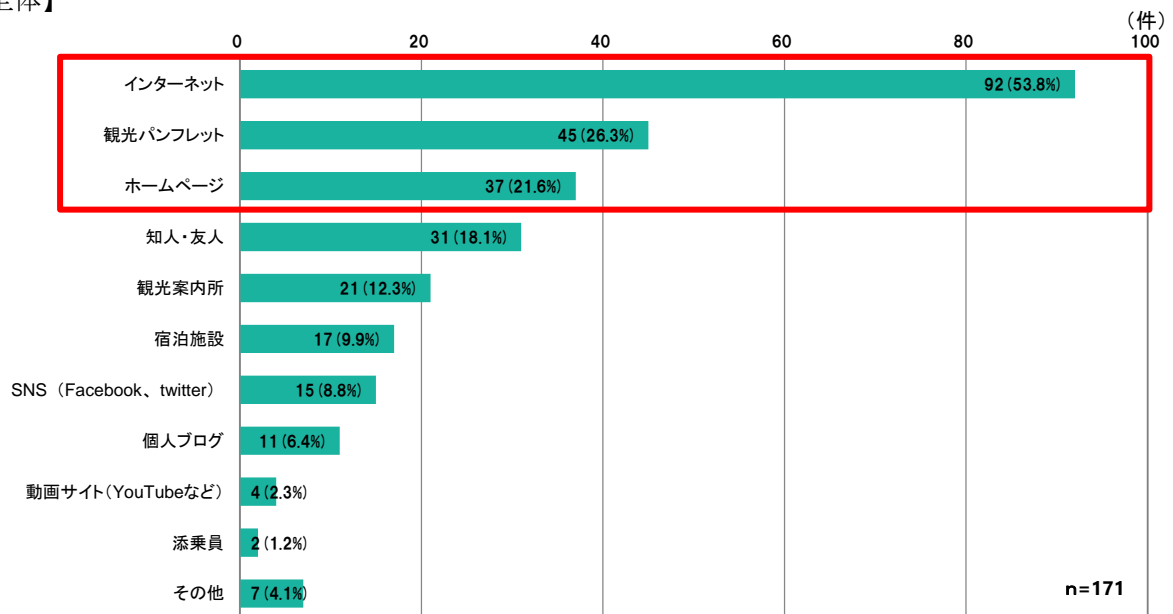


■旅行中の情報収集法

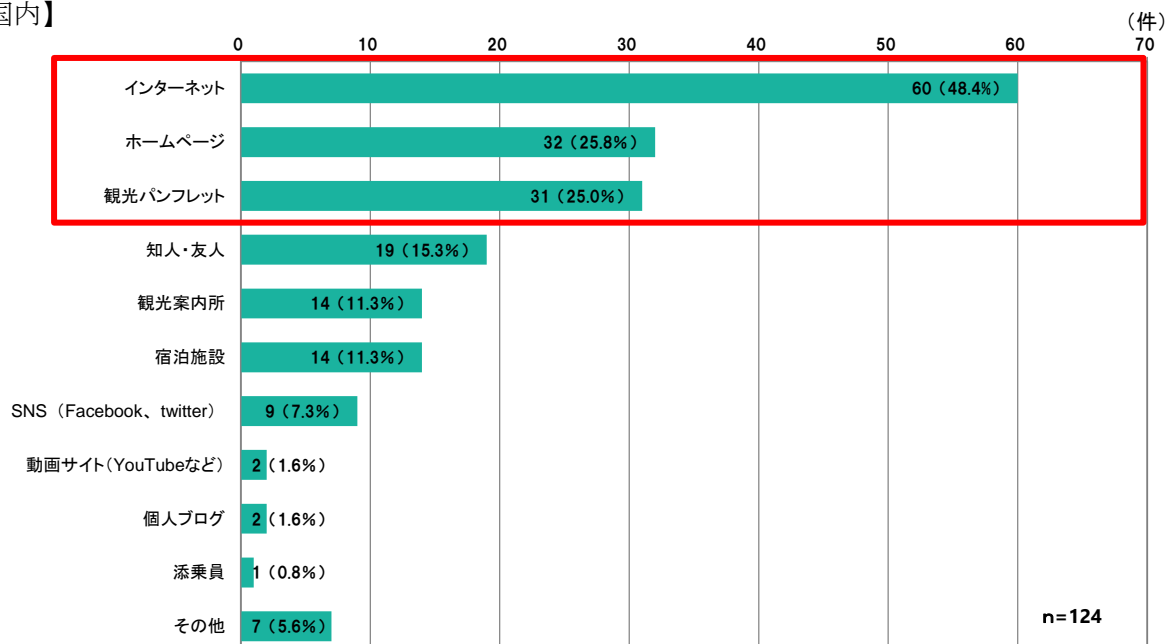
- ・旅行中の情報収集は、【全体】では、「インターネット」と回答した人が 53.8%で最も多く、次いで「観光パンフレット」が 26.3%、「ホームページ」が 21.6%となっています。
- ・【国内】では、「インターネット」と回答した人が 48.4%で最も多、次いで「ホームページ」が 25.8%、「観光パンフレット」が 25.0%となっています。
- ・【国外】では、「インターネット」と回答した人が 68.1%で最も多く、次いで「観光パンフレット」が 29.8%、「知人・友人」が 25.5%となっています。

旅行中に、どのような手段で情報を知りましたか（複数回答）

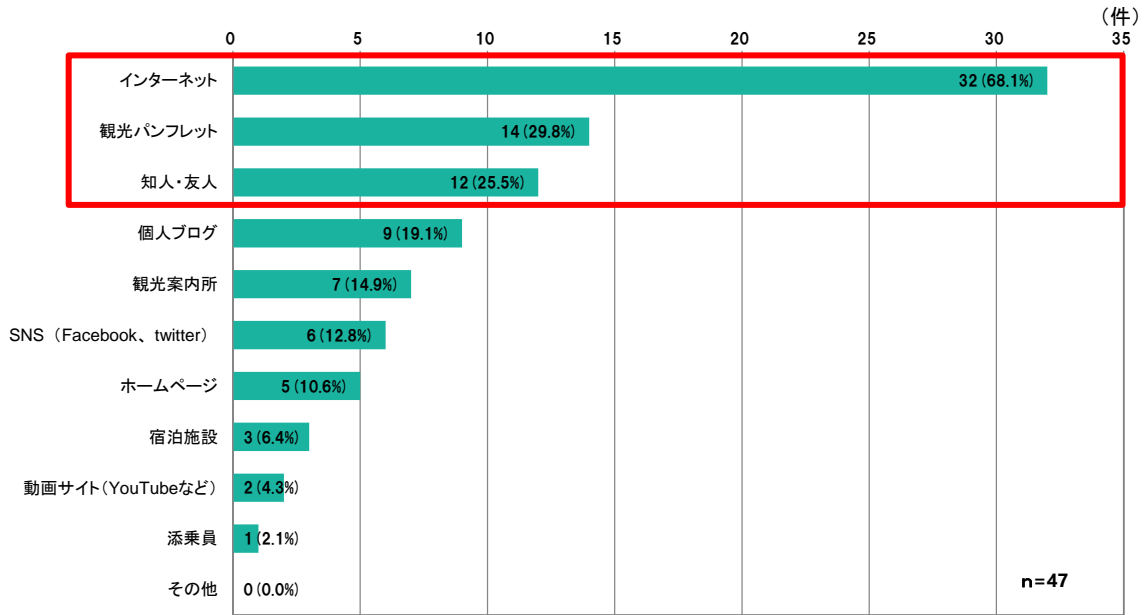
【全体】



【国内】



【国外】



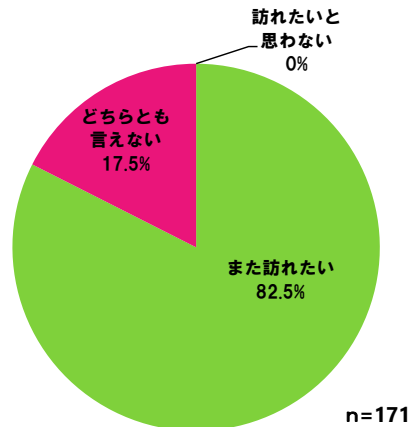
② 高松市の評価と改善点

■再訪問意向

・再訪問意向は、【全体】82.5%、【国内】85.5%、【国外】74.5%と「また訪れたい」が最も多く、「訪れたいと思わない」は0%となっています。

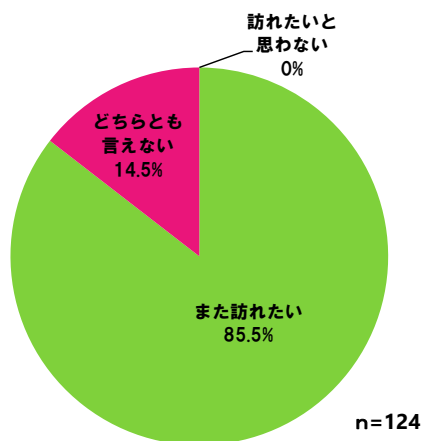
高松市をまた訪れたいと思いますか

【全体】



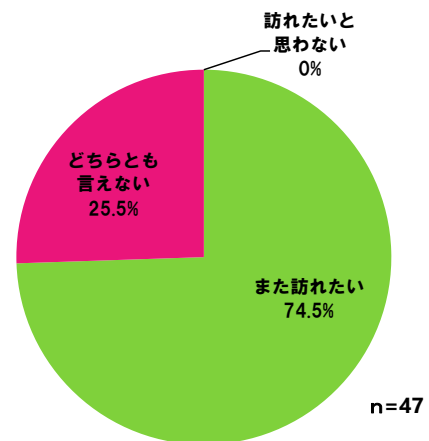
カテゴリ	件数
また訪れたい	141
どちらとも言えない	30
訪れたいと思わない	0
サンプル数	171

【国内】



カテゴリ	件数
また訪れたい	106
どちらとも言えない	18
訪れたいと思わない	0
サンプル数	124

【国外】



カテゴリ	件数
また訪れたい	35
どちらとも言えない	12
訪れたいと思わない	0
サンプル数	47

■満足に感じた点

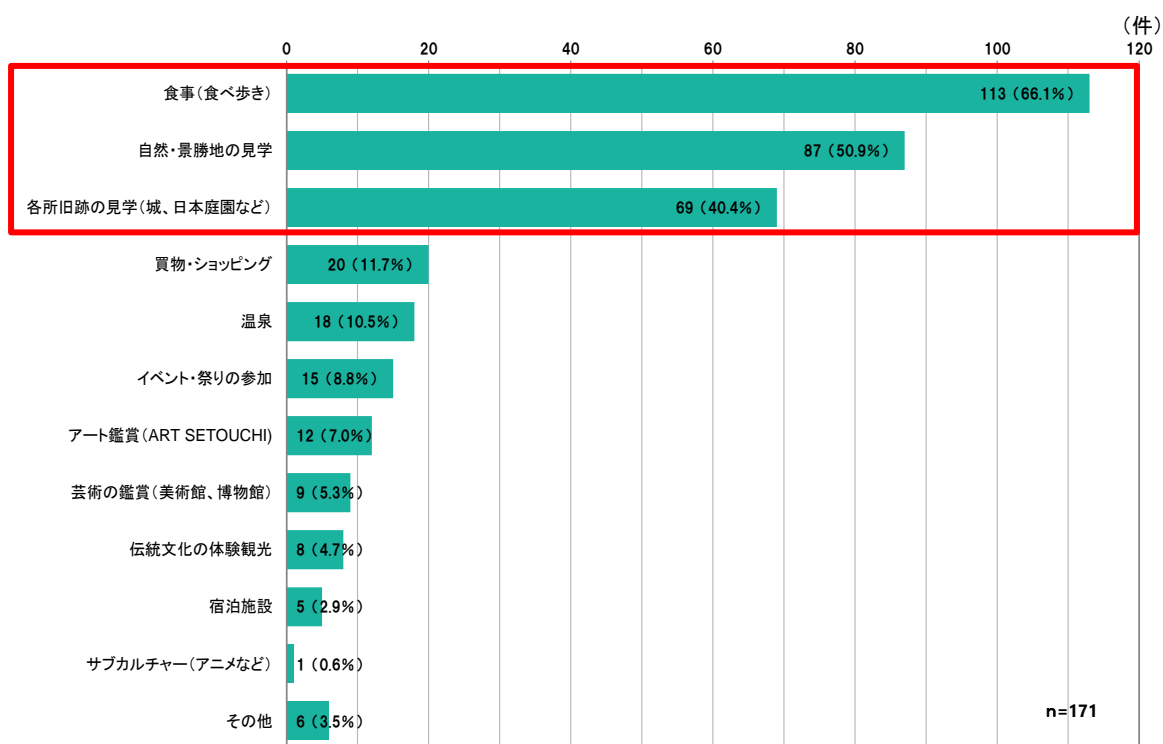
・高松市で満足に感じた点は、【全体】では、「食事（食べ歩き）」と回答した人が66.1%で最も多く、次いで「自然・景勝地の見学」が50.9%、「各所旧跡の見学（城、日本庭園）」が40.4%となっています。

・【国内】では、「食事（食べ歩き）」と回答した人が71.0%で最も多く、次いで「自然・景勝地の見学」が44.4%、「各所旧跡の見学（城、日本庭園）」が34.7%となっています。

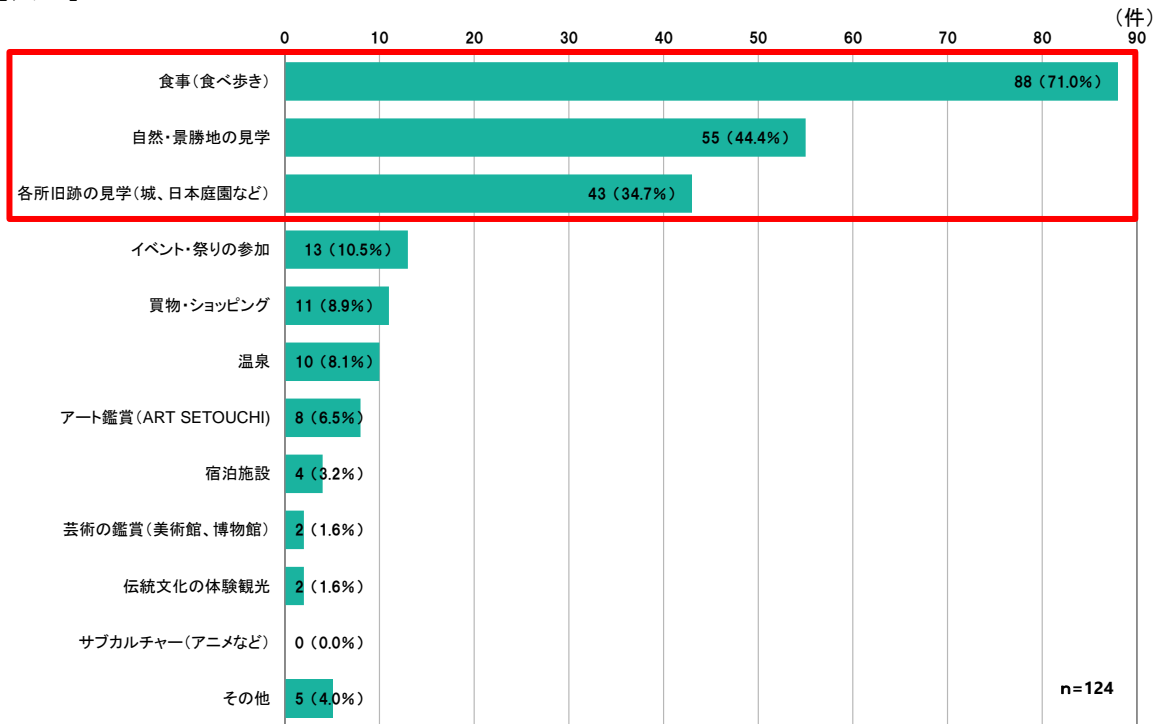
・【国外】では、「自然・景勝地の見学」と回答した人が68.1%で最も多く、次いで「各所旧跡の見学（城、日本庭園）」が55.3%、「食事（食べ歩き）」が53.2%となっています。

高松市で満足に感じた点は、どんなことですか（複数回答）

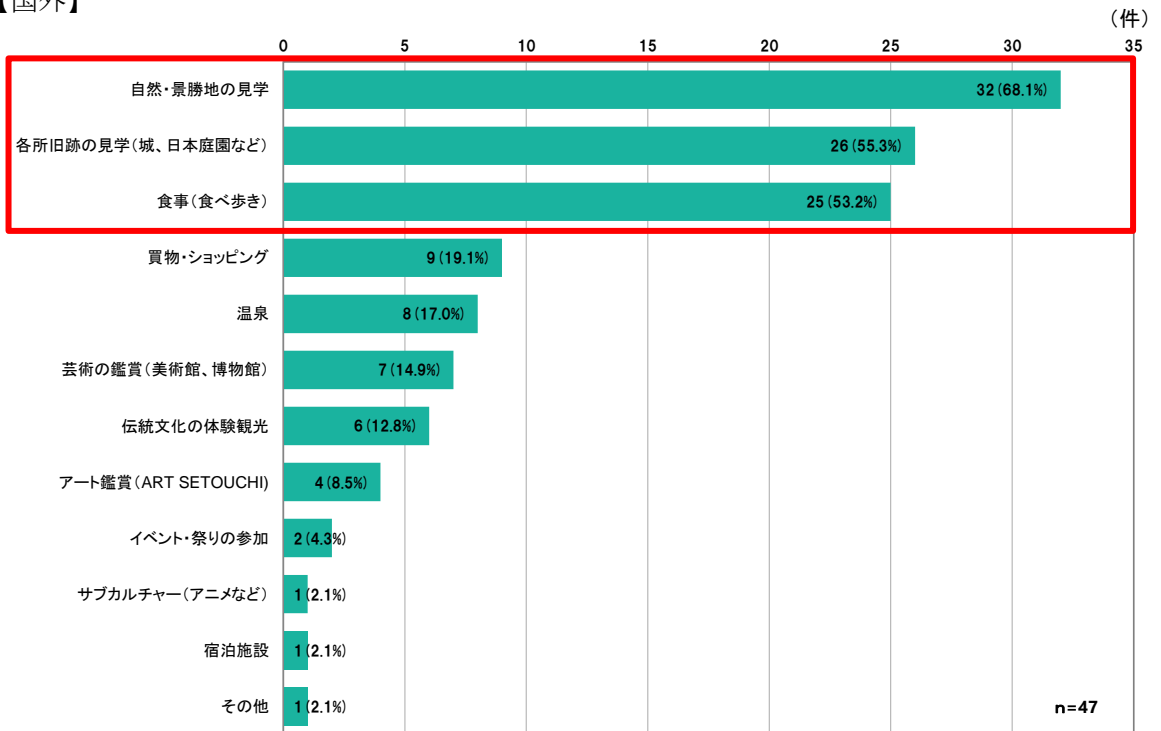
【全体】



【国内】



【国外】



■不満に感じた点

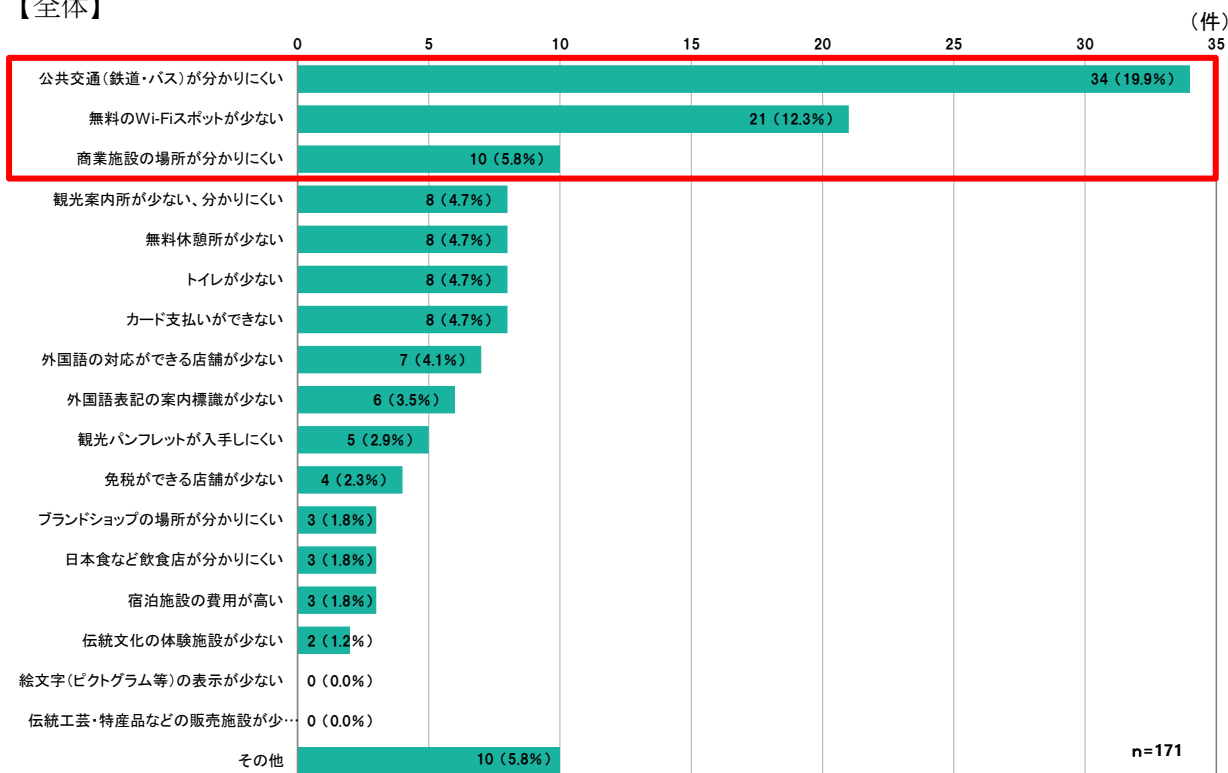
・高松市で不満に感じた点は、【全体】では、「公共交通（鉄道・バス）が分かりにくい」と回答した人が19.9%で最も多く、次いで「無料のWi-Fiスポットが少ない」が12.3%、「商業施設の場所が分かりにくい」が5.8%となっています。

・【国内】では、「公共交通（鉄道・バス）が分かりにくい」と回答した人が19.4%と最も多く、次いで「商業施設の場所が分かりにくい」が7.3%、「観光案内所が少ない、分かりにくい」と「無料のWi-Fiスポットが少ない」が6.5%となっています。

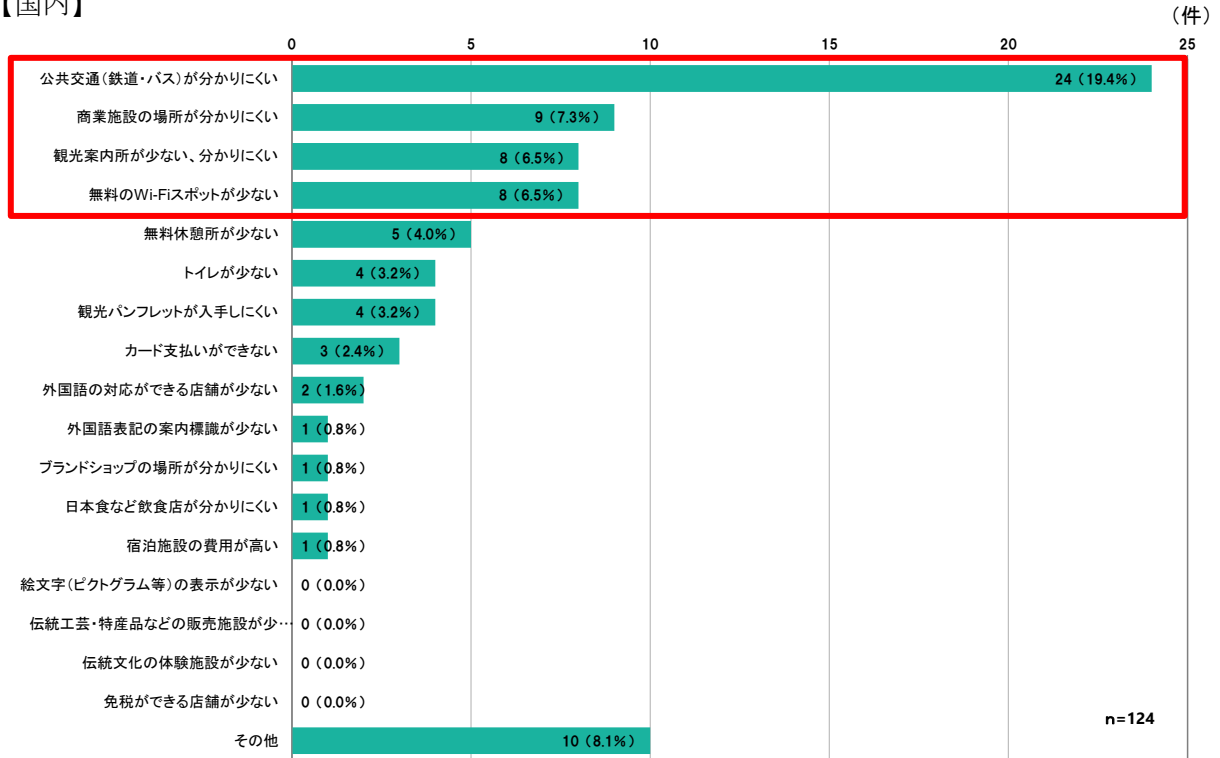
・【国外】では、「無料のWi-Fiスポットが少ない」と回答した人が27.7%と最も多く、次いで「公共交通（鉄道・バス）が分かりにくい」が21.3%、「外国語表記の案内標識が少ない」「外国語の対応ができる店舗が少ない」「カード支払いができない」がそれぞれ10.6%となっています。

高松市で不満に感じた点は、どんなことですか（複数回答）

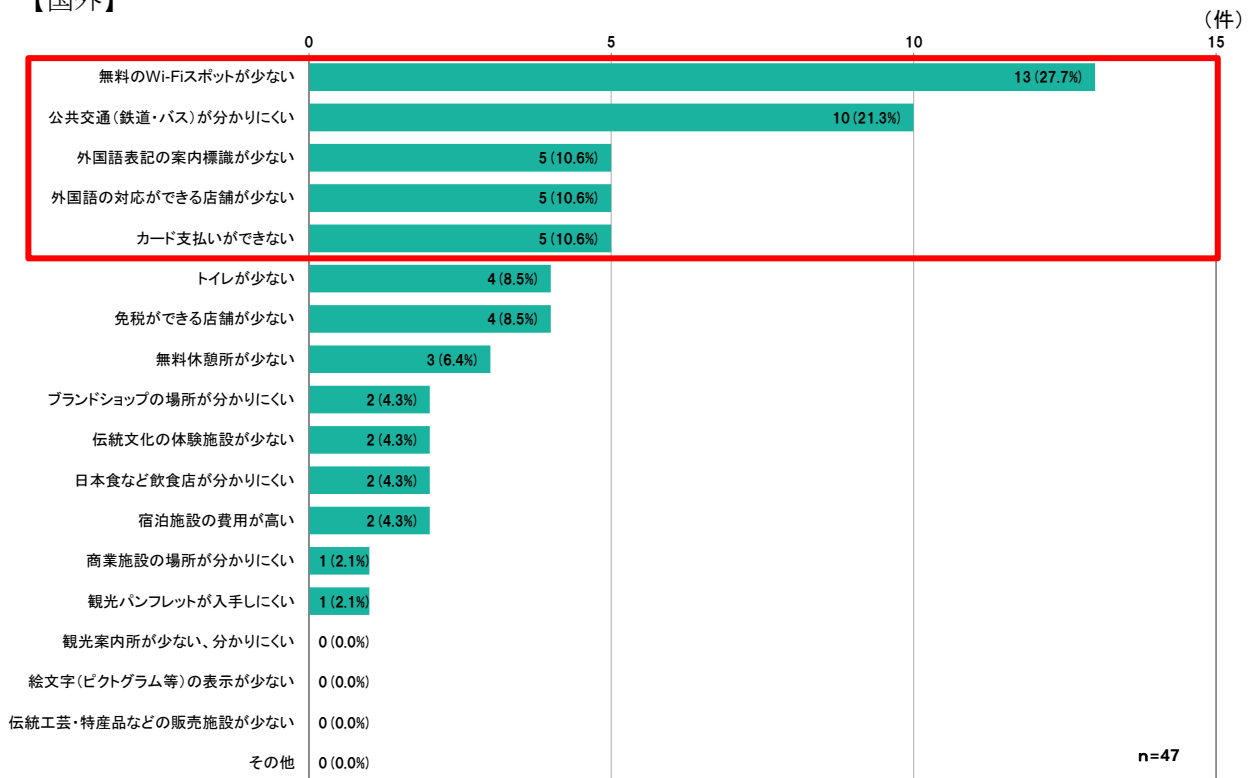
【全体】



【国内】



【国外】



③ 高松市の観光の取組課題

■訪問してもらうための取組

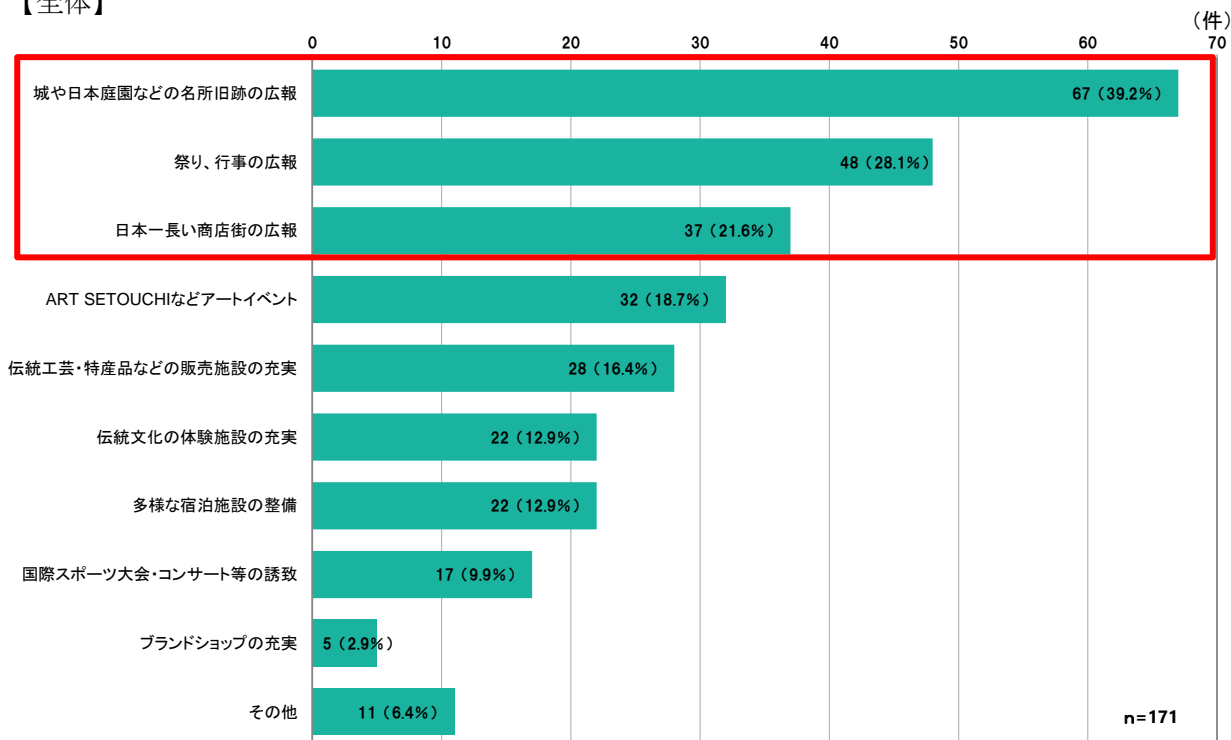
・高松市を訪問してもらうための取組は、【全体】では、「城や日本庭園などの名所旧跡の広報」と回答した人が39.2%と最も多く、次いで「祭り、行事の広報」が28.1%、「日本一長い商店街の広報」が21.6%となっています。

・【国内】では、【全体】と同様に、「城や日本庭園などの名所旧跡の広報」と回答した人が37.9%と最も多く、次いで「祭り、行事の広報」が25.0%、「日本一長い商店街の広報」が22.6%となっています。

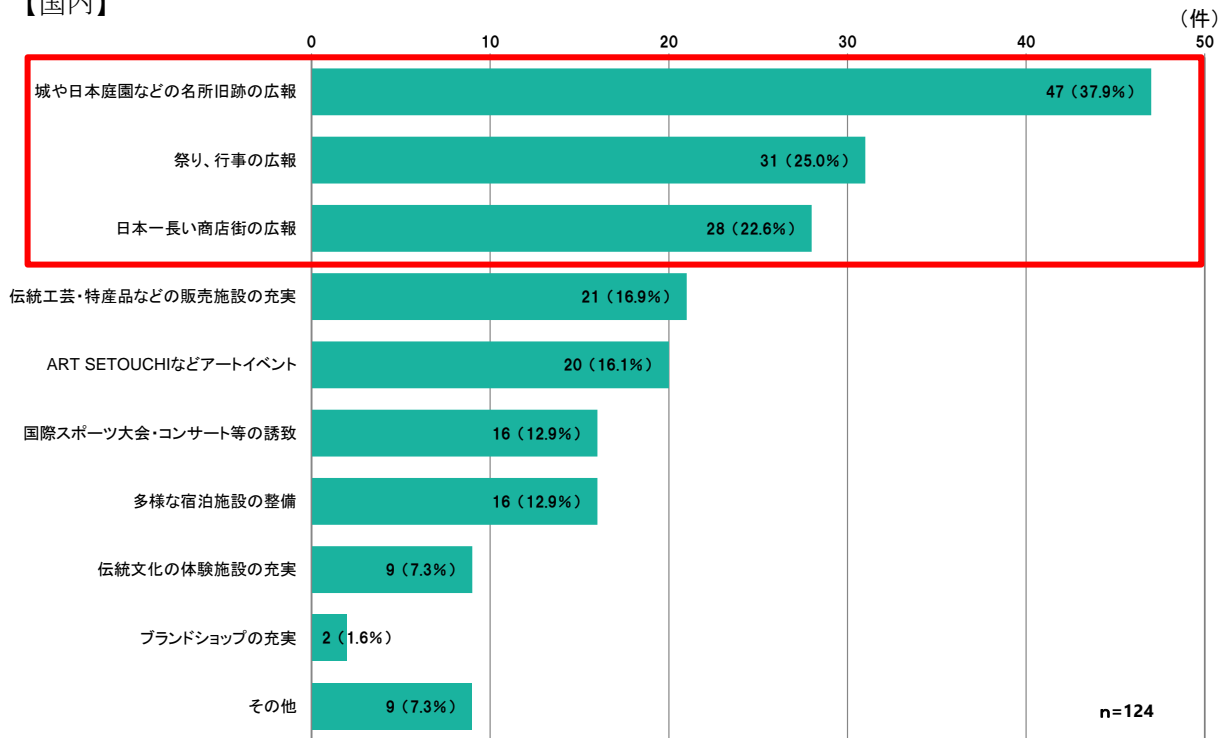
・【国外】では、「城や日本庭園などの名所旧跡の広報」と回答した人が42.6%と最も多く、次いで「祭り、行事の広報」が36.2%、「ART SETOUCHIなどアートイベント」が27.7%となっています。

高松市を訪れてもらうために、どのような取組が重要と思いますか（複数回答）

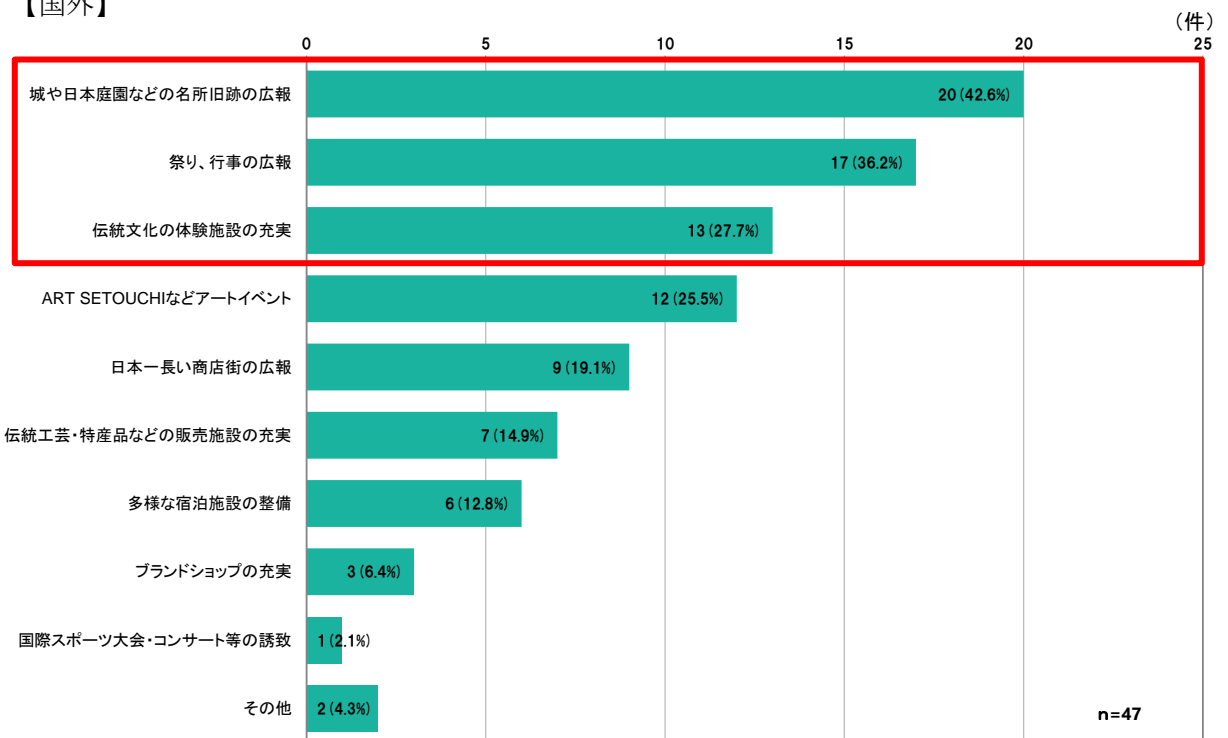
【全体】



【国内】



【国外】



■訪問した際に満足度を向上させるために重要なこと

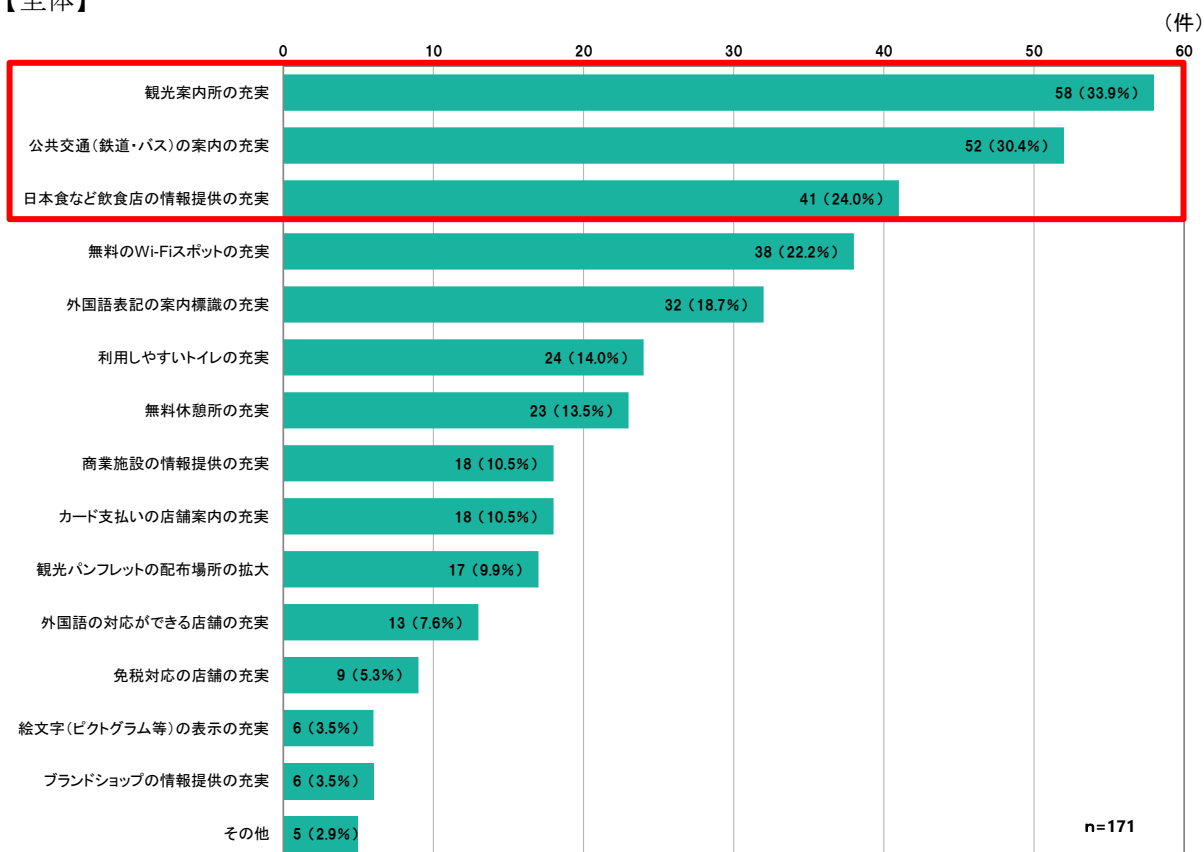
・高松市を訪問した際に満足度を向上させるために重要なことは【全体】では、「観光案内所の充実」と回答した人が33.9%と最も多く、次いで「公共交通（鉄道・バス）の案内の充実」が30.4%、「日本食など飲食店の情報提供の充実」が24.0%となっています。

・【国内】では、【全体】と同様に、「観光案内所の充実」と回答した人が39.5%と最も多く、次いで「公共交通（鉄道・バス）の案内の充実」が29.0%、「日本食など飲食店の情報提供の充実」が23.4%となっています。

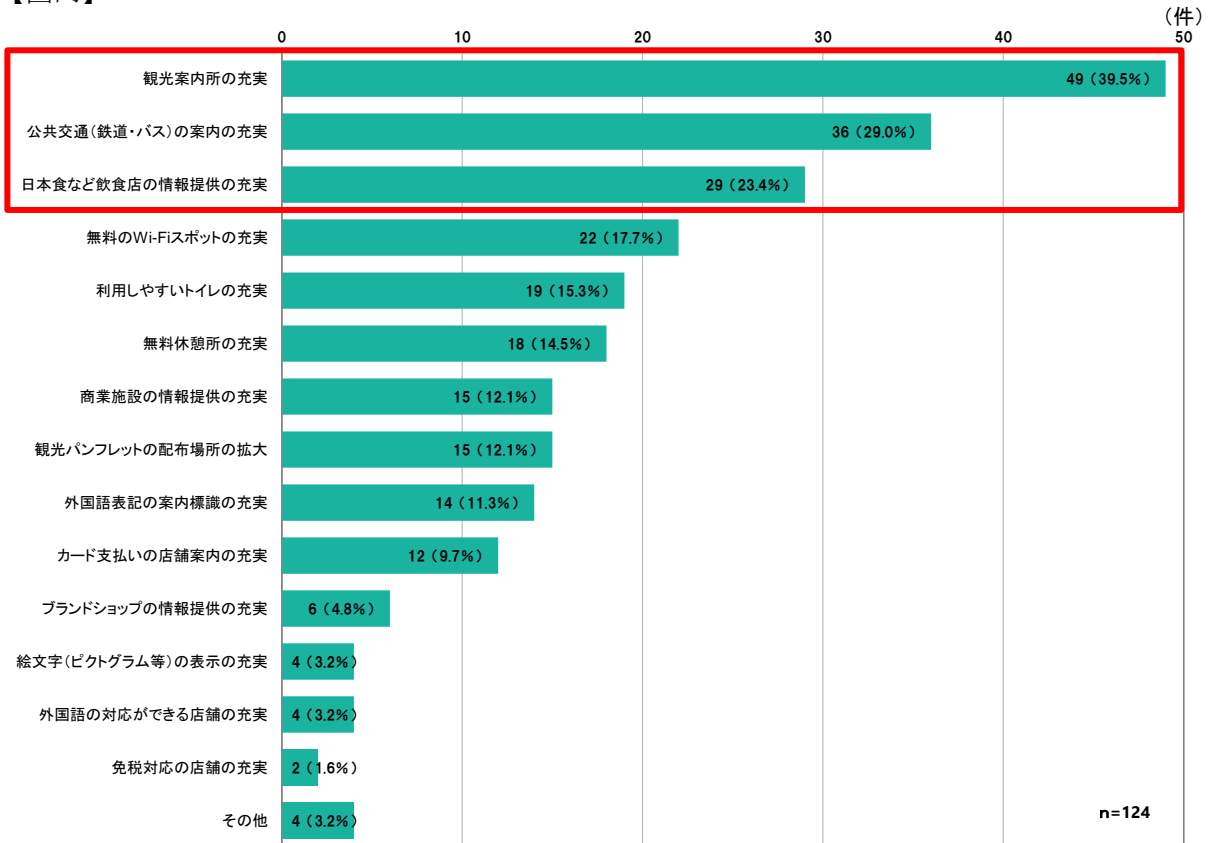
・【国外】では、「外国語表記の案内標識の充実」と回答したい人が38.3%と最も多く、次いで「公共交通（鉄道・バス）の案内の充実」と「無料のWi-Fiスポットの充実」が34.0%と同程度となっています。

高松市を訪れた際の満足度を高めるため、どのようなことが重要と思いますか（複数回答）

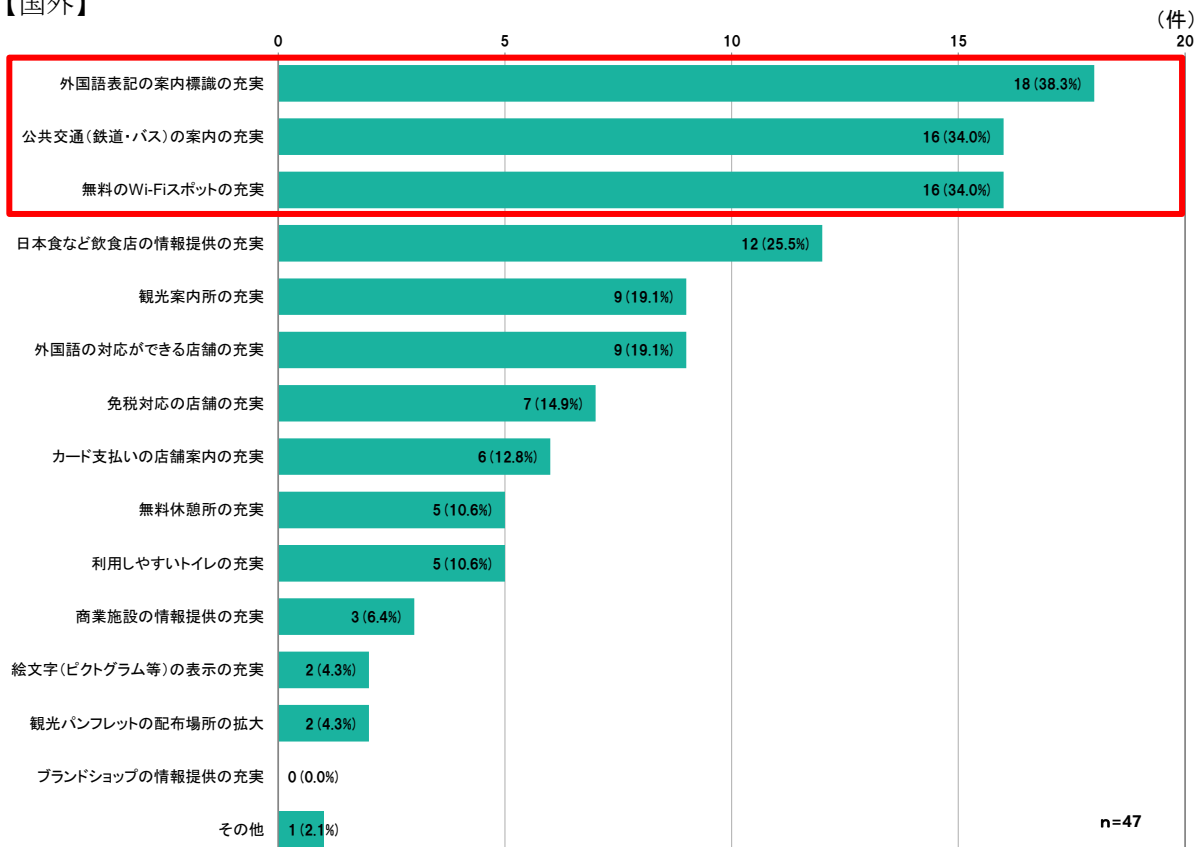
【全体】



【国内】



【国外】



④ 観光客アンケートから導き出される課題

【高松市への訪問における課題】

- ・訪問回数は、国内外問わず「初めて」が最も多いため、観光地や商店街、宿泊施設などの観光案内サービスについて継続的な情報発信が必要
- ・旅行日数は「2日間以上」が多く、滞在型観光となっている一方で、高松市での宿泊日数は少ない傾向にあるため、宿泊機能等の強化が必要
- ・旅行目的は「食事（食べ歩き）」「自然・景勝地の見学」「各所旧跡の見学（城、日本庭園など）」が突出しているため、「食事（食べ歩き）」「自然・景勝地の見学」「各所旧跡の見学（城、日本庭園など）」の魅力強化が必要
- ・情報収集法として、国内外問わず「インターネット」が最も多く利用されているため、「無料のWi-Fiスポットの充実」を含めたインターネット利用環境の整備が必要

【高松市の観光における課題】

■観光客に訪問してもらうために必要な取組

- ・「城や日本庭園などの名所旧跡の広報」「祭り、行事の広報」「日本一長い商店街の広報」「日本食など飲食店の情報提供の充実」など情報提供の充実が必要
- ・国外向けでは「伝統文化の体験施設の充実」が必要

■観光客に訪問してもらうために必要な施設

- ・「観光案内所」「公共交通(鉄道・バス)の案内」「外国語表記の案内標識」「無料Wi-Fiスポットの充実」などの受入環境の充実が必要

[4] 旧中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の検証

(1) 旧基本計画（第2期計画）の概要

第2期高松市中心市街地活性化基本計画（以下「第2期計画」という。）の概要は、以下のとおりです。

【計画期間】平成25年6月～平成30年3月（4年10月）

【区域面積】250ha

【コンセプト】にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して

【活性化の目標】 **目標1** 商店街独自の魅力あるサービスを創出する

目標2 まちのあちこちで歩いている人を増やす

目標3 中心市街地に、より住みやすい環境をつくる

【数値指標】

目標	数値指標	現状値	目標値(H29)
商店街独自の魅力あるサービスを創出する	中央商店街の空き店舗率 (全フロア)	16.6% (H24.6)	14.9%
まちのあちこちで歩いている人を増やす	中央商店街の歩行者通行量	131,878人 (H24)	141,000人
中心市街地に、より住みやすい環境をつくる	市全体の人口に対する 中心市街地の居住人口の割合	4.8% (H24.10)	5.1%

(2) 旧基本計画（第2期計画）の事業の進捗状況

平成25年6月に策定された第2期計画で位置づけられた事業及び現時点における進捗状況等を以下に整理します。

■市街地の整備改善（第4章）

事業名	事業内容	状況
高松海岸線街路事業	高松海岸線の整備、長さ=646m 幅=30～32m 6車線、歩車道分離、段差解消、電線類地中化	未完了
玉藻公園整備事業	玉藻公園（南工区）用地取得、史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備	未完了
水循環創造事業 (水循環再生型) 再生水利用下水道事業	中心市街地の再生水供給区域内における再生水管の布設及び供給	未完了
歩行者空間整備事業	JR 高松駅と中央商店街を最短で連絡する市道西の丸町兵庫町線の歩行者空間の改善 長さ200m・幅=6.0m 電線類地中化	完了

事業名	事業内容	状況
高松駅南交通広場整備事業	高松駅南線における交通広場の整備、延長：250m、幅員：16～20m、車線数：2車線、面積：4,600㎡	完了
高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）	緑地設計一式、緑地一部施工一式	未完了
高松城跡整備事業	史跡高松城跡保存整備基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理、高松城跡整備事業（桜御門の復元整備、地久櫓台石垣の保存修理）、高松城天守復元整備事業（天守台石垣の保存整備）	未完了
高松丸亀町商店街回遊性向上事業	丸亀町商店街C街区再開発ビルの3階部分に渡り廊下を設置	未完了 (未着手)
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	①瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ②高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ③その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等）	未完了
高松市総合設計制度運用基準	中央通りを中心とした市街地の建築計画で、国の基準以上の公開空地を確保することにより、国の示す緩和を最大限活用	実施中
駐車場附置義務の緩和	駐車場整備地区内の一定規模を超える建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、自動車駐車施設の附置に関する規定を緩和	実施中

■都市福利施設の整備（第5章）

事業名	事業内容	状況
高松市生涯学習センター運営事業	大学等との連携による各種専門講座や、市民と行政との協働によるまちづくりに基づく公募型自主企画講座等を開催し、市民の学習機会の提供とリカレント（循環）教育を推進	実施中
高松市美術館教育普及事業	ワークショップ（美術講座）、子どものアトリエ（小中学生対象の制作講座）、アートで遊ぼう（小学生対象の美術鑑賞講座）の実施	実施中
高松市美術館展覧会事業	特別展5展（年間180日前後）、常設展5期（年間280日前後）を開催	実施中
市民文化祭アーツフェスタたかまつ	市民自らが主体的に企画・実施するクラシックコンサート、茶会、和太鼓、民よう、演劇、ストリートダンス等の多彩な文化芸術イベント開催で、市民の文化芸術活動の発表と芸術に触れる機会づくり	実施中

事業名	事業内容	状況
サンポートホール 高松自主事業	コンサート等イベントの開催	実施中
新春子ども フェスティバル	各校区代表によるドッジボール大会、すもう大会、かるたとり大会ほか、親子で気軽に参加できる遊びの名人コーナーなどの開催	実施中
高松まちかど 漫遊帖事業	おもてなしの心で観光資源を紹介する「市民ツアープロデューサー」を核に、市民自らが飲食・見学・体験等、受け入れてくれる店舗・施設と協議を行うほか、ガイド内容、実施日、価格などを計画	実施中
まちなか パフォーマンス事業	サンポート高松及び高松丸亀町商店街ほかで、街クラシック in 高松など、まちなかコンサートを実施	実施中
サンポート高松トライ アスロン大会事業	トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催	実施中
ゆめづくり推進事業	各地域コミュニティ協議会から提出された地域課題の解決等に取り組む事業について、審査し、補助金を交付	完了
高松市協働企画提案 事業	高松市から提案するテーマ及び提案団体からの自由なテーマについて市民活動団体等からの提案を募集し、審査の上採択となった事業を委託事業又は補助事業として実施	実施中
高松市美術館催し物 事業	エントランス・ミニコンサート（年5回程度）、友の会ふれあいコンサート（友の会と共催、年2回程度）	実施中
地域子育て支援拠点 事業（一般型）	NPO法人、社会福祉法人、子育て支援団体、児童福祉施設、医療施設などにおいて、子育て親子の相互交流や子育てに関する相談指導のほか、身近な地域の子育て支援情報提供するとともに、子育て支援に関する講習の実施、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施	実施中
病児保育事業	当面病気の症状の急変が認められず、集団で保育すること等が困難な児童を、病院に付設された施設などで看護師や保育士が保護者に代わって保育	実施中
香川県県民ホール文化 事業	香川県県民ホールでの文化芸術事業（自主事業・共催事業）の開催	実施中
香川県立ミュージアム 文化事業	展示企画（特別展・常設展示（歴史・美術他））の開催、教育普及（講演会・歴史講座・美術講座・ワークショップ他）、調査・研究（資料調査・調査研究他）、資料の収集・保管、美術工芸振興事業、貸館事業	実施中
高松市美術館改修事業	劣化している施設・設備を改修、独立したミュージアムショップの整備やホール・ロビー等の活用方法などを検討	完了

■街なか居住の推進（第6章）

事業名	事業内容	状況
移住・交流促進事業	本市への移住を勧めるリーフレットやホームページ等を用いたPR活動や空き家バンク制度を活用した居住の確保を行うこと等により移住促進	実施中
ゆめづくり推進事業 〔再掲〕	各地域コミュニティ協議会から提出された地域課題の解決等に取り組む事業について、審査し、補助金を交付	完了
高松市協働企画提案事業 〔再掲〕	高松市から提案するテーマ及び提案団体からの自由なテーマについて市民活動団体等からの提案を募集し、審査の上採択となった事業を委託事業又は補助事業として実施	実施中
高松中央商店街南部 3町共同住宅供給事業	常磐町、南新町、田町の各商店街の空き店舗のうち、上層部分を活用し、共同住宅施設を設置	未完了 (未着手)
高松駅南交通広場整備 事業〔再掲〕	高松駅南線における交通広場の整備、延長：250m、幅員：16～20m、車線数：2車線、面積：4,600㎡	完了
総合生鮮市場事業	商店街に生鮮市場を導入し、街なか居住者の日常の買い物等、快適な生活環境を確保	未完了
まちバス運行事業	サンポート高松と高松中央商店街を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の利用に供するもの	実施中
ロイヤルガーデン錦町 一丁目 (分譲マンション)	住宅供給、敷地面積：901.39㎡ 施設規模：地上15階建（42戸）	完了
ロイヤルガーデン中央 公園（分譲マンション）	住宅供給、敷地面積：1079.51㎡ 施設規模：地上15階建（56戸）	完了
アルファライフ中央通 り（分譲マンション）	住宅供給、敷地面積：752.88㎡ 施設規模：地上10階建（45戸）	完了

■商業の活性化（第7章）

事業名	事業内容	状況
大規模小売店舗 立地法の特例措置	大店立地法の手続きに関する不要化の措置	実施中
瓦町駅核化 プロジェクト事業	駅ビル型複合商業施設の整備	完了
高松市中央商店街 空き店舗活用事業	中央商店街のにぎわい向上、空き店舗率の改善のために空き店舗を利用した出店に要する経費を補助	実施中

事業名	事業内容	状況
中心市街地商店街活性化事業	商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助	実施中
創造支援センター事業	創造支援室を事務所その他の活動拠点として利用、入居希望者の審査、創造支援室を使用するものに対し、創業及び事業の経営に関する相談、情報提供その他の支援	実施中
商店街情報発信事業	①デザインコードに基づいた街路灯や休憩スペースの整備 ②リアルタイムな情報発信システムを整備し、情報発信機能を活かしたイベント実施	未完了
瓦町駅核化プロジェクト事業〔再掲〕	駅ビル型複合商業施設の整備	完了
食の連携産業の創造	食の連携産業を創造し、商店街が、生産者と市民を繋ぐために、空き店舗などを活用し、地産地消型のローカルフードレストランの設置、マネージメント、プロデュースを行うもの	未完了 (未着手)
総合生鮮市場事業〔再掲〕	商店街に生鮮市場を導入し、街なか居住者の日常の買い物等、快適な生活環境を確保	未完了
高松南部商店街活性化事業	田町（高齢者の安心・交流事業）、常磐町（子育てママサポート事業）、南新町（さぬきの「味」育成事業）、その他（デジタルサイネージ）	実施中
常磐町商店街アーケード整備事業	常磐町商店街におけるアーケード改修工業の実施 L=270m	完了
商店街共同施設整備事業	商店街が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等	実施中
まちネコ倶楽部	商店街の店舗が実施するポイントシール事業	実施中
中央通りオフィス環境整備事業	壁面の後退、又はポケットパーク等の休憩施設の整備。OA環境の整備、施設環境の改善、駐輪場の増設など	完了

■公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進（第8章）

事業名	事業内容	状況
レンタサイクル事業	瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林駅前、丸亀町、栗林公園駅前、片原町駅前、市役所の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、街なかの回遊の手段として利用に供するもの	実施中
カーフリーデー高松開催事業	都心部において道路を歩行者に開放することで、市民に車のない都市環境を体験してもらい、交通や環境、都市生活と車の使い方について考えてもらうイベントの開催	完了

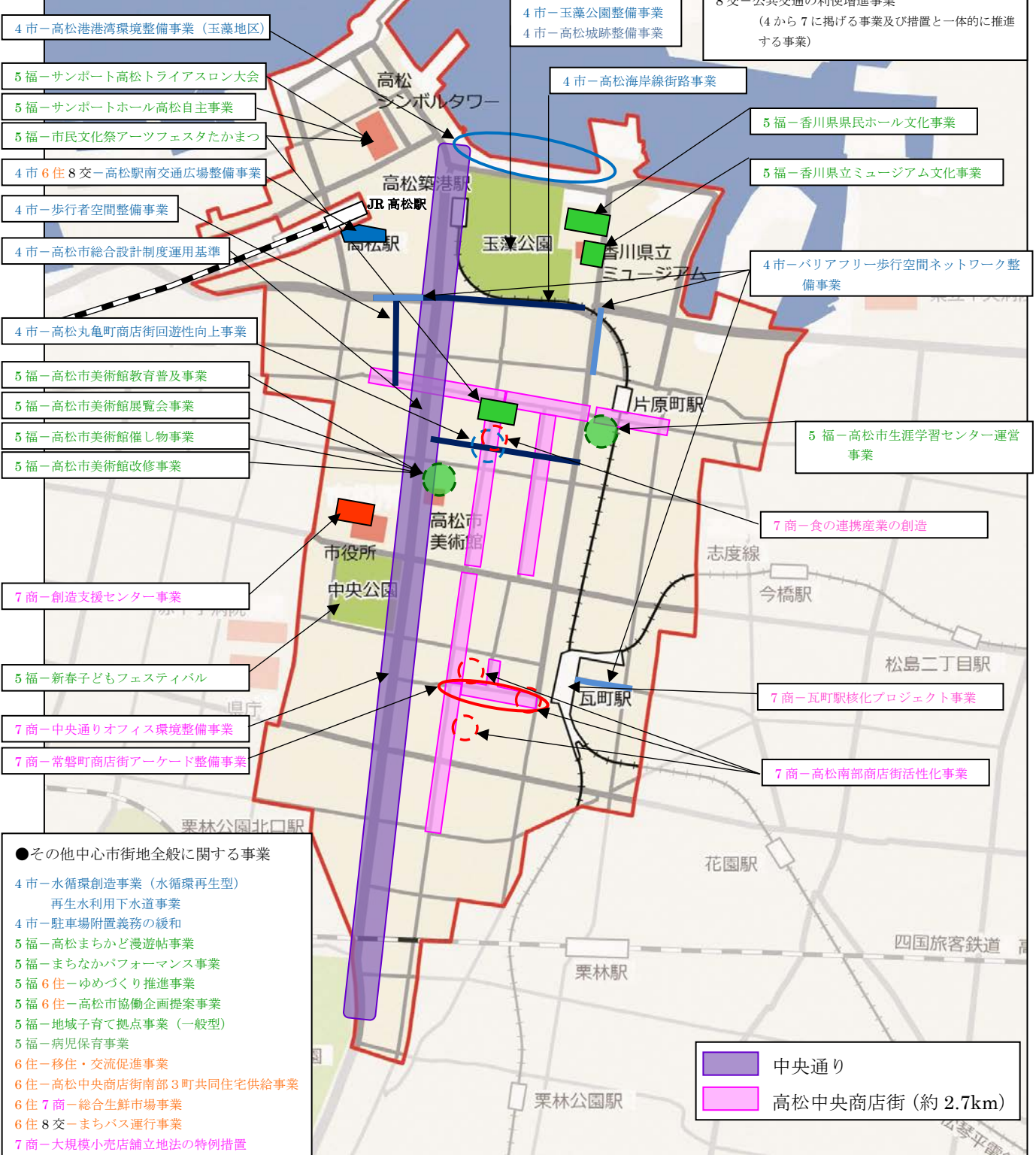
事業名	事業内容	状況
高松駅南交通広場整備事業 [再掲]	高松駅南線における交通広場の整備、延長：250m、幅員：16～20m、車線数：2車線、面積：4,600 m ²	完了
まちバス運行事業 [再掲]	サンポート高松と高松中央商店街を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の利用に供するもの	実施中
自転車等駐車場施設管理運営事業	商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの	実施中
有料自転車等駐車場管理事業	瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの	実施中

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■事業区分凡例

- 4 市-市街地の整備改善のための事業
- 5 福-都市福祉施設を整備するための事業
- 6 住-居住環境の向上のための事業
- 7 商-商業の活性化のための事業
- 8 交-公共交通の利便増進事業
(4から7に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業)



- その他中心市街地全般に関する事業
- 4 市-水循環創造事業 (水循環再生型)
再生水利用下水道事業
 - 4 市-駐車場附置義務の緩和
 - 5 福-高松まちかど漫遊帖事業
 - 5 福-まちなかパフォーマンス事業
 - 5 福 6 住-ゆめづくり推進事業
 - 5 福 6 住-高松市協働企画提案事業
 - 5 福-地域子育て拠点事業 (一般型)
 - 5 福-病児保育事業
 - 6 住-移住・交流促進事業
 - 6 住-高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業
 - 6 住 7 商-総合生鮮市場事業
 - 6 住 8 交-まちバス運行事業
 - 7 商-大規模小売店舗立地法の特例措置
 - 7 商-高松中央商店街空き店舗活用事業
 - 7 商-中心市街地商店街活性化事業
 - 7 商-商店街情報発信事業
 - 7 商-商店街共同施設整備事業
 - 7 商-まちネコ倶楽部
 - 8 交-レンタサイクル事業
 - 8 交-カーフリーデー高松開催事業
 - 8 交-自転車等駐車場施設管理運営事業
 - 8 交-有料自転車等駐車場管理事業

(3) 第2期計画の検証

① 事業の進捗状況

全51事業における実施状況の内訳については、完了済みが11事業、実施中が29事業、未完了が8事業で、未着手が3事業となっています。

未着手となった事業は、全て民間主体の事業となっており、計画から事業着手に至るまでの様々な要因により、公共主体の事業に比べて事業の進捗が図られていない傾向にあります。

今後、民間主体の事業については、資金計画の見通しなど明らかにした上で、計画に反映していくことが求められます。

	事業数	完了	実施中	未完了	未着手
市街地の整備改善	11	2	2	6	1
都市福祉施設の整備	17	2	15	0	0
街なか居住の推進	7 (10)	3 (5)	2 (3)	1	1
商業の活性化	12 (14)	3 (4)	7	1 (2)	1
公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進	4 (6)	1 (2)	3 (4)	0	0
合計	51(58)	11(15)	29(31)	8(9)	3

※()は再掲を含む事業数

※実施中：ソフト事業で継続実施している事業

未完了：ハード整備事業で整備中もしくは整備が完了していない事業

② 目標指標の達成状況

第2期計画で掲げた目標指標「中央商店街の空き店舗率（全フロア）」、「中央商店街における歩行者通行量（休日）」、「市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合」は、いずれも目標を達成することができませんでした。

表 目標指標の達成状況

目標	目標指標	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	達成 状況
商店街独自の魅力あるサービスを創出する	中央商店街の空き店舗率（全フロア）	16.6%	14.9%	17.8%	c
まちのあちこちで歩いている人を増やす	中央商店街における歩行者通行量（休日）	131,878人	141,000人	118,567人	C
中心市街地に、より住みやすい環境をつくる	市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合	4.8%	5.1%	4.8%	c

※達成状況欄

A（計画した事業は概ね予定どおり進捗進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を越えることができた。）

a（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では目標値を越えることができた。）

B（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値に及ばず。）

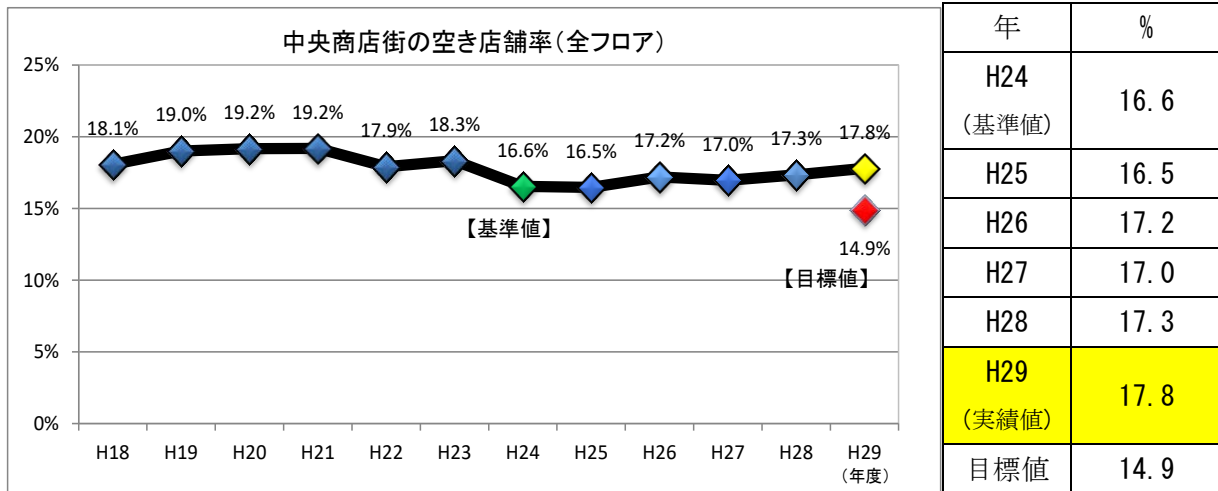
b（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばず。）

C（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。）

c（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。）

目標 1 「商店街独自の魅力あるサービスを創出する」

■ 中央商店街の空き店舗率（全フロア）



(H24 は、6月調査実績。H24 以外は、各年6月調査と12月調査の平均値)

- ※調査方法：年2回、中央商店街店舗立地動向調査を実施
- ※調査月：6月、12月（取りまとめは、7月及び1月）
- ※調査主体：高松市・高松商工会議所
- ※調査対象：高松中央商店街を構成する8商店街振興組合

■ 目標達成の状況【c】

評価指標である中央商店街の空き店舗率の減少に向けては、南部地域での各種事業が想定より進捗しなかったことや、第1期計画で完了した丸亀町商店街の再開発事業効果が薄れてきたことなどにより、縮減には至りませんでした。また、当初は各種取組により17店舗の減少を目標として掲げていましたが、主要事業等の進捗が遅れたことにより、結果として目標達成には至りませんでした。

■ 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
高松丸亀町商店街 回遊性向上事業	未着手	5店舗の減少	空き店舗8店舗の増加 (対象：丸亀町) (総店舗数は16店舗増加、 営業店舗数は8店舗増加)
商店街情報発信事業	未完了		
高松南部商店街 活性化事業	実施中	12店舗の減少	空き店舗2店舗の増加 (対象：南新町、常磐町、田町)

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
高松丸亀町 商店街回遊性 向上事業	再開発ビルに渡り廊下を整備することに対して、補助採択が受けられず、未着手となりました。	—
商店街情報 発信事業	デザインコードに基づいた街路灯や休憩スペースの整備、リアルタイムな情報発信システムを整備し、情報発信機能を活かしたイベントなどを実施しました。	イベント時に可動式デジタルサイネージによる情報掲示が行われていますが、常設の設置ができておらず、波及効果が限定的なため、空き店舗減少に至りませんでした。
高松南部商店街 活性化事業	南部3町商店街で「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに計画した4つの活性化事業のうち、デジタルサイネージ整備事業は、商店街のVRアプリ開発を行うなど商店街のリアルタイムな情報を発信しましたが、他の3つの事業が未着手となりました。	VRアプリ開発による情報発信が行われましたが、南部3町の地域性を活かした事業が未着手となったことで、商店街の新たな魅力を創出ができず、空き店舗減少に至りませんでした。

■今後について

目標達成に向けた主要事業が完了に至らなかったことなど、当初想定していた効果が現れませんでした。

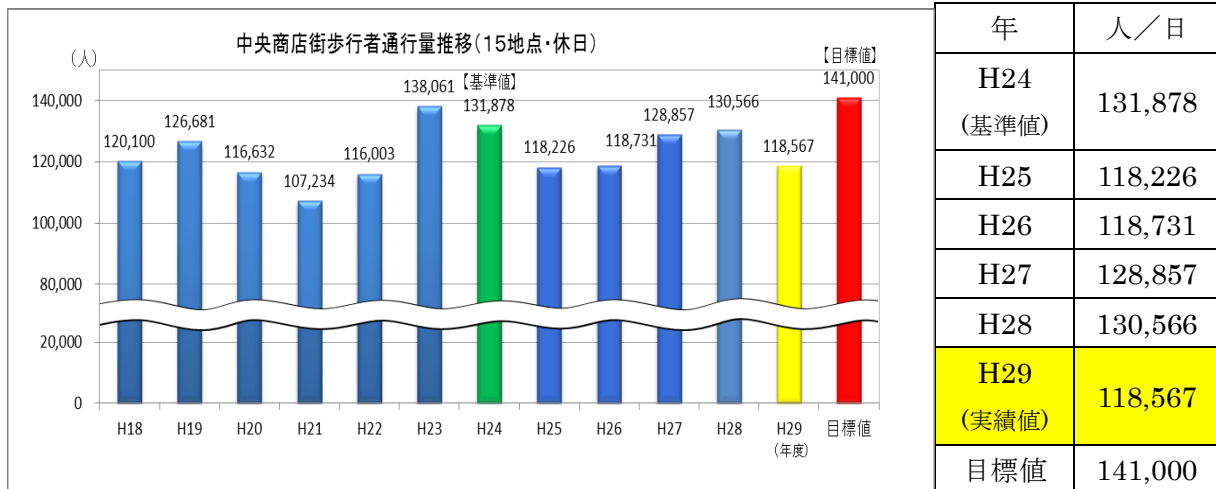
一方で、中央商店街へ新規出店する者に対して、直接改装費の一部を助成する補助制度の活用を促すなど、空き店舗減少に努めました。

今後とも、中心市街地の活性化に資するよう、商店街振興組合等との積極的な情報共有や事業進捗等を把握し、目標指標の測定を継続的に実施するなど適切な進行管理を行う必要があります。

中央商店街は、全体的には2核1モールの形態となっており、そのモールを形成する丸亀町商店街、南新町商店街、常磐町商店街の中で、常磐町商店街の空き店舗率が高い状況が続いています。また、常磐町商店街を含む南部3町での各種事業が停滞していることから、空き店舗の利活用など活性化に向けた取組を地域とともに促進していく必要があります。

目標2「まちのあちこちで歩いている人を増やす」

■中央商店街における歩行者通行量（休日）



※調査方法：中央商店街通行量調査を実施

※調査月：5月、10月（取りまとめは、6月及び11月）

※調査主体：高松市・高松商工会議所・高松中央商店街振興組合連合会

※調査対象：休日（10時から19時まで）の中央商店街15地点の歩行者（自転車を含む）

■目標達成の状況【C】

評価指標である中央商店街における歩行者通行量の増加に向けては、歩行者空間整備やアーケード整備など環境改善の事業は完了したものの、商業機能を充実する事業が未着手となったことで、商店街の魅力向上が図れず、目標達成には至りませんでした。また、核事業である瓦町駅核化プロジェクト事業が、完了したことにより一時通行量の伸びは見られましたが、中心市街地全体としての継続した効果は得られませんでした。

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
歩行者空間整備事業	完了	240人の増加	2,038人の減少 (調査地点A・B：H24-H29)
総合生鮮市場事業	未着手	1,600人の増加	未実施のため増加通行量は見込まれない
商店街情報発信事業	未完了	目標設定なし	-
高松南部商店街活性化事業	実施中	3,900人の増加 (空き店舗17店舗減少)	空き店舗が2店舗増加のため通行量の増加は見込まれない
常磐町商店街アーケード整備事業	完了	2,500人の増加	499人の減少 (調査地点K・L：H24-H29)

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
瓦街駅核化プロジェクト事業	完了	目標設定なし	-
居住人口の増加	完了：3事業 実施中：1事業 未着手：1事業	900人の増加 (人口442人増加)	人口20,671人→20,665人と微減となったため、通行量の増加は見込まれない

■ 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
歩行者空間整備事業	J R高松駅と中央商店街を連絡する市道西の丸町兵庫町線において、平成26年度までに電線共同溝の道路埋設工事、道路改良工事、照明工事等が竣工し、27年度には舗装工事を施工したことで、事業が完了しました。	J R高松駅から中央商店街への快適な歩行者動線が確保されましたが、中心市街地の来街者の回遊性への効果が見られず、通行量の増加に至りませんでした。
総合生鮮市場事業	生鮮市場のパイロット店という位置付けで平成27年6月に開設した生鮮食料品売場（丸まるマルシェ）は、売り上げは好調でしたが、既存店との競合を考慮し、再開発ビルへの出店は見送られました。	パイロット店の生鮮食料品売場（丸まるマルシェ）は、好調な売り上げから中心市街地における一定のにぎわい創出に寄与しましたが、生鮮市場の出店が見送られたことで、通行量の増加に至りませんでした。
商店街情報発信事業	デザインコードに基づいた街路灯や休憩スペースの整備、リアルタイムな情報発信システムを整備し、情報発信機能を活かしたイベントなどを実施しました。	イベント時に可動式デジタルサイネージによる情報掲示が行われていますが、常設の設置ができておらず、波及効果が限定的なため、通行量の増加に至りませんでした。
高松南部商店街活性化事業	南部3町商店街で「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに計画した4つの活性化事業のうち、デジタルサイネージ整備事業は、商店街のVRアプリ開発を行うなど商店街のリアルタイムな情報を発信しましたが、他の3つの事業が未着手となりました。	VRアプリ開発による情報提供が行われましたが、南部3町の地域性を活かした事業が未着手となったことで、商店街の新たな魅力を創出できず、通行量の増加に至りませんでした。

事業名	実施状況	事業効果
常磐町商店街 アーケード 整備事業	常磐町商店街において歩行者に快適な空間を創造するため、アーケード改修工事を平成 25 年度に実施し、事業が完了しました。	商店街の歩行者空間としての環境は改善しましたが、通行量の増加への波及効果が見られませんでした。
瓦町駅核化 プロジェクト 事業	駅ビル型複合商業施設の整備として平成 27 年 10 月に「瓦町FLAG」がリニューアルオープンしたことで事業が完了しました。	リニューアルオープンにより瓦町駅の電車乗降人数が増加したことを始め、平成 27 年、28 年は中央商店街全体の歩行者通行量も増加するなど一定の効果が見られました。

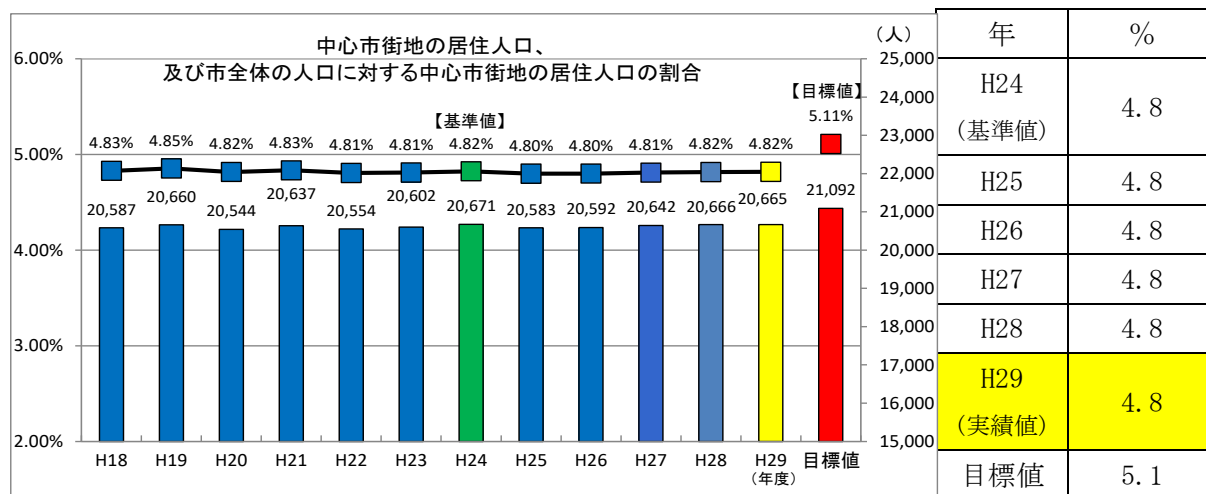
■今後について

瓦町FLAGのオープンなど目標達成に向けた主要事業が完了し、一時的には通行量の増加も見られるなど一定の効果が現れたものの、中心市街地全体への波及効果が見込めなかったこと、また、一部の未完了・未着手の事業があったことにより、目標値に届かない結果となり、継続してにぎわいを創出することはできませんでした。

市全体及び中心市街地の人口は横ばいであることから、2核1モールの特性を生かしながら、商店街の魅力向上やにぎわい創出に加え、近年のインバウンド需要の増大など、広域圏から集客を図り、来街者の回遊性を図るような取組を展開するとともに、今後とも商店街振興組合等との積極的な情報共有や事業進捗等を把握し、目標指標の測定を継続的に実施するなど適切な進行管理を行う必要があります。

目標3「中心市街地に、より住みやすい環境をつくる」

■市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合



※調査方法：中心市街地内における住民基本台帳登録人口

※調査月：10月1日時点調査、同月取りまとめ

※調査主体：高松市

※調査対象：中心市街地の居住者

■目標達成の状況【c】

市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合については、計画策定時より経年変化を見てもほぼ横ばいであり、目標達成には至りませんでした。

これは、主要事業として設定していた「高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業」が未着手となったことが要因の一つとして考えられます。また、第2期計画期間中の社会減が537人、自然減が803人と事業以外の要因で人口減少が進んでいます。

基準値としての割合は変化していませんが、居住人口は20,671人→20,665人と微減のため、達成状況としてはcとしました。

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業	未着手	140人の増加	未実施のため居住人口における増加は見込まれない
移住交流促進事業	実施中	45人の増加	29人の増加
ロイヤルガーデン錦町一丁目（分譲マンション）	完了	75人の増加	96人の増加
ロイヤルガーデン中央公園（分譲マンション）	完了	101人の増加	123人の増加
アルファライフ中央通り（分譲マンション）	完了	81人の増加	77人の増加

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
高松中央商店街 南部3町共同 住宅供給事業	南部3町の商店街において空き店舗の上層部分を活用した共同住宅施設を設置することで居住促進を目指していましたが、具体的な事業化に至りませんでした。	—
移住交流促進 事業	移住に関する情報発信や交流会等の開催を行い、平成29年3月に「高松市移住・促進方策」を取りまとめたほか、「高松市移住ナビ」のリニューアル等、移住を促進するための情報発信の強化に努めました。	市全体の社会動態は増加傾向となっておりますが、中心市街地の居住人口の数値としての増加には表れていない状況となっております。
ロイヤルガーデン錦町一丁目 (分譲マンション)	平成25年度に分譲マンション(42戸)の建設が完了しています。	整備された分譲マンションは全戸完売し、居住人口の増加に寄与しています。
ロイヤルガーデン中央公園 (分譲マンション)	平成26年度に分譲マンション(56戸)の建設が完了しています。	整備された分譲マンションは全戸完売し、居住人口の増加に寄与しています。
アルファライフ中央通り (分譲マンション)	平成26年度に分譲マンション(45戸)の建設が完了しています。	整備された分譲マンションは全戸完売し、居住人口の増加に寄与しています。

■今後について

中心市街地における分譲マンションなどの都市型住宅の整備により、居住人口が増加している一方で、平成16年の線引き制度の廃止により低廉な宅地が郊外に造成され、中心市街地からの転出も見受けられることなどから、中心市街地の居住人口は、計画期間内において横ばい状況となっており、目標達成には至りませんでした。

今後は、平成30年3月に策定した「高松市立地適正化計画」及び30年4月に改定した「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」に掲げる街なか居住の推進などの実効性のある施策等の実施や、都市機能の誘導や都市構造の集約化を図り、居住人口の割合を高めていくとともに、今後とも商店街振興組合等との積極的な情報共有や事業進捗等を把握し、目標指標の測定を継続的に実施するなど適切な進行管理を行う必要があります。

③ 第2期計画の総括

第2期計画で掲げた目標指標「中央商店街の空き店舗率（全フロア）」、「中央商店街における歩行者通行量（休日）」、「市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合」については、いずれも目標を達成することができませんでした。これは計画に掲げた事業の一部が未着手となったことや事業が完了しても想定していた効果が発現に至らなかったことなどが要因となっています。

中央商店街の商業は、中央商店街の空き店舗率は改善できていないものの、中央商店街の総店舗数は増加しており、商業機能の器としては拡大傾向にあり、路面店である1階に着目すると空き店舗数が減少しているなど指標には表れていないものの活性化の効果が見られます。そのため、多様化する消費者のニーズに対応していくためには、商店街内外からの新規参入など中央商店街の魅力が向上し、来訪を喚起していく状況を生み出し、にぎわいを創出していくことが今後重要と考えられます。

中心市街地の利用者は、通勤通学、買い物、飲食、習い事など様々な目的で利用されていますが、平成22年から27年の昼間人口が減少しており、通勤通学などで中心市街地に移動する人は減少しているものと考えられます。一方、中央商店街における歩行者通行量は、23年に休日が平日の通行量を上回る状況となり、それ以降も休日の通行量が多い状況が継続しているため、歩行者通行量の目標は達成出来なかったものの休日のイベントなどの取組による活性化の効果が一定程度見られます。今後も昼間人口の減少、人口減少など市場規模の縮小が避けられない中で、近年増加しているインバウンド需要を取り込むなど都市圏だけでなく、広域圏からの新たな顧客を中心市街地に誘客していくことが重要と考えられます。

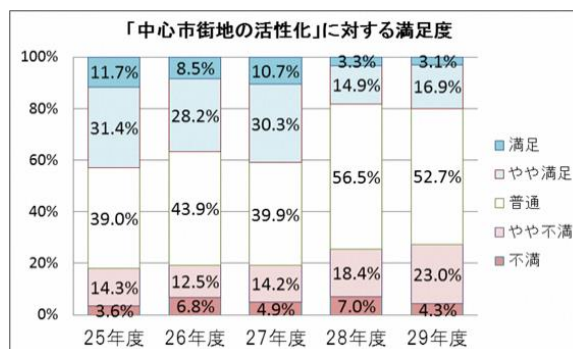
中心市街地の居住人口は、少子高齢化の進展により自然減の状況が急速に進行しており、本来は大きく人口減少となる状況であります。第2期計画の事業完了に加え、再開発事業や民間開発等の居住施設のストックを活用した市内からの転住者が多かったことで、人口はほぼ横ばい状況を保っています。今後も自然減による人口減少傾向は継続することが想定されることから、中心市街地の活気を維持していくためには、再開発事業などによる住宅供給を図りつつ、都市機能の集約化や生活利便施設の立地促進など歩いて暮らせる中心市街地を形成し、市内からの転住者を増やすなど街なか居住の推進が重要と考えられます。

(4) 計画の定性的評価

① 市民意識の変化

本市では、市民の意見を市政に反映させるため、総合計画の基本構想で施策大綱として定めている政策、及び施策に対する満足度等を調査しています。

この調査における「中心市街地の活性化」の満足度は、平成25年度から27年度までは、「満足」または「やや満足」と答えた人の割合が40%前後で推移していましたが、28年度以降は20%前後と減少傾向となっています。



(資料：市民満足度調査)

中心市街地における丸亀町再開発事業の整備や瓦町FLAGのオープンなど注目度の高い大規模プロジェクトが完了し、これらの施設オープンによる波及効果が見られなくなったことで、中心市街地への注目度が低下していることが要因と考えられます。

また、自由意見には、丸亀町商店街を含む、中央商店街北部地域に対する満足度を感じる一方で、南部地域とのにぎわいの違いを感じている意見や、中央商店街全体として訪れた人が滞在し、回遊できる仕組みづくりが必要との意見もあり、更なるにぎわいの創出や回遊性の向上が求められています。

② 中心市街地活性化協議会の意見

第2期計画では、各種イベント開催、テナントミックスなどのソフト事業や、「まちなかループバス」の運行など第1期計画で整備されたハード施設を活かすための取組のほか、中央商店街南部地域では、地域の核となる「瓦町FLAG」が誕生したことにより、オープン時には通行量が増加するなどの効果が見られました。

第2期計画に位置づけた51事業のうち、計画に掲げた3つの目標につながる事業が未着手となったことで、目標も未達成となったものの、生活者の消費行動が劇的に変化してきている中で、人とのふれあいを求めるムーブメントを踏まえ、ハード整備からソフト事業まで展開してきたことで一定の活性化効果が得られたものと考えられます。

(5) 計画終了後の前期計画の目標指標についての推移・分析

第2期計画終了後の平成30年における各目標指標について、前年より一定の改善は見られますが、いずれも旧基本計画の目標値に至りませんでした。

目標指標	目標値 (H29)	実績値 (H29)	実績値 (H30)
中央商店街の空き店舗率（全フロア）	14.9%	17.8%	16.9%
中央商店街における歩行者通行量（休日）※	141,000人	118,567人	128,854人
市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合	5.1%	4.8%	4.8%

※歩行者通行量は、旧基本計画に記載した「中央商店街通行量調査」として手集計にて測定した値である。

(6) 事業の実施面からみられる中心市街地活性化の課題

これまでの検討を踏まえ、以下3つの課題に整理しました。

1 国内外の広域からの誘客

第2期計画においては、中央商店街の歩行者通行量を高めるものとして、商店街の魅力を高める取組が一部実施できなかったことや、歩行空間の整備の効果が当初想定よりも波及しなかったため、歩行者通行量増加などのにぎわいの創出に至りませんでした。

一方で、今後、市全体及び中心市街地の人口減少が想定されることから、商店街の魅力向上やにぎわいの創出に加え、海外も含めた広域圏からの誘客を図ることが課題となります。

2 中心市街地への回遊性・滞在性の向上

第2期計画においては、中心市街地の回遊性向上のため、観光情報発信拠点「ナビステ」による高松中央商店街等のイベントや店舗情報に加え、高松市の最新観光情報や瓦町ビルの情報などを国内外の観光客に向け発信しました。

今後、中心市街地の更なるにぎわいの創出のために、街なか案内の充実や情報発信による回遊性・滞在性の向上を図ることが課題となります。

3 更なる街なか居住促進

中心市街地の定住人口は、第1期計画での再開発などにより人口減少への一定の歯止めをかけることができました。第2期計画では、一部整備予定の住宅が供給されなかったことや想定以上の自然減・社会減の拡大により、目標に至る人口増加には至りませんでした。

今後、更なる都市型住宅の供給に加え、中心市街地への都市機能の誘導のほか、住宅取得の支援等による街なか居住促進を図ることなどが課題となります。

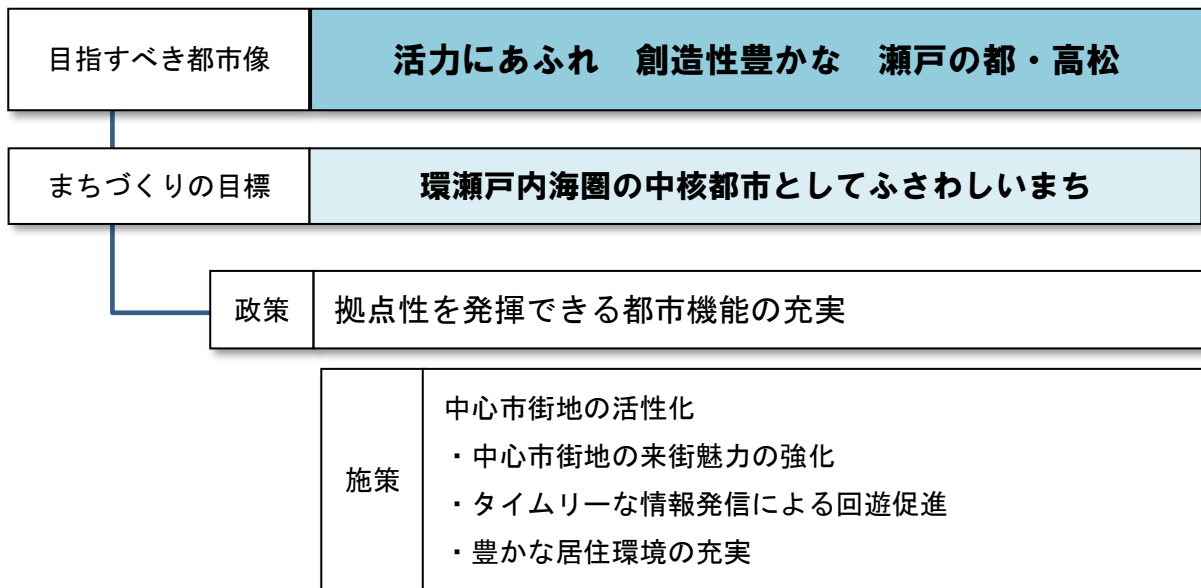
[5] 関連計画等の動向・位置づけ

(1) 上位関連計画

① 第6次高松市総合計画（平成28年3月策定）

上位計画である「第6次高松市総合計画」において、目指すべき都市像として「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を設定し、そのもとに6つのまちづくりの目標を掲げ、政策・施策を体系化しています。中心市街地の活性化については、まちづくりの目標「環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち」の施策として位置づけられています。

■ 目指すべき都市像とまちづくりの目標

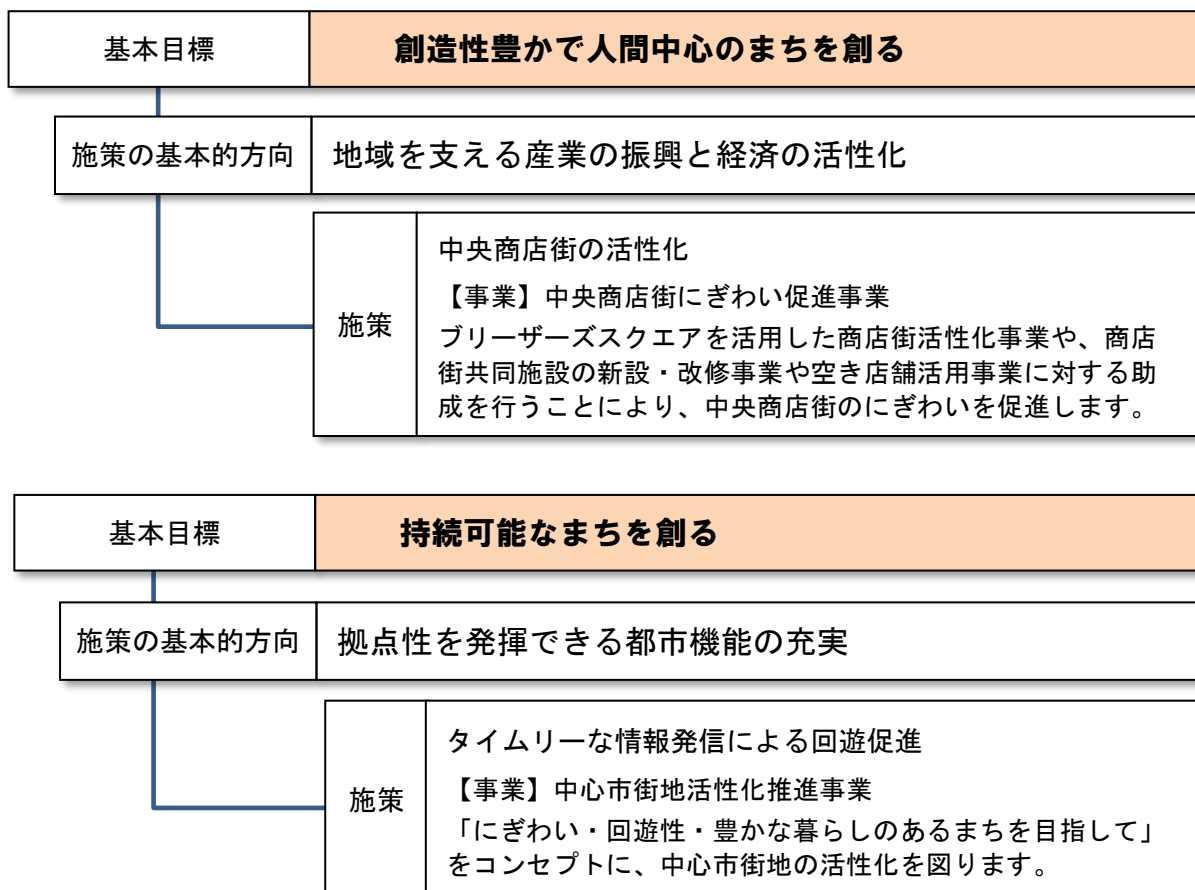


（資料：第6次高松市総合計画）

② たかまつ創生総合戦略（平成 27 年 10 月策定）

関連計画である「たかまつ創生総合戦略」は、第 6 次高松市総合計画の主な取組と整合性を図りながら、「人口減少社会」という重要課題に対応するため、「人口減少を抑制する戦略」と「人口減少社会に対応する戦略」の 2 つの戦略を柱とし、5 つの目標を掲げ、施策を体系化しています。中心市街地に関わる基本目標として「創造性豊かで人間中心のまちを創る」、「持続可能なまちを創る」を掲げています。

■基本目標と施策の基本方向



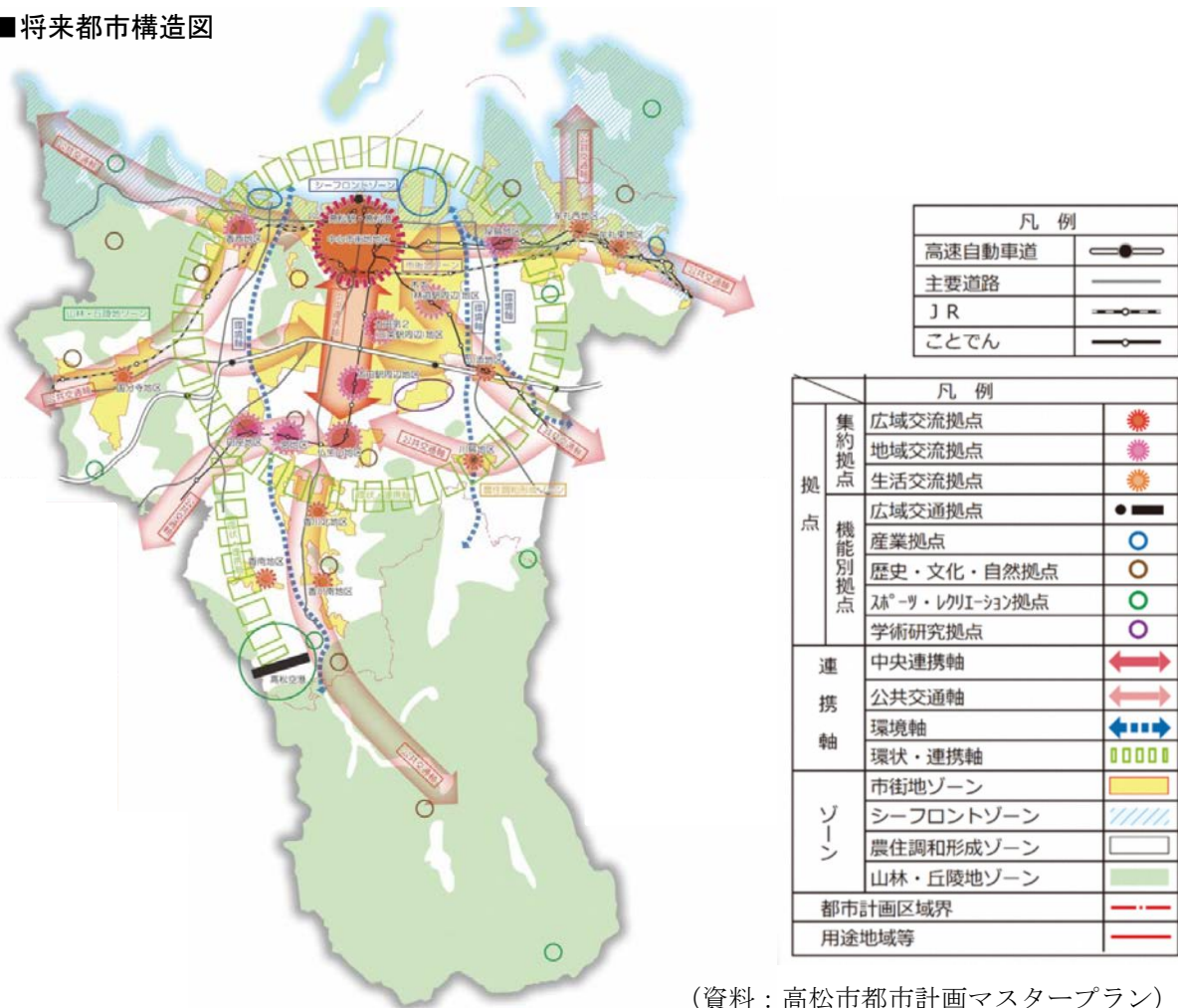
（資料：たかまつ創生総合戦略）

③ 高松市都市計画マスタープラン（平成 29 年 8 月改定）

関連計画である「高松市都市計画マスタープラン」においては、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

都市計画マスタープランにおいて、中心市街地のエリアは、広域交流拠点に位置づけられています。広域交流拠点は、州都機能が集積する四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化するため、サンポート高松の整備や中心市街地の再開発などを通じた、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図るものとしています。

■将来都市構造図



（資料：高松市都市計画マスタープラン）

■サンポート高松

サンポート高松は、中枢管理都市としての新しい都心の核づくり、瀬戸の都のシンボルゾーンの形成、海陸交通のターミナル機能の強化などを整備方針に、平成 4 年度に土地区画整理事業の都市計画決定を行い整備された街です。平成 13 年には高松駅新駅舎、高松港旅客ターミナルビル、平成 16 年には高松シンボルタワー、サンポートホール高松、平成 18 年に高松サンポート合同庁舎北館、平成 29 年度に高松サンポート合同庁舎南館が竣工するなど高松市の玄関口にふさわしい都市拠点の地区です。

④ 高松市立地適正化計画（平成30年3月策定）

関連計画である「高松市立地適正化計画」は、第6次高松市総合計画及びたかまつ創生総合戦略に即すとともに、都市計画マスタープラン、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画、総合都市交通計画及びその他の各種計画と調整・連携を図り、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」や将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指すものです。

まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

■まちづくりの理念と方針



(資料：高松市立地適正化計画)

[6] 中心市街地活性化の課題

現状分析や地域住民等のニーズ、第2期計画の検証等を踏まえ、中心市街地活性化の課題を以下に整理します。

【現状】

1

にぎわい・交流

- 市内への人口流入の低下
- 中心市街地内の事業所数や従業者数の減少及び小売中心性指数の低下
- 商店街の空き店舗率の上昇
- 国内外からの観光入込客数の増加
- 高松空港の運営の民間委託に伴う、インバウンドの増加見込み
- 四国の広域行政機能が集積
- アリーナ・体育館、観光案内所、ファミリー向け店舗、屋内遊具等の整備、にぎわいを高めるイベントの開催など観光におけるニーズの増加

2

回遊性

- 商店街の歩行者通行量は一部で増加したものの、中央商店街全体の歩行者通行量は減少
- 商店街や店舗などの情報提供やWi-Fi施設など商店街の利用環境の向上が必要
- 宿泊施設の機能強化や観光・交通情報などの案内施設・標識の充実が必要

3

街なか居住

- 第1期計画からの住宅供給により、居住人口の減少に一定の歯止めを掛けたが、人口は横ばい状態
- 人口密度が低下し、都市のスポンジ化が進行
- 中心市街地人口の自然減・社会減が増加傾向
- 市全体の空き家数は、増加傾向にあり、中心市街地の空き家割合は市全体と比較して高い状況
- 日常買い物施設や医療施設、こども預かり施設の充実が必要
- 空き家・新築等の住宅情報の提供や住宅購入・改築における支援の充実が必要
- 都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進が必要

【課題】

課題①

サンポートエリアを活用した インバウンドを含む 広域圏からの誘客

環瀬戸内海圏の中核都市として、多様なニーズを持った人々が訪れたいと思える、高次広域都市サービスを提供する場を創出し、広域圏から中心市街地を訪れる機会づくりを行うことが求められています。

- 高次広域都市サービス機能の充実

課題②

街なか案内の充実や 情報提供による 回遊性・滞在性の向上

街なか案内や情報発信を充実することにより、サンポートエリアなどの中心市街地に訪れた人々の回遊性・滞在性を高め、その効果を中心市街地全体に波及させることが求められています。

- 利用環境の向上
- 商店街の魅力向上やイベント事業の展開

課題③

市民に選ばれる 中心市街地の形成と 街なか居住の促進による コンパクトシティの実現

「まちに行きたい」、「また来たい」と思うアクセス性の強化、その先にある「まちに住みたい」と思ってもらうためのコンパクトシティの形成を後押しする施策・事業の展開が求められます。

- 更なる都市型住宅の供給
- 住宅取得等の支援

[7] 中心市街地活性化に関する基本的な方針

(1) 高松市中心市街地活性化のコンセプト

目指す中心市街地の都市像

来まい・住まい・楽しみまい

—コンパクト・エコシティ たかまつ—

本市では、サンポート高松や中央通りを軸に集積する行政機関を始め、四国を統括する大手企業の支店や事業所・オフィス等の業務機能と、全国有数の規模を誇る中央商店街の商業機能、香川県立ミュージアムや瀬戸内国際芸術祭などの文化芸術機能をバックボーンに経済・文化芸術活動が展開され、四国の中枢管理都市として、また、環瀬戸内海周辺に広がる圏域の中核拠点都市として、確固たる地位を築いてきました。

少子・超高齢社会が現実のものとなる中、中心市街地だけでなく、市全体の定住人口も減少していくと予測されているため、今後とも継続して中心市街地における人口の減少を食い止めるためには、これまでの狭域だけでなく、昨今のインバウンド等の海外も含めた広域圏からの観光客増加など広域からの人の取り込みに対応した新たな取組を図り、誰もが集まり、楽しめる魅力ある中心市街地を形成することが重要です。

具体的には、高松空港運営の民間委託などにより増加が見込まれるサンポートエリアにおける広域からの来訪者をさらに増やす取組のほか、これらの来訪者や市内からの来街者を中央商店街へ取り込むための回遊性・滞在性の向上、そしてコンパクトシティの実現に向けた、街なか居住の推進や移動の円滑化に資する取組を進めます。

今後、取り組む各種事業が相乗効果を生み、広がることで、みんなが来たい・住みたい・楽しめるまちとなるよう、中心市街地活性化を進めます。

(2) 高松市中心市街地活性化の3つの基本方針

中心市街地活性化のコンセプトを踏まえ、以下に3つの基本的な方針を定めます。

基本方針1

みんなが訪れたいくなる中心市街地

課題①サンポートエリアを活用したインバウンドを含む広域圏からの誘客

- ▶ 新県立体育館整備事業やJR高松駅周辺開発事業と連携し、中核都市として高次（広域）都市サービス機能を充実させ、人々が集い、交流できる場を提供することで、広域圏からの誘客を図ります。
- ▶ 魅力ある商業空間の創出や、イベント事業を展開するなど、広域圏からの誘客を図ります。

基本方針2

みんなが巡ってみたいくなる中心市街地

課題②街なか案内の充実や情報提供による回遊性・滞在性の向上

- ▶ 再開発事業により、魅力的な空間など中心市街地に関心を持つことが出来る環境を整備し、まちの回遊性を促進します。
- ▶ 情報発信を充実させ、様々な人が過ごしやすく回遊しやすい環境を整えることで、人々が楽しめる“おもてなし”を提供します。

基本方針3

みんなが豊かな人生を実現できる中心市街地

課題③市民に選ばれる中心市街地の形成と街なか居住の促進によるコンパクトシティの実現

- ▶ 広域交流拠点としての中心市街地と、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの充実により、「コンパクト・エコシティ」を推進します。
- ▶ みんなが、暮らしやすい、住んでみたいと思える居住環境を整えることで、質の高い暮らしを提供します。

2. 中心市街地の位置及び区域

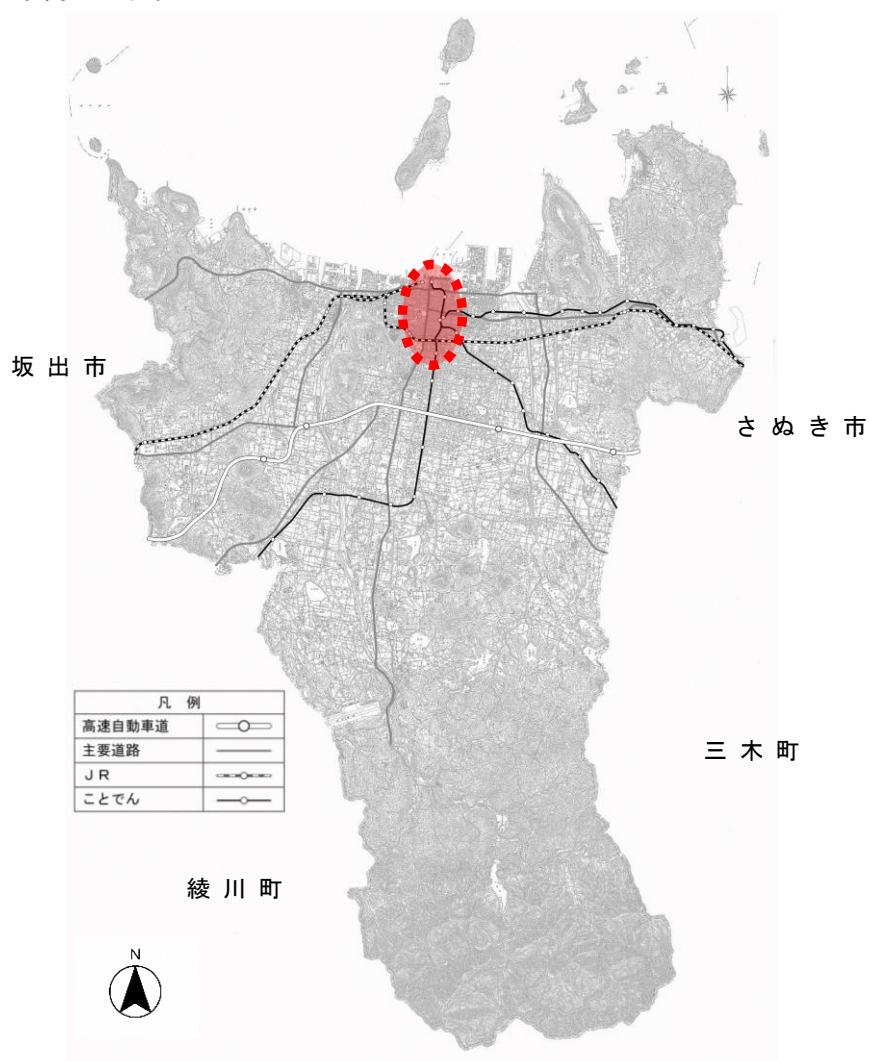
[1] 位置

本市では、中央通り沿いを中心に行政、業務、文化など多様な都市機能が集積しているとともに、中央通りの東側には、丸亀町、南新町、兵庫町、片原町西部、片原町東部、常磐町、田町、ライオン通りの8つの商店街で形成される長さ2.7kmにも及ぶアーケードは全国有数の商業機能を有しています。

また、JR高松駅は平成29年度における乗降客数が、四国では最多の約26,000人を数えているほか、平成元年に開港した高松空港からのリムジンバスや、首都圏、京阪神など大都市圏を結ぶ高速バスなどの拠点駅として広域的な交通結節機能を有しています。

中央通りを中心とした市街地は、高次都市機能が集積し、県都として香川県内の行政、経済の中心地であるとともに、四国地方の中核行政都市として拠点的な役割を担っていることから、この地区を中心市街地とします。

■高松市中心市街地の位置



[2] 区域

本市は、平成30年3月に策定した立地適正化計画において、高松市役所を中心とした半径2kmの圏内を広域都市機能誘導区域と定め、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図るとともに、他の拠点との公共交通による連携を高めることで、目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指しています。

行政、業務、商業、医療、福祉など様々な高次都市機能は、高松港から中央通り沿いを中心に栗林公園に至る区域に集積しており、市民生活や来街者に対する都市サービスを提供しています。

中心市街地は、立地適正化計画に定める広域都市機能誘導区域内で、交通結節機能を担うサンポート高松とことでん瓦町駅を含み、高松港から中央通り沿いに集積する高次（広域）都市サービス機能を有する施設を包括する区域を中心市街地として設定します。

■ 中心市街地の区域図



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

(1) 第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

本市の中心市街地は、全国有数の中央商店街として小売商業者が集積するとともに、四国を代表する行政都市であり、香川県の県都として行政だけでなく、業務、医療、福祉などの高次の都市機能が集積しており、高松市の中心的な役割を果たしているため、第1号要件に適合しています。

① 小売商業者の集積

本市の小売店舗数は、全体の約32.3%が中心市街地に集積し、従業者数においても23.6%と高い割合となっており、中心市街地に相当数の小売商業者が集積しています。

	中心市街地 (A)	高松市全体 (B)	対市割合 (A/B)
小売店舗数	859	2,661	32.3%
従業者数	5,115	21,719	23.6%

(資料：平成26年経済センサス)

② 事業所・従業者数の集積

本市の事業所は、全体の約23.3%が中心市街地に集積し、従業者数においても23.1%と多くの人が中心市街地で就業しています。

	中心市街地 (A)	高松市全体 (B)	対市割合 (A/B)
事業所	5,373	23,059	23.3%
従業者数	51,071	221,376	23.1%

(資料：平成26年経済センサス基礎調査)

③ 都市機能の集積

中心市街地には、公共施設、病院、学校、福祉施設、子育て施設など都市機能が集積しています。

公共施設は、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や、市役所などの主要な行政機関が立地しているほか、香川県庁が近接しています。

医療施設は、高松赤十字病院など大規模な総合病院が近接するほか、私設の病院が数多く立地しています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校、香川大学が立地しているほか、専門学校が数多く立地しています。

その他、地域包括支援センターやデイサービスセンター、介護付きマンションなど様々な福祉系の施設や、保育所、幼稚園などに加え、NPO法人が運営する子育て支援施設なども立地しています。

(2) 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること



本市の中心市街地は、急速な少子高齢化の進行に伴い、自然動態による人口減少が進み、空き家が増加しつつあるなど都市活動が停滞傾向にあり、小売店舗数や従業員数の減少による土地需要の活性化が図られず、地価が低調であるなど経済活力の維持にも支障が生じるおそれがあることから、第2号要件に適合しています。

① 中心市街地の人口動向

人口減少及び少子高齢化が進展する中で、中心市街地の人口は、5年間で自然動態（出生数と死者数）が837人の減少となり、また、社会動態は、市外への転出・転入数も841人の減少となっていますが、市内間の転居者数が1,727人となったことで、社会動態は886人の増加となり、自然動態の減少を補う状況となっています。今後もこうした状況が継続するものと想定されます。

これまでの中心市街地活性化基本計画に基づく様々な事業により、市内から中心市街地への転入（市内間の転居者数）が増加していることで、中心市街地の人口は横ばい状態を保つことができている。

■ 中心市街地の人口動向

	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	合計
中心市街地人口	20,490	20,506	20,529	20,521	20,573	
社会動態	90	185	171	187	253	886
市外への転出・転入数	△106	△95	△135	△172	△333	△841
市内間の転居者数	196	280	306	359	586	1,727
自然動態	△124	△169	△148	△195	△201	△837
出生数	129	101	119	97	98	544
死亡数	△253	△270	△267	△292	△299	△1,381
社会＋自然動態	△34	16	23	△8	52	49

（資料：高松市住民基本台帳各年4月1日）

② 小売商業の店舗数・従業者数の動向

中心市街地の小売商業は、平成9年から店舗数、従業者数ともに減少傾向が続いており、26年には、9年と比べて店舗数で約37%の減少、従業者数で約29%と大幅な減少となっています。

■ 小売店舗数・従業員数の推移

	1997年 (H9)	1999年 (H11)	2002年 (H14)	2004年 (H16)	2007年 (H19)	2014年 (H26)	2014(H26) /1997(H9)
店舗数	1,357	1,268	1,163	1,069	975	859	36.7%減
従業者数	7,196	7,225	6,236	5,696	5,131	5,115	28.9%減

（資料：商業統計調査、経済センサス）

③ 経済活力を表す地価の動向

中心市街地の地価は、平成 21 年から 27 年まで下落傾向が続いていましたが、28 年以降に横ばいから上昇に転じるなど回復傾向にあります。30 年の地価は、21 年と比べると 20～30%程度下落しています。

■地価の推移

(千円/㎡)

	2009 年 (H21)	2010 年 (H22)	2011 年 (H23)	2012 年 (H24)	2013 年 (H25)	2014 年 (H26)	2015 年 (H27)	2016 年 (H28)	2017 年 (H29)	2018 年 (H30)	変化率 (2018/ 2009)
高松 5-1	558.0	520.0	474.0	435.0	400.8	390.0	382.0	382.0	392.0	408.0	73.1%
高松 5-2	148.0	140.0	133.0	127.0	123.0	120.0	119.0	119.0	119.0	120.0	81.1%
高松 5-4	298.0	287.0	269.0	254.0	243.0	239.0	239.0	239.0	239.0	241.0	80.9%
高松 5-6	148.0	144.0	140.0	137.0	134.0	132.0	132.0	132.0	132.0	133.0	89.9%
高松 5-7	323.0	307.0	290.0	276.0	267.0	259.0	256.0	256.0	256.0	258.0	79.9%
高松 5-8	224.0	217.0	209.0	201.0	195.0	190.0	188.0	188.0	189.0	190.0	84.8%
高松 5-15	203.0	193.0	183.0	174.0	165.0	157.0	153.0	153.0	153.0	154.0	75.9%
高松 5-16	-	146.0	139.0	133.0	128.0	124.0	122.0	122.0	122.0	122.0	-
高松 5-18	185.0	181.0	173.0	165.0	158.0	154.0	152.0	152.0	152.0	154.0	83.2%
高松 5-19	281.0	260.0	237.0	224.0	213.0	204.0	199.0	199.0	199.0	200.0	71.2%
高松-14	-	-	151.0	144.0	141.0	139.0	139.0	140.0	142.0	147.0	-

(資料：国土交通省地価公示)

(3) 第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

本市の第6次高松市総合計画の目指すべき都市像を実現していくためには、都市計画マスタープランの広域交流拠点や立地適正化計画の広域都市機能誘導区域における中心市街地の活性化を進めていくことが必須となります。これらの上位・関連計画の推進と中心市街地の活性化は、本市の発展に寄与するだけでなく、生活圏を一体とする周辺地域の発展にも有効かつ適切であり、第3号要件に適合しています。

① 第6次高松市総合計画

第6次高松市総合計画は、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指すべき都市像と定め、その実現を図るため「環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち」を6つのまちづくりの目標のひとつとして、「拠点性を発揮できる都市機能の充実」においてウォーターフロントの魅力を活かしながら、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成や街なか居住を促進し、人々の回遊性を高めるなど、中心市街地の活性化に努めることとしています。

② 高松市都市計画マスタープラン

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

中心市街地は、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図り、四国の拠点都市としての中核を担う「広域交流拠点」と位置づけており、市域及び周辺の地域の発展に有効性があります。

③ 高松市立地適正化計画

高松市立地適正化計画は、まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくとしています。

中心市街地は、高松市役所を中心に半径2kmに設定した広域都市機能誘導区域に含まれており、広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域として位置づけ、将来に渡って市域及び周辺の地域に都市サービスの提供を一体的に推進することが、市域及び周辺地域の発展にとって適切であります。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画における中心市街地の目指す都市像を「来まい・住まい・楽しみまいーコンパクト・エコシティたかまつー」と定め、3つの基本方針「みんなが訪れたくなる中心市街地」「みんなが巡ってみたいくなる中心市街地」「みんなが豊かな人生を実現できる中心市街地」を推進するため、以下の3つの目標を掲げて中心市街地の活性化を目指します。

目標1

サンポートエリアにおける高次(広域)都市サービス機能の充実による 誘客力の向上

交流結節拠点の機能を有するサンポートエリアにおいて、高次(広域)都市サービス機能を充実し、人々が集い、交流できる場を提供することで、広域圏からの誘客を図ります。

目標2

中心市街地の魅力発信による 回遊性の向上

中央商店街の魅力向上や効果的な情報発信を図ることにより、サンポートエリアに訪れた人々を商店街へ取り込み、回遊・滞在性の向上を図ります。

目標3

拠点間交流と住環境の整備による 地域価値の向上

市内の各拠点から中心市街地へのアクセス機能の強化を図ることにより、移動利便性を高め、来街機会の創出を行い、市内流動を活発にすることに加え、住環境の整備を進めることで、地域価値の向上とコンパクトシティの形成を図ります。

[2] 計画期間

本計画の計画期間は、令和元(2019)年7月から令和7(2025)年3月までの5年9カ月間とします。

[3] 目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の3つの目標について達成状況を把握するため、それぞれの目標に対する指標を定めるとともに、その指標に関するフォローアップを行うことで、適切な進行管理を行います。

【目標 1】 サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上

⇒目標指標① 中心市街地内の主要観光施設年間入込客数

これまで主なターゲットを狭域（中心市街地活性化基本計画区域の周辺）の人々としていましたが、中核都市として高次（広域）都市サービス機能の更なる充実を図ることで、さらに広域の人々を取り込み、活性化を図ります。そのため、広域から来訪した人々の流動を検証する指標として、中心市街地の主要な4つの観光施設を対象にした「中心市街地内の主要観光施設年間入込客数」を目標指標とします。

【目標 2】 中心市街地の魅力発信による回遊性の向上

⇒目標指標② 歩行者等通行量

JR高松駅及びサンポートエリアに新たな集客施設を整備することで、鉄道、高速バス、船舶等により広域圏からの来訪を喚起し、その来訪者を駅及び商店街の案内所の充実や効果的な情報発信により、商店街に回遊させることでにぎわいを高めていきます。そのため、来訪者も含めた商店街のにぎわい創出を検証する指標として「歩行者等通行量」を目標指標とします。

⇒目標指標③ 新規出店数

これまで狭域（中心市街地活性化基本計画区域の周辺）の人々を主なターゲットとした地域住民のニーズに、新たな広域圏から来訪した人々に対する新たなニーズが加わることで、商店街の新陳代謝が活発化し、中心市街地の活気が向上していきます。そのため、商店街のニーズへの対応と活気の向上を検証する指標として「新規出店数」を目標指標とします。

【目標 3】 拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上

⇒目標指標④ 中心市街地の社会動態

本市では、多核連携型コンパクト・エコシティによるまちづくりを進める中で、中心市街地を広域交流拠点と位置付け、高次（広域）都市サービス機能の充実を図るなど利便性の高い地域とするとともに、住宅等を整備することで、住みたいと思える中心市街地を目指しています。そのため、これらのサービス機能を活かした、快適な都市型居住を形成し、街なか居住の推進状況を検証する指標として「中心市街地の社会動態」を目標指標とします。

⇒参考指標 ことடன் 3 駅の乗降客数

本市では、広域交流拠点、地域交流拠点等に都市機能誘導区域を定め、都市機能の集積と居住の誘導を図るとともに、拠点間を公共交通で円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指しています。そのため、中心市街地を含む広域交流拠点における高次（広域）都市サービス機能の充実による魅力向上に加え、公共交通の利便性を高め、その拠点間流動の状況を検証する指標として、中心市街地に立地する3駅を対象にした「ことடன் 3 駅の乗降客数」を参考指標とします。

[4] 目標数値の設定

(1) 定量的な指標による目標値

目標数値は、本市における将来の人口推計や、これまでの各指標の動向を踏まえた上で、本計画で取り組む事業等の効果や、第6次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン及び高松市立地適正計画等の上位・関連計画における取組目標を考慮して、設定します。

目標	目標指標	基準値	目標値
サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上	中心市街地内の主要観光施設年間入込客数※1	2,744 千人/年 (H30)	2,890 千人/年 (R6)
中心市街地の魅力発信による回遊性の向上	歩行者等通行量※2	92,639 人/日 (H29)	97,721 人/日 (R6)
	新規出店数	216 店舗 (H26.4～H31.3)	271 店 (R1.7～R7.3)
拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上	中心市街地の社会動態	886 人 (H26.4～H31.3)	1,373 人 (R1.7～R7.3)
	【参考】ことடன்3駅の乗降客数※3	31,751 人/日 (H29)	32,057 人/日 (R6)

※1：観光入込客数は、中心市街地中心市街地内の主要観光施設4箇所（高松シンボルタワー、玉藻公園、高松市美術館、香川県立ミュージアム）で計測

※2：中央商店街の15地点での自動計測（カメラ画像解析）による、平日、休日を含む全日の平均値

※3：ことடன்3駅の乗降客数は、高松築港駅、片原町駅、瓦町駅で計測

(2) 【目標指標】 中心市街地内の主要観光施設年間入込客数

中心市街地内の主要観光施設年間入込客数の目標値については、中心市街地活性化基本計画区域内に位置する高松シンボルタワー、玉藻公園、高松市美術館、香川県立ミュージアムの4施設を対象に、上位・関連計画に定められる各施設利用者数の目標増加数と、事業による効果を加えて算出します。

目標指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)
中心市街地内の主要観光施設年間入込客数	2,744 千人/年	2,890 千人/年 (146 千人増)

【数値目標設定根拠】

① 基準値及び上位計画における取組促進による目標増加数の算出

基準値は、平成30年度における対象施設の施設利用者数の合計とし、目標増加数は、各施設における該当上位・関連計画の目標値により算出します。

上位・関連計画における目標値は、過去の動向からの将来推計を踏まえ、取組事業効果を含んだものとして設定を行います。

■H26～H30の5カ年の観光入込客数 (単位：千人)

対象施設	H26	H27	H28	H29	H30
高松シンボルタワー	2,297	2,351	2,508	2,362	2,316
玉藻公園	194	210	237	224	200
高松市美術館	59	0 ^{※1}	99	151	114
香川県立ミュージアム	125	138	145	118	114
合計	2,675	2,699	2,989	2,855	2,744

※1 高松市美術館はH27. 1. 14～H28. 3. 25の間、改修工事のため長期休館

資料：高松市資料

■対象施設の目標値の設定 (H30年基準年)

対象施設	目標設定の基準	基準値 (H30年)	目標値 (R6年)
高松シンボルタワー	市総合計画目標：観光施設利用者数 (H27：6,509千人⇒R5：6,640千人、8年間 2.01%増、年間0.25%増) 2,316千人×(0.25%×6年間)=34.7千人 2,316千人+35千人=2,351千人	2,316千人	2,351千人 (35千人増)
玉藻公園	市総合計画目標：観光施設利用者数 (H27：6,509千人⇒R5：6,640千人、8年間 2.01%増、年間0.25%増) 200千人×(0.25%×6年間)=3千人 200千人+3千人=203千人	200千人	203千人 (3千人増)
高松市美術館	市総合計画目標：美術館来館者数 (H31：164千人⇒R5：174千人、4年間6.1% 増、年間1.52%増) 114千人×(1.52%×6年間)=10.3千人 114千人+10千人=124千人	114千人	124千人 (10千人増)
香川県立ミュージアム	県総合計画目標：県主催・共催の文化事業への 参加者数 (H26：1,204千人⇒R2：1,276千人、6年間 5.98%増、年間1%増) 114千人×(1%×6年間)=6.84千人 114千人+7千人=121千人	114千人	121千人 (7千人増)
合計		2,744千人	2,799千人 (55千人増)

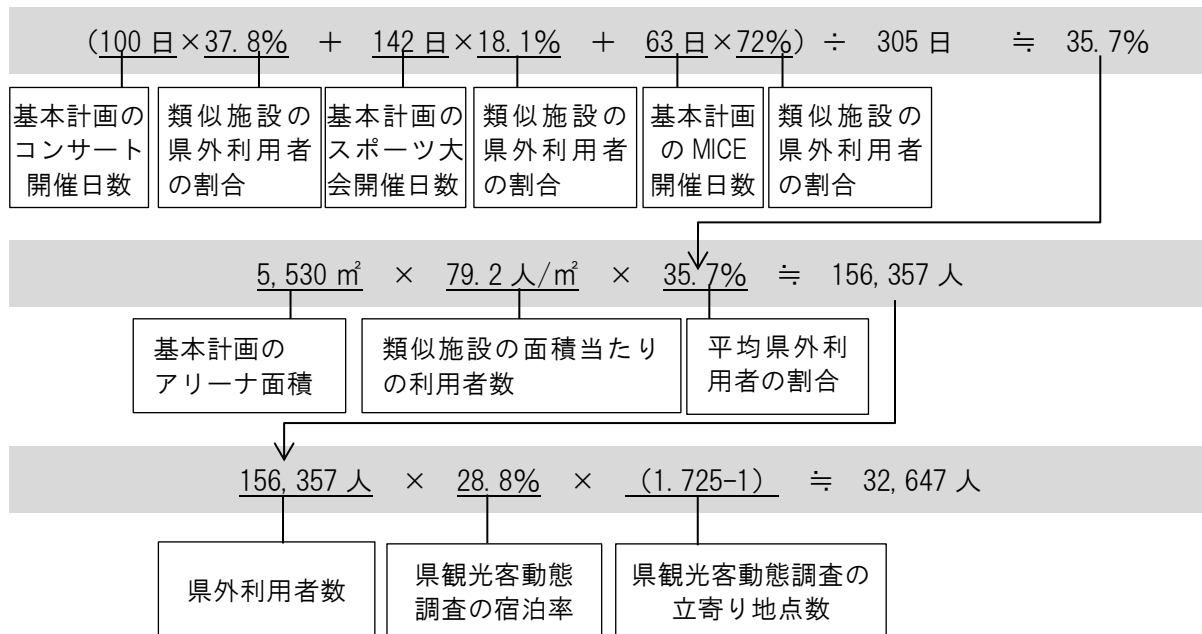
※目標値の()内の数値は、H30よりも増加する施設利用者数。この増加する利用者数を最新値の施設利用者数に加えて目標値を算出します。

資料：香川県「新・せとうち田園都市創造計画 (H27.11)」、高松市「第6次高松市総合計画 (H27.12)」

② 事業の効果により増加する主要観光施設年間入込客数の算出

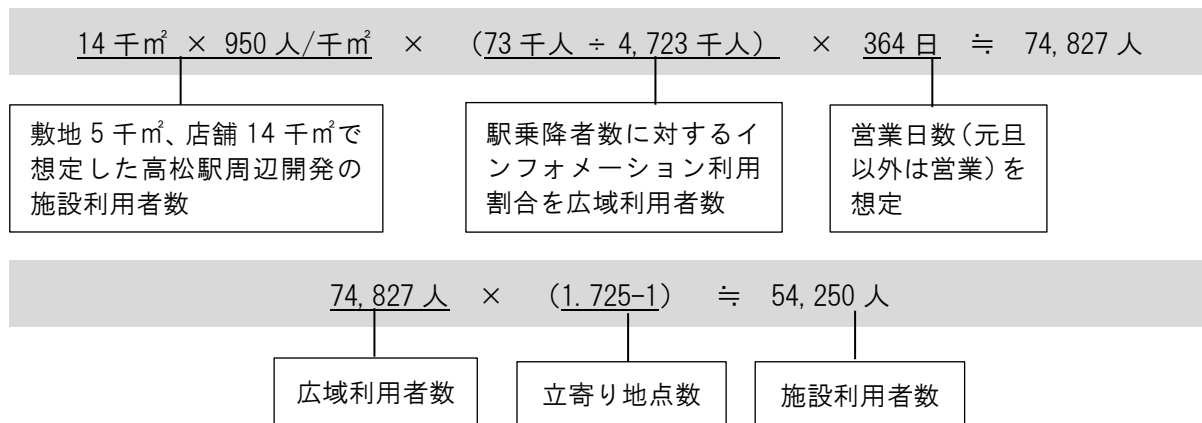
A. 「新県立体育館整備事業」による効果

「新県立体育館整備事業」により、新たな顧客が創出され、宿泊客が体育館の利用に伴い周遊することで、観光施設の利用者の増加を見込みます。



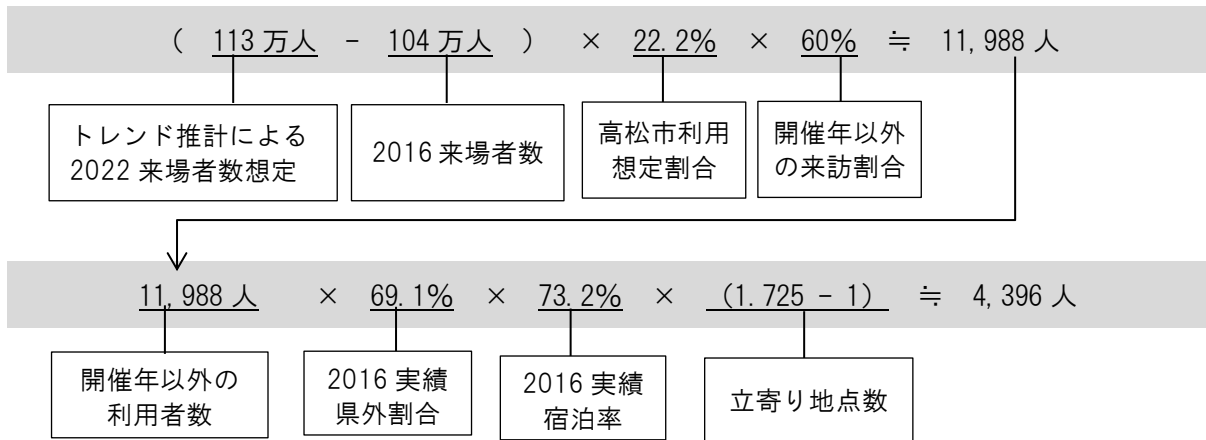
B. 「高松駅周辺開発事業」による効果

「高松駅周辺開発事業」により、新たな顧客が創出され、広域からの利用者が周遊することで、観光施設の利用者の増加を見込みます。

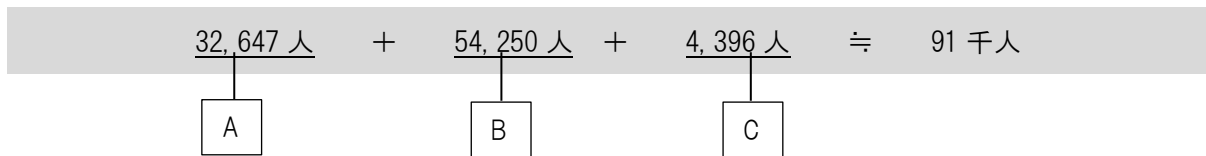


C. 「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」による効果

「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」により、瀬戸内国際芸術祭の開催年以外の年も、広域からの利用者が周遊することで、観光施設の利用者の増加を見込みます。

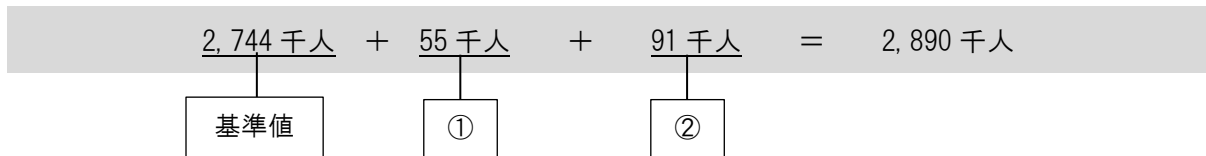


A～C より、事業による主要観光施設年間入込客数を算出します。



③ 目標値の算出

①で算出した基準値に、同様に①で算出された目標増加数及び②の効果を加えて目標値を算出します。



【フォローアップの考え方】

中心市街地内の主要観光施設年間入込客数は、対象となる4つの観光施設の入込客数を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(3) 【目標指標】 歩行者等通行量

中央商店街における歩行者等通行量の目標値については、事業による増加及び居住人口の増加、新規の店舗出店により増加する通行量により通行量から算出します。

目標指標	基準値 (H29)	目標値 (R6)
歩行者等通行量	92,639 人/日	97,721 人/日 (5,082 人増)

※中央商店街の 15 地点での自動計測（カメラ画像解析）、歩行者通行量調査。

※H31 年度は下半期よりカメラ画像解析による計測を開始するため、下半期数値を暫定値とする。

R2 年度以降は年間計測とする。

【数値目標設定根拠】

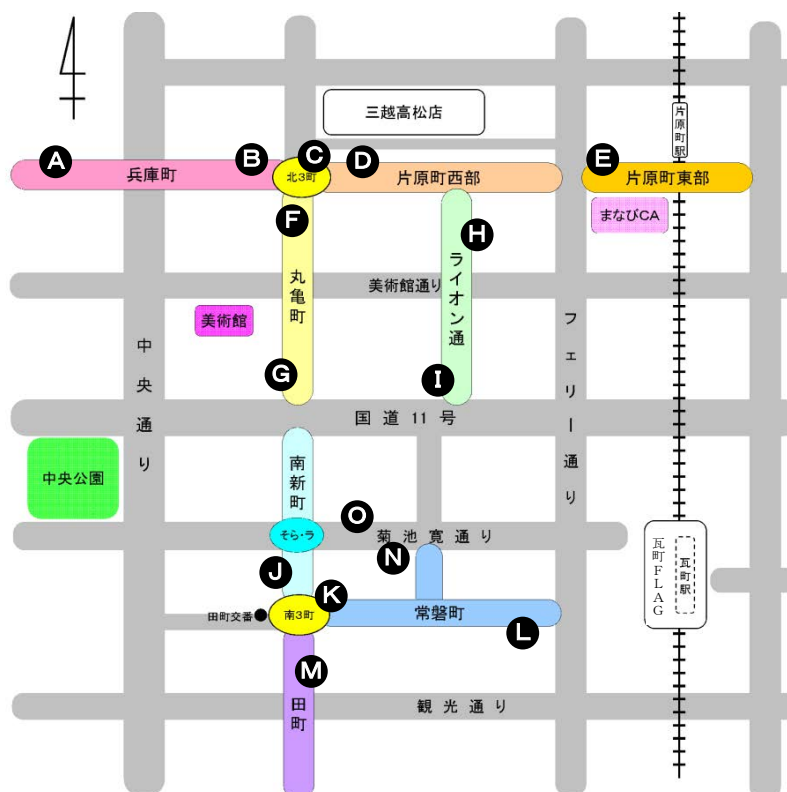
① 基準値の設定

■補正值に基づく基準値の設定

高松中央商店街通行量調査は、5 月と 10 月の年 2 回の人手による計測により算出を行っていますが、計測日の天候やイベントなどによる影響を受けやすいことから、高松丸亀町商店街と同様に、全箇所においてカメラを用いた計測に変更していくものとします。

基準値については、高松中央商店街通行量調査による通行量を基に、同一の調査地点である高松丸亀町商店街における高松中央商店街通行量調査とカメラ計測との誤差を比較し、補正係数を算出し、その補正係数より高松中央商店街通行量調査の各地点の通行量を補正した値を基準値とします。（カメラ計測値については、平成 30 年度は把握できていないため、平成 29 年度の値を基準値としています。）

■調査地点図



■高松中央商店街通行量調査とカメラ計測の補正係数の算出

曜日	期間	調査地点	調査日	①通行量調査	②カメラ計測	各比率 (②/①)	平均値
休日	上期	丸亀町(北)(F地点)	H29.5.28	18,656	13,906	0.745	0.722
		丸亀町(南)(G地点)	H29.5.28	16,128	11,281	0.699	
	下期	丸亀町(北)(F地点)	H29.10.29	17,250	16,358	0.948	0.873
		丸亀町(南)(G地点)	H29.10.29	14,362	11,444	0.797	
平日	上期	丸亀町(北)(F地点)	H29.5.24	11,334	9,906	0.874	0.829
		丸亀町(南)(G地点)	H29.5.24	10,728	8,396	0.783	
	下期	丸亀町(北)(F地点)	H29.10.25	11,412	8,989	0.788	0.822
		丸亀町(南)(G地点)	H29.10.25	10,328	8,834	0.855	

※高松中央商店街通行量調査は午前10時～午後7時までの9時間のため、カメラ計測も同時間で比較

■補正値の算出

曜日	上期		下期	
	通行量調査	補正値	通行量調査	補正値
休日	135,712	97,985	101,422	88,541
平日	106,420	88,223	117,374	96,483

※通行量調査は15地点の合計値

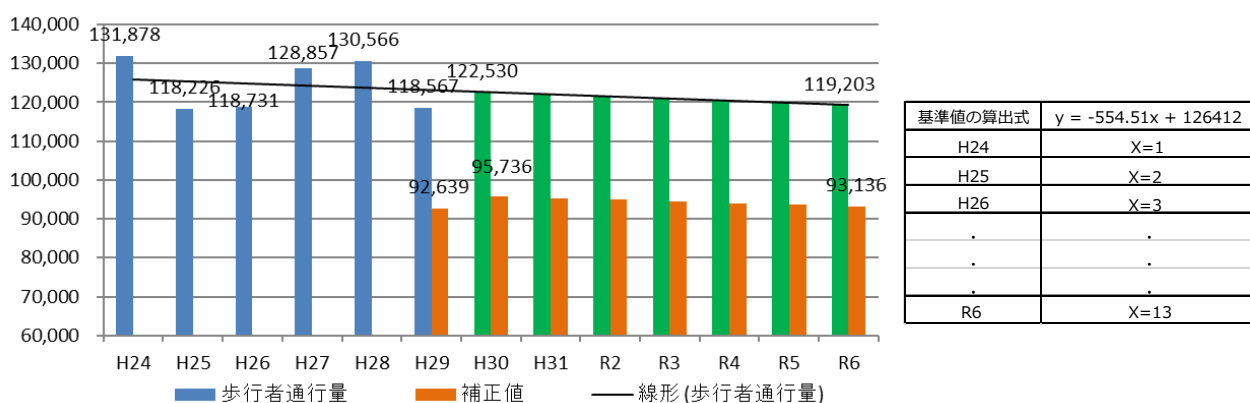
日あたりの平均の歩行者等通行量

$$\begin{aligned}
 & \left(\underbrace{97,985}_{\text{上期の休日日数}} \times 59 \text{日} + \underbrace{88,223}_{\text{上期の平日日数}} \times 124 \text{日} \right) \div 183 \text{日} \doteq 91,370 \text{人/日} \\
 & \left(\underbrace{88,541}_{\text{下期の休日日数}} \times 59 \text{日} + \underbrace{96,483}_{\text{下期の平日日数}} \times 123 \text{日} \right) \div 182 \text{日} \doteq 93,908 \text{人/日} \\
 & \left(91,370 + 93,908 \right) \div 2 \doteq 92,639 \text{人/日} \quad \boxed{\text{基準値}}
 \end{aligned}$$

■トレンド推計による数値の推移

第2期における歩行者等通行量は減少傾向にあるため、将来トレンドも減少となるものの、平成29年の通行量が少ないため、令和6年でも若干上回る119,203人と推計されます。

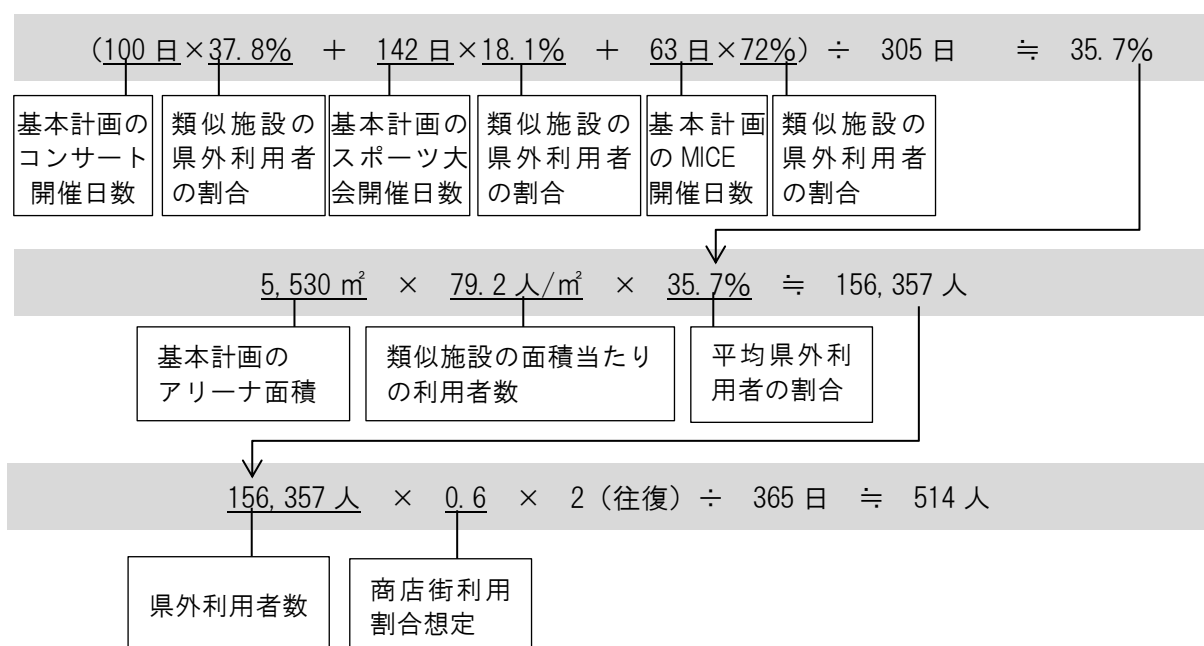
この減少率を同様に補正值にも適用すると、平成29年の補正した基準値は92,639人で、トレンド推計の傾向を加味すると令和6年は「93,136人」となります。



② 事業の効果により増加する歩行者等通行量の算出

A. 「新県立体育館整備事業」による効果

「新県立体育館整備事業」により、新たな顧客が創出され、県外利用者のうち宿泊することにより商店街を訪れる人が増加することで、通行量の増加を見込みます。



B. 「高松丸亀町子育て支援施設整備事業」による効果

子育て支援施設の利用者の増加数は、現在の子育て支援施設（わはは・ひろば高松）に対する整備後の目標利用者数を除して算出します。子育て支援施設の利用者の増加数のうち、約6割の人が商店街を通行するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。

$$\left(\frac{41 \text{ 人/日}}{\text{目標の子育て支援施設の1日の利用者数}} - \frac{29 \text{ 人/日}}{\text{現在の子育て支援施設の1日の利用者数}} \right) \times \frac{0.6}{\text{商店街の通行者割合}} \times 2 \text{ (往復)} \doteq 14 \text{ 人}$$

C. 「大工町立体駐車場整備事業」による効果

「大工町立体駐車場整備事業」により、増加する駐車場数に利用回数、平均乗車人員を乗じて算出します。

$$\frac{144 \text{ 台}}{\text{増加する駐車場数(計画423台、既存279台)}} \times \frac{2.43 \text{ 回}}{\text{利用回数(平成29年度実績)}} \times \frac{1.3 \text{ 人/トリップ}}{\text{平均乗車人員(道路交通センサスH22)}} \doteq 455 \text{ 人}$$

D. 「大工町ものづくり育成店舗整備事業」による効果

同規模施設の面積当たり利用者数に、「大工町ものづくり育成店舗整備事業」により整備される施設の面積を乗じ、そのうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて、営業日数割合を踏まえ、増加する通行量を算出します。

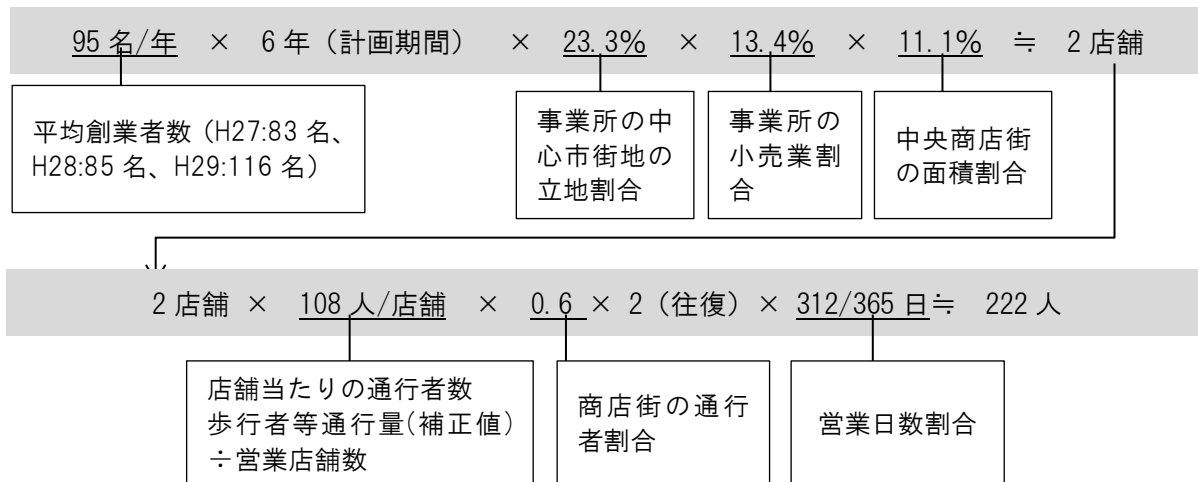
$$\frac{0.38 \text{ 人/m}^2}{\text{類似施設の面積当たりの利用者数}} \times \left(\frac{1,105.72 \text{ m}^2}{\text{整備予定の施設面積}} \times \frac{0.7}{\text{レンタル比※}} \right) \times \frac{0.6}{\text{商店街の通行者割合}} \times 2 \text{ (往復)} \times \frac{312}{365 \text{ 日}} \doteq 302 \text{ 人}$$

※施設面積に占める

収益部分の面積比率

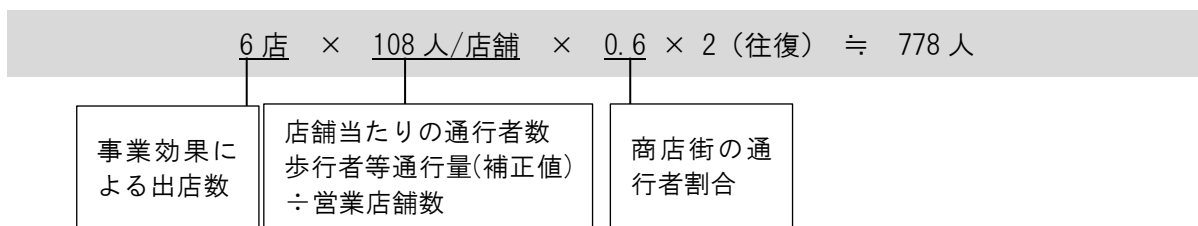
E. 「高松市創業支援等事業」による効果

「高松市創業支援等事業」により創業する事業者のうち、中央商店街に出店し、その店の利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて、営業日数割合を踏まえ、増加する通行量を算出します。



F. 「南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業」による効果

「南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業」により年間1店舗で、計画期間に6店舗の新規出店があるとし、その店の利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。



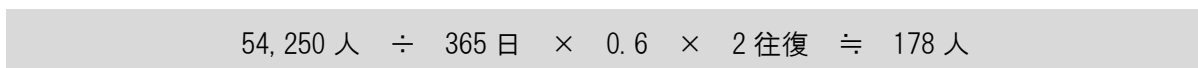
G. 「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」による効果

「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」の効果により9店舗の新規出店があるとし、その店の利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。



H. 「高松駅周辺開発事業」による効果

「高松駅周辺開発事業」により年間の施設利用者数 54,250 人と想定されており、利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。



I. 「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」による効果

「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」により年間の施設利用者数 4,396 人と想定されており、利用者のうち約 6 割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。

$$4,396 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 0.6 \times 2 \text{ 往復} \doteq 14 \text{ 人}$$

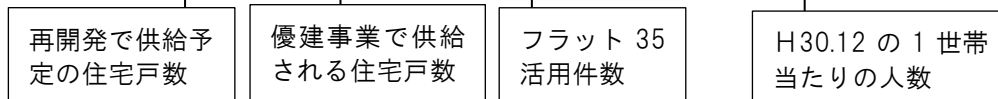
A～I の合計より、事業による効果を算出します。

$$\begin{array}{cccccccccc} 514 \text{ 人} & + & 14 \text{ 人} & + & 455 \text{ 人} & + & 302 \text{ 人} & + & 222 \text{ 人} & + & 778 \text{ 人} & + & 1,166 \text{ 人} & + & 178 \text{ 人} & + & 14 \text{ 人} & = & 3,643 \text{ 人} \\ | & & | & & | & & | & & | & & | & & | & & | & & | & & | \\ \hline \boxed{\text{A}} & & \boxed{\text{B}} & & \boxed{\text{C}} & & \boxed{\text{D}} & & \boxed{\text{E}} & & \boxed{\text{F}} & & \boxed{\text{G}} & & \boxed{\text{H}} & & \boxed{\text{I}} \end{array}$$

③ 居住人口により増加する歩行者等通行量の算出

「高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業」により供給される住宅戸数（50 戸）と「高松市常磐町地区優良建築物等整備事業」により供給される住宅戸数（101 戸）及び「フラット 35 活用事業」における計画活用件数を、市域と中心市街地の面積按分した件数（63 件）を合計した供給戸数に、高松市の 1 世帯当たりの人口を乗じて居住人口を算出し、増加する居住人口に往復分を乗じて算出します。

$$\left(\frac{50 \text{ 戸}}{\quad} + \frac{101 \text{ 戸}}{\quad} + \frac{63 \text{ 件}}{\quad} \right) \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\quad} \times 2 \text{ (往復)} \doteq 942 \text{ 人}$$



④ 目標値の算出

①で算出した令和6年の数値に、②～③による効果を加えて目標値を算出します。

$$\begin{array}{ccccccc} 93,136 \text{ 人} & + & 3,643 \text{ 人} & + & 942 \text{ 人} & = & 97,721 \text{ 人} \\ | & & | & & | & & \\ \text{①} & & \text{②} & & \text{③} & & \end{array}$$

【フォローアップの考え方】

歩行者等通行量は、商店街における15地点の通行量の動向を全体数とともに、個別地点における状況も含めて毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(4) 【目標指標】 新規出店数

新規出店数の目標値については、高松市中央商店街を対象として、平成 26 年から平成 30 年における各年の新規出店数を維持し、その上で事業による新規出店数を加えることで設定します。

目標指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)
新規出店数	216 店舗 (H26.4~H31.3)	271 店舗 (R1.7~R7.3)

【数値目標設定根拠】

① 基準値の設定

平成 26 年から平成 30 年における各商店街の新規出店数を以下の通り示します。

■平成 30 年現在の各商店街の新規出店数

商店街名		H26	H27	H28	H29	H30	合計
全 フ ロ ア	①兵庫町商店街	7	3	2	5	4	21
	②片原町西部商店街	4	4	3	3	1	15
	③片原町東部商店街	0	1	0	1	2	4
	④丸亀町商店街	2	7	4	10	5	28
	⑤ライオン通り商店街	19	11	11	10	11	62
	⑥南新町商店街	7	5	4	10	6	32
	⑦常磐町商店街	2	8	7	5	7	29
	⑧田町商店街	3	3	2	9	8	25
	合計	44	42	33	53	44	216

※各年のデータは、6 月及び 12 月調査の合計値。

資料：高松中央商店街店舗立地動向調査

② 事業の効果により増加する新規出店数の算出

A. 「南部 3 町商店街活性化マチカドプラザ事業」による効果

「南部 3 町商店街活性化マチカドプラザ事業」によって各商店街への波及効果を見込み新規出店数を算出します。

$$1 \text{ 店舗} \times 5 \text{ 年 } 9 \text{ ヶ月 (計画期間)} \div 6 \text{ 店舗}$$

「南部 3 町商店街活性化マチカドプラザ事業」の波及効果で、年 1 店舗程度の出店効果があると仮定

B. 「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」による効果

「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」の活用による新規出店数を算出します。

$$8 \text{ 店舗/年} \times (1.2 - 1) \times 5 \text{ 年 } 9 \text{ ヶ月 (計画期間)} \div 9 \text{ 店舗}$$

「高松市中央商店街空き店舗活用事業」の H27~H29 の実施店舗数：24 店舗 (8 店舗/年) の実績値

事業の活用要件の見直しや「商店街情報発信事業」などにより、利用促進を図ることで、20% の利用改善を仮定

C. 「大工町ものづくり育成店舗整備事業」による効果

「大工町ものづくり育成店舗整備事業」によって各商店街への波及効果を見込み新規出店数を算出します。

$$\frac{1 \text{ 店舗}}{\text{年}} \times 5 \text{ 年 } 9 \text{ ヶ月 (計画期間)} \div 6 \text{ 店舗}$$

「大工町ものづくり育成店舗整備事業」の波及効果で、年1店舗程度の出店効果があると仮定

D. 「高松市創業支援等事業」による効果

「高松市創業支援等事業」により創業する事業者のうち、中央商店街への新規出店数を算出します。

$$\frac{95 \text{ 名/年}}{\text{年}} \times 6 \text{ 年 (計画期間)} \times 23.3\% \times 13.4\% \times 11.1\% \div 2 \text{ 店舗}$$

平均創業者数 中心市街地の立地割合 小売業の割合 中央商店街の面積割合

A～Dより、事業による新規出店数を算出します。

$$\frac{6 \text{ 店舗}}{\text{A}} + \frac{9 \text{ 店舗}}{\text{B}} + \frac{6 \text{ 店舗}}{\text{C}} + \frac{2 \text{ 店舗}}{\text{D}} = 23 \text{ 店舗}$$

③ 目標値の算出

第2期計画における新規出店数を維持しつつ、②の効果を加えて算出します。

$$\left(\frac{216 \text{ 店舗}}{\text{①}} \div \frac{60 \text{ ヶ月} \times 69 \text{ ヶ月}}{\text{5 年度間/第3期計画期間}} \right) + \frac{23 \text{ 店舗}}{\text{②}} \div 271 \text{ 店舗}$$

【フォローアップの考え方】

新規出店数は、商店街全体における出店状況に加え、各商店街における出店状況も含めて毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(5) 【目標指標】 中心市街地の社会動態

中心市街地の区域内からの転出者数と転入者数を合わせた社会動態を指標とします。

高松市では、立地適正化計画において居住誘導区域及び都市機能誘導区域への人口集積を目標として施策展開を図っていることから、これらの計画と一体的に取組を進めていくものとしてします。

第2期計画における中心市街地への転住者数を基に、第3期計画の住宅供給や新たな施策を踏まえて目標値を設定します。

目標指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)
中心市街地の社会動態	886 人 (H26.4~H31.3)	1,373 人 (R1.7~R7.3)

【数値目標設定根拠】

① 基準値の設定

中心市街地の人口は、平成26年度から平成30年度の5年間で自然動態（出生数と死者数）が837人の減少となり、また、社会動態は、市外への転出・転入数も841人の減少となっていますが、市内間の転居者数が1,727人となったことで、社会動態は886人の増加となり、自然動態の減少を補うことで、中心市街地の人口は横ばい傾向となりました。

今後も自然動態による減少が継続することが予想される中で、社会動態の人口の増加を図ることが必要となります。そのため、基準値は、平成26年度から平成30年度間における中心市街地の社会動態の886人とします。

■ 中心市街地の社会動態の動向（平成26年度から平成30年度間）

	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	合計
中心市街地人口	20,490	20,506	20,529	20,521	20,573	
社会動態	90	185	171	187	253	886
市外への転出・転入数	△106	△95	△135	△172	△333	△841
市内間の転居者数	196	280	306	359	586	1,727
自然動態	△124	△169	△148	△195	△201	△837
出生数	129	101	119	97	98	544
死亡数	△253	△270	△267	△292	△299	△1,381
社会＋自然動態	△34	16	23	△8	52	49

（資料：高松市住民基本台帳各年4月1日）

② 事業の効果により増加する居住人口の算出

A. 「高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業」による効果

「高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業」により供給される住宅戸数に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じ、中心市街地の転住者数割合から算出します。

$$\frac{50 \text{ 戸}}{\text{再開発で供給予定の住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{H30.12の1世帯当たりの人数}} \times \frac{75\%}{\text{再開発事業の実績による中心市街地への転住者数割合}} \doteq 83 \text{ 人}$$

B. 「高松市常磐町地区優良建築物等整備事業」による効果

「高松市常磐町地区優良建築物等整備事業」により供給される住宅戸数に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じ、中心市街地への転住者数割合から算出します。

$$\frac{101 \text{ 戸}}{\text{優良建築物等整備で供給予定の住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{H30.12の1世帯当たりの人数}} \times \frac{75\%}{\text{再開発事業の実績による中心市街地への転住者数割合}} \doteq 167 \text{ 人}$$

C. 「フラット 35 活用事業」による効果

「フラット 35 活用事業」における計画活用件数 250 件を、市域と中心市街地の面積按分した 63 件に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じ、中心市街地の転住者数割合から算出します。

$$\frac{63 \text{ 件}}{\text{中心市街地のフラット 35 活用件数}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{H30.12の1世帯当たりの人数}} \times \frac{75\%}{\text{再開発事業の実績による中心市街地への転住者数割合}} \doteq 104 \text{ 人}$$

A～Cの合計により、事業による効果を算出します。

$$\frac{83 \text{ 人}}{\text{A}} + \frac{167 \text{ 人}}{\text{B}} + \frac{104 \text{ 人}}{\text{C}} = 354 \text{ 人}$$

③ 目標値の算出

第2期計画における中心市街地への転住者数を維持しつつ、②の効果を加えて算出します。

$$\left(\frac{886 \text{ 人}}{\text{①}} \div \frac{60 \text{ ヶ月} \times 69 \text{ ヶ月}}{\text{5年度間/第3期計画期間}} \right) + \frac{354 \text{ 人}}{\text{②}} = 1,373 \text{ 人}$$

【フォローアップの考え方】

中心市街地の社会動態は、中心市街地における住民基本台帳の人口及び自然動態、社会動態を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(6) 【参考指標】 ことでん3駅の乗降客数

ことでん3駅乗降客数（1日平均）の目標値については、中心市街地活性化基本計画区域内の高松築港駅、片原町駅、瓦町駅を対象として、将来のことでん3駅の乗降客数に、事業による増加する利用者数に交通分担率、ことでん利用割合を乗じて算出された乗降客数を加えることで設定します。

参考指標	基準値 (H29)	目標値 (R6)
ことでん3駅の乗降客数	31,751 人/日	32,057 人/日

【数値目標設定根拠】

① 将来のことでん3駅の乗降客数（1日平均）の算出

将来のことでん3駅の乗降客数については、高松市の将来人口の動向と連動するものとして、高松市の将来人口の変動率（将来人口÷現況人口）をことでん3駅の現在の乗降客数に乗じて算出します。

使用データ	出典等
・高松市の将来人口 (R6) : 418,750 人	高松市資料 (住基補正ビジョン)
・高松市の現況人口 (H30.10) : 428,039 人	高松市住民基本台帳人口
・ことでん3駅乗降客数 (H29) : 31,751 人/日	高松琴平電気鉄道株式会社

$$\frac{31,751 \text{ 人/日}}{\text{H29 年のことでん3駅の乗降客数}} \times \left(\frac{418,750 \text{ 人}}{428,039 \text{ 人}} \right) \div \text{高松市の将来人口の変動率} \doteq 31,062 \text{ 人/日}$$

② 事業の効果により増加する乗降客数の算出

事業による増加する乗降客数については、施設整備等のハード事業、新規出店、新県立体育館の整備による利用者数の増加によって波及して増加する乗降客数を算出します。

A. 「高松丸亀町子育て支援施設整備事業」による効果

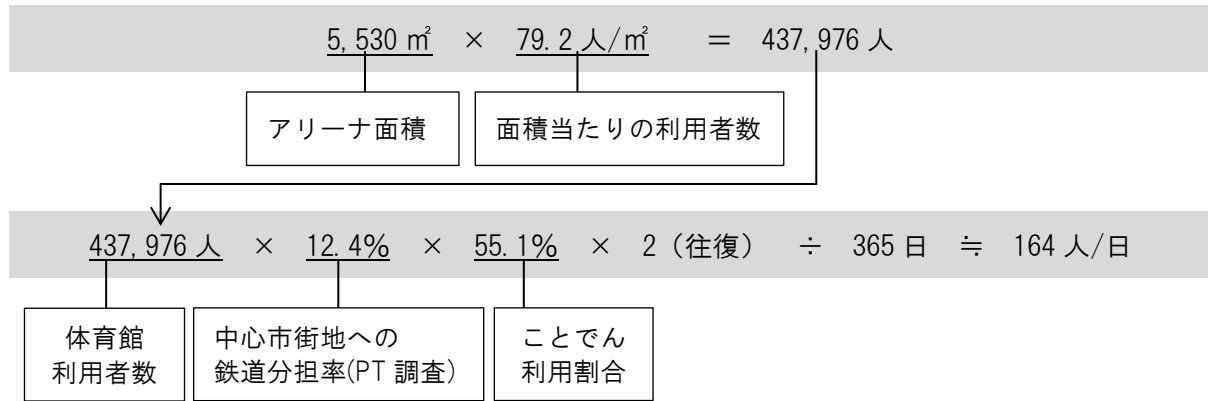
子育て支援施設の利用者の増加数は、現在の子育て支援施設（わはは・ひろば高松）に対する整備後の目標利用者数を除して算出します。子育て支援施設の利用者の増加数に、鉄道分担率、ことでん利用割合及び往復分（2回）を乗じることで算出します。

$$\left(\frac{41 \text{ 人/日} - 29 \text{ 人/日}}{\text{子育て支援施設の増加する利用者数}} \right) \times \frac{12.4\%}{\text{中心市街地への鉄道分担率(PT調査)}} \times \frac{55.1\%}{\text{ことでん利用割合}} \times 2 \text{ (往復)} \doteq 2 \text{ 人/日}$$

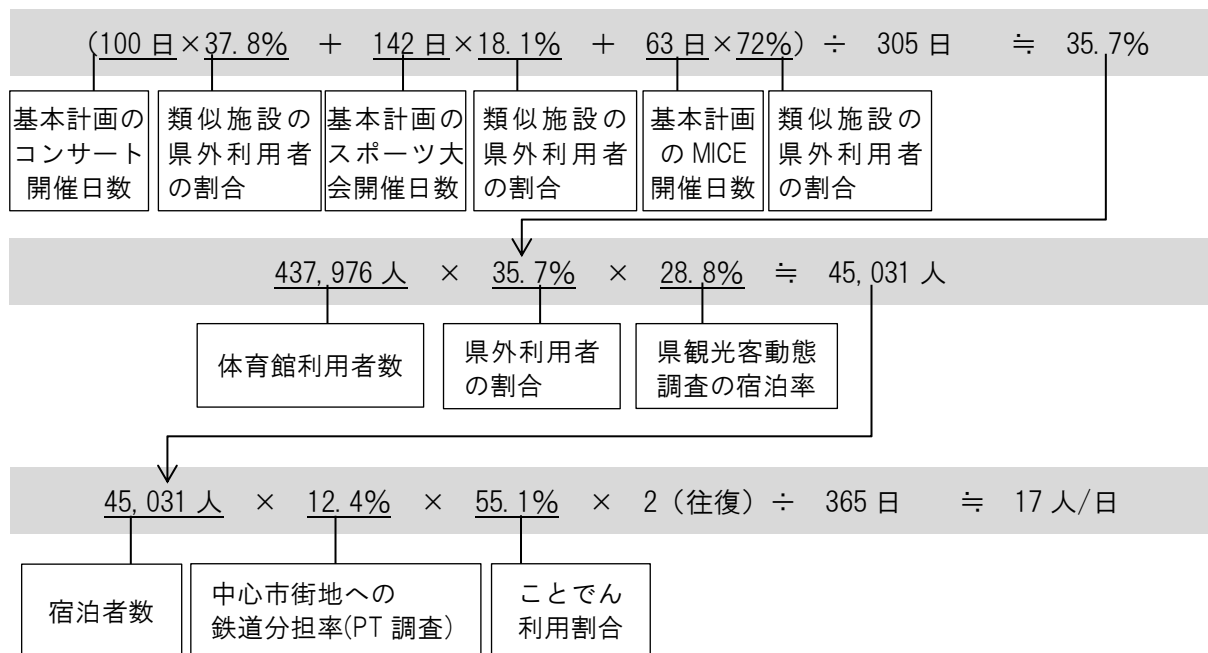
B. 「新県立体育館整備事業」による効果

「新県立体育館整備事業」による体育館施設の利用者が施設まで移動する増加分と、それに加え宿泊することによる宿泊施設までの移動の増加分に、鉄道分担率、ことடன்利用割合及び往復分（2回）を乗じて算出します。

1) 施設利用に伴う移動による乗降客数



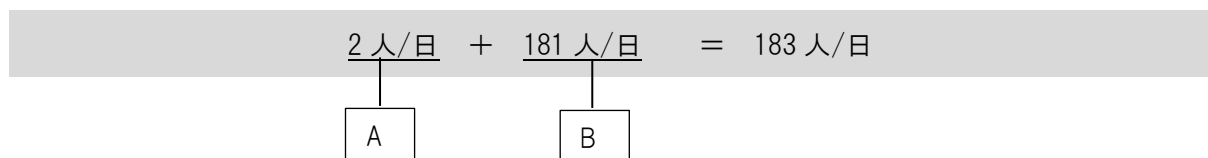
2) 宿泊に伴う移動による乗降客数



1) + 2)



A、Bの合計により、事業による効果を算出します。



③ 新規出店により増加する乗降客数の算出

新規出店による増加する乗降客数は、新規出店による利用者数の増加分に、鉄道分担率、ことடன்利用割合及び往復分（2回）を乗じて算出します。

$$55 \text{ 店舗} \times 108 \text{ 人/店舗} \times 12.4\% \times 55.1\% \times 2 \text{ (往復)} \div 812 \text{ 人/日}$$

第2期から第3期で増加する新規出店の店舗数	店舗当たりの歩行者通行量	中心市街地への鉄道分担率 (PT調査)	ことடன்利用割合
-----------------------	--------------	---------------------	-----------

④ ことடன்3駅乗降客数（1日平均）の目標値の算出

①を基に、②～③の効果を加えて算出します。

$$31,062 \text{ 人/日} + 183 \text{ 人/日} + 812 \text{ 人/日} = 32,057 \text{ 人/日}$$

①	②	③
---	---	---

【フォローアップの考え方】

ことடன்3駅の乗降客数は、中心市街地に位置する3駅の動向を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

4. 市街地の整備改善

土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、シンボル道路である中央通り沿いの、北はJ R高松駅、高松港から、南はJ R高德線に至る区域で、業務系の施設が集積し、その東側には中央商店街が位置しており、商業系の施設が集積しています。

第1期高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中央商店街の北側に位置する高松丸亀町商店街において、市街地再開発事業が進められ、商業施設、業務施設、宿泊施設、医療施設などの都市機能と、都市型住宅など居住環境が整備されました。また、商店街内に人々が集うことができる広場空間が形成され、様々な催しが行われるなど、中心市街地のにぎわい創出に寄与しています。

また、J R高松駅では、高速バス、路線バスが飽和状態となり、利用者の利便性に課題が生じていましたが、高松駅南交通広場の整備によりターミナル機能が充実し、広域からの来訪者受入の向上が図られました。

一方、サンポートエリアと中央商店街の連続性がなく、回遊性の向上が求められています。

(2) 市街地の整備改善の必要性

これまでに整備された再開発ビルと相乗効果を生み出し、にぎわいの再生を進めるため、サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上や、市街地再開発事業の実施により、中心市街地の新たな魅力の創出や利便性の向上を図ることが必要です。

また、中央商店街の北側だけでなく、南側の区域にも効果を広げていくため、民間の都市型住宅整備などを実施し、新たな街なか居住を誘導するとともに、中央商店街と駅や地域をつなぐ公共交通の利便性向上など、回遊できる環境を整え、市民が中心市街地に魅力を感じ、快適に利用ができる市街地の整備改善を進めます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 玉藻公園整備事業 【内容】 史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備 【実施時期】 平成 10 年度～	高松市	玉藻公園と周辺との一体整備を図り、地域特性を生かしたまちづくり、地域づくりを行い、高松らしい都市美の再創出を図る公園整備です。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 【実施時期】 平成 10 年度～	
【事業名】 高松港港湾環境整備事業（玉藻地区） 【内容】 ・緑地設計 1 式 ・緑地一部施工 1 式 【実施時期】 平成 23～令和 6 年度	香川県	高松港を訪れる市民等にかかれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区においてプロムナード機能を有した緑地を整備します。 来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（港湾事業） 【実施時期】 平成 23～令和 6 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松城跡整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡高松城跡保存整備基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理 ・ 桜御門の復元整備、披雲閣耐震補強、大手前地区整備 ・ 天守復元基礎調査 <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	高松市	<p>城下町高松のシンボルである史跡高松城跡の石垣や建造物の保存修理などにより、文化財を後世に残すとともに、観光資源としての魅力を向上します。</p> <p>史跡高松城跡玉藻公園の入園者数の増加は、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 文化財建造物保存修理等事業</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,585㎡ (7,027㎡、11,558㎡) ・階数：11階、8階、3階 ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場</p> <p>【実施期間】 令和2～5年度</p>	<p>大工町・磨屋町地区市街地再開発組合</p>	<p>中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。</p> <p>再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 令和2～5年度</p>	
<p>【事業名】 高松海岸線街路事業</p> <p>【内容】 高松海岸線の整備 幅員30～32m(6車線) 整備延長646m 自転車歩行者道整備、段差解消、電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快適な歩行者ネットワークの形成を図るものです。</p> <p>サンポート高松やJR高松駅から中央商店街への歩行者の利便性を高めるもので、来街者の回遊促進に資するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新県立体育館整備事業</p> <p>【内容】 ・メインアリーナ、サブアリーナ、武道施設兼多目的ルーム、その他諸室等 ・延床面積：30,000 m²程度</p> <p>【実施時期】 令和3～6年度</p>	香川県	<p>競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。</p> <p>サンポートエリアにおけるにぎわいづくりにより、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等） <p>【実施時期】 平成16～令和5年度</p>	高松市	<p>歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境整備です。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 ー</p> <p>【実施時期】 ー</p>	

5. 都市福利施設の整備

都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や国の合同庁舎を始め、香川県庁や市役所などの主要な官公庁施設が立地しており、四国の行政機能の中心として役割を担っています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校が立地しているほか、専門学校が数多くあり、学びの場を提供しています。

文化施設は、県文化会館、県立ミュージアム、リニューアルオープンした市立美術館など文化施設や生涯学習センターまなびCANなど文化・芸術のほか生涯を通して学習を楽しみ、学べる施設が充実しています。

医療施設は、中心市街地内に多くの民間の病院、診療所がサービスを提供するほか、中心市街地の西側に接する高松赤十字病院や、中心市街地の東側約500mに移転整備された県立中央病院も中心市街地の医療機関と一体となって高度な地域医療を提供しています。

社会福祉施設は、県社会福祉総合センターなどの福祉の拠点機能を有するほか、介護付きのマンションなどが数多く供給されるなど中心市街地の福祉機能が向上しています。また、中心市街地には数多くの保育所など子育て支援施設が充実しており、高松丸亀町商店街には老番街ドーム保育園がオープンするなど、子育てにもやさしい環境が形成されています。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、教育文化・医療・社会福祉など多様な都市サービスを提供する役割を担っています。

地域住民に対しては、安心して快適な街なか居住の環境を提供することができるように、学校を始め、教育文化施設や身近な医療、高齢者でも住み続けられる福祉サービスなど都市福利の充実が必要です。

また、地域住民以外に対しても、中心市街地に都市としての魅力あるサービス・場の提供、それを通じて、集い、楽しみ、交流するなどの付加価値の創出が求められていることから、引き続き、都市福利施設の量・質ともに充実していくことが必要です。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 地域子育て支援拠点事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子が気軽に集い、語り合い、相互交流を図る場を開設し、子育ての不安や疑問に対する相談・援助や身近な地域の子育て支援情報を提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習を実施 <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	高松市	<p>地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する交流の場、子育て相談、講習などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援等を行います。</p> <p>来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援交付金 ②重層的支援体制整備事業交付金 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成 27 年度～ ②令和 4 年度～ 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 病児・病後児保育事業</p> <p>【内容】 病児・病後児保育室 6か所で病気などにより集団で保育することが困難な児童を看護師や保育士が保護者に代わって保育</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	<p>病気などにより集団で保育すること等が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、もって児童の健全な育成及び資質の向上に寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	
<p>【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 優良建築物等整備事業 ・延床面積：10,959㎡ ・階数：18階 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの</p> <p>【実施時期】 平成31～令和5年度</p>	<p>阪急阪神不動産株式会社</p> <p>四国旅客鉄道株式会社</p>	<p>中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、医療施設、共同住宅を整備する事業です。</p> <p>空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 平成31年度～令和5年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新県立体育館整備事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 ・メインアリーナ、サブアリーナ、武道施設兼多目的ルーム、その他諸室等 ・延床面積：30,000 m²程度</p> <p>【実施時期】 令和3～6年度</p>	香川県	<p>競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。</p> <p>サンポートエリアにおけるにぎわいづくりにより、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松丸亀町商店街振興組合 NPO法人わははネット	<p>再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備します。</p> <p>来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

6. 街なか居住の推進

公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【1】街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、本市の中心市街地の居住人口は、自然動態が平成25年から29年において、年間平均160人の減少となっています。また、社会動態も年間平均110人の減少となっていることから、自然動態と社会動態を合わせると年間平均270人の人口減少となっています。一方で18年以降、居住人口はほぼ横ばい状態となっていますが、その要因としては、第1期計画から高松丸亀町商店街における再開発事業による都市型住宅の供給や、中心市街地内での民間事業者によるマンション供給などが行われたことで、市内外から中心市街地へ移住した人口増により、自然動態と社会動態での減少人口分が補われたと推察され、中心市街地活性化基本計画の街なか居住推進の取組による一定の効果が見られます。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地は、高次（広域）都市サービス機能はもとより、生活利便施設が集積しており、市民の中心市街地への居住ニーズが高く、再開発事業により新たに供給された住宅入居者のうち、7割以上が市内からの移住となっています。

また、これらの住宅供給に加え、リノベーションなど既存の住宅ストックを有効活用することで多様な住宅を供給し、中心市街地への居住ニーズに対応していくことが必要です。

継続した中心市街地での住宅供給により街なか居住を推進することで、市内外からの移住を誘導し、自然動態と社会動態での減少人口分を補いながら、中心市街地の人口維持に取り組みます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 移住・定住促進事業</p> <p>【内容】 本市への移住を進めるパンフレット等を用いたPR活動や空き家バンク制度を活用した居住の確保を行うこと等により移住促進を図るもの</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	高松市	<p>移住促進パンフレット等を作成し、高松のまちでの暮らしやすさや豊かでエコな生活をPRすること、また、空き家バンク制度を活用した居住の確保等により街なかへの移住者の拡大を図ります。</p> <p>街なか居住の促進及び、商店街等への来客者数の増加にも寄与するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成29～31年度</p>	
<p>【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業[再掲]</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,585㎡（7,027㎡、11,558㎡） ・階数：11階、8階、3階 ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場</p> <p>【実施期間】 令和2～5年度</p>	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	<p>中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。</p> <p>再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 令和2～5年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業[再掲]</p> <p>【内容】 優良建築物等整備事業 ・延床面積：10,959 m² ・階数：18 階 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 5 年度</p>	<p>阪急阪神不動産株式会社</p> <p>四国旅客鉄道株式会社</p>	<p>中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、医療施設、共同住宅を整備する事業です。</p> <p>空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 フラット 35 活用事業</p> <p>【内容】 コンパクトシティ形成のための居住誘導施策として住宅金融支援機構と協定を結び、財政支援を行うもの</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～</p>	高松市	<p>高松市立地適正化計画で定める中心市街地を包含する居住誘導区域の外から、区域内へ住み替えた世帯に、住宅の建築・購入等費用の一部助成及び金利の低減を行います。</p> <p>街なか居住の促進に資するものとして、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

7. 経済活力の向上

中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他
経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

日本でも有数のアーケード街を有する中央商店街を含む中心市街地は、第1期計画における市街地再開発事業により、再開発ビルがオープンするなど、商店街の店舗数は増加傾向にありますが、一方で、空き店舗率が悪化する商店街があるなど、中央商店街全体での魅力の創出が図られていません。そのため、周辺市町からの買物流入を示す小売中心性指数は低下しており、郊外型店舗の立地と相まって、中心市街地の商業拠点性が低下していることがうかがえます。

また、平成29年度の市民満足度調査では、「中心市街地の活性化」に対する不満度が全60項目のうち、ワースト6位となるなど年々悪化傾向にあることから、中心市街地の魅力が低下している現状が伺えます。

(2) 経済活力の向上のための事業の必要性

中心市街地には、商店街の物販店や飲食店を中心に、観光・教育文化・医療・地域産業など多様な都市機能が集積しており、これらを利用する市民に対して、中心市街地における各種情報を発信し、回遊による滞在時間を拡大することで市民の満足度を高め、中心市街地の活性化を図ることが必要です。

また、香川県は、平成28年にインバウンド宿泊者数の増加率が全国トップとなっており、その後も増加傾向にあることから、国内外の観光客を誘客できる施設整備や、中央商店街の情報を発信して、観光客などにも商店街への来街意欲を促し、来街者の回遊性を高めることでにぎわいを創出し、経済活力の向上を図ります。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松まちづくり育成店舗整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。</p> <p>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>	<p>① 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））</p> <p>② 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定</p> <p>【内容】 大店立地法の手続きに関する簡素化の措置</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	香川県	<p>大規模小売店舗の迅速な立地を促進し、中央商店街の再生・活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗の新設等の手続きを緩和する等の特別措置を講ずるものです。</p> <p>中央商店街の魅力や商業機能の向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	
<p>【事業名】 大工町立体駐車場整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営</p> <p>【実施時期】 令和 2～3 年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。</p> <p>中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(その他の事項①②に関連)</p> <p>【実施時期】 令和 3 年度</p>	<p>①中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</p> <p>②特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p> <p>【実施時期】 令和 3 年度</p>

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大工町立体駐車場整備事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。</p> <p>中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>① 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））</p> <p>② 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（支援措置の内容及び実施時期①②に関連）</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。</p> <p>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 ①中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ②特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>
<p>【事業名】 中心市街地商店街活性化支援事業</p> <p>【内容】 商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	高松市	<p>商店街団体等が実施する、アーケードや街路灯といった設備の設置・維持等のハード事業をはじめ、広域的又は他団体と連携して取り組むまちづくり事業や、空き店舗を活用したソフト事業を支援することにより、主体的なまちづくりを促進し、商店街の魅力向上を図ります。</p> <p>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業 ・中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31年4月～令和7年3月</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 創造支援センター運営事業</p> <p>【内容】 創造性に富む発想や独自性のある技術を活用した新規事業者等の活動拠点としてのインキュベーター施設の運営</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	高松市	<p>創造性に富む発想や独自性のある技術を活用して、新たに事業を営もうとする者等を支援することにより、特色ある事業の創出及び地域産業の振興に寄与します。</p> <p>また、期間満了後も本市を活動拠点とすることから、中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 障がい者就労支援促進事業</p> <p>【内容】 商店街空き店舗にて障がい者を雇用し事業を行う企業・団体等を対象に、公募選考し、事業費の助成</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	高松市	<p>高松中央商店街の空き店舗を活用し、障がい者を雇用し事業を行う企業・団体等を対象に、公募選考した事業者に助成を行うことで、中央商店街の活性化及び障がいのある方の就労促進を行います。</p> <p>生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市美術館教育普及事業</p> <p>【内容】 ワークショップ（美術講座）、子どものアトリエ（小中学生対象の制作講座）、「ふらっとアート」（子ども対象の造型プログラム）の実施</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	高松市	<p>生涯学習並びに学校教育、及び週休日等の児童生徒の活動拠点として、美術制作を始めとする芸術の表現活動の場を提供するとともに、市民等の美術への興味関心に応え、次世代の情操教育向上のための各種講座プログラムの開催により市民等が美術館に足を運び、美術に親しむ機会を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 高松市美術館展覧会事業</p> <p>【内容】 特別展 5 展（年間 180 日前後）、常設展 5 期（年間 280 日前後）を開催</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	高松市	<p>幅広いジャンルの特別展やレベルの高い常設展を開催し、美術品を鑑賞する機会を提供し、美術に対する意識を喚起することで市民等が美術館に足を運び、美術に親しむ機会を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民文化祭アートフェスタたかまつ</p> <p>【内容】 音楽コンサート、落語、和太鼓、舞踊、作品展示、演劇などの多彩なジャンルの文化芸術公演等を開催する、市民企画提案型の文化の祭典</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	<p>高松市市民文化祭アートフェスタたかまつ事業運営委員会</p> <p>文化芸術財団</p> <p>高松市</p>	<p>市民の文化芸術活動への参加意欲を喚起し、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与するとともに、文化芸術団体等の相互交流並びに市民が芸術に触れる機会を提供します。</p> <p>サンポートホール、高松市美術館等で開催され、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	
<p>【事業名】 サンポートホール高松自主事業</p> <p>【内容】 ・コンサート等イベントの開催 ・NHK公開放送等の実施</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>文化芸術財団</p> <p>高松市</p>	<p>幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、高松らしい文化の創造と、人と人、心と心がふれあう交流の場を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新春子どもフェスティバル</p> <p>【内容】 各校区代表によるドッジボール大会、すもう大会、かるたとり大会ほか、親子で気軽に参加できる遊びの名人コーナー等の開催</p> <p>【実施時期】 昭和 52 年度～</p>	<p>新春子どもフェスティバル実行委員会</p>	<p>親子や友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 高松まちかど漫遊帖事業</p> <p>【内容】 おもてなしの心で観光資源を紹介する「市民ツアープロデューサー」を核に、市民自らが飲食・見学・体験等、受け入れてくれる店舗・施設と協議を行うほか、ガイド内容、実施日、価格等を計画</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>高松まちかど漫遊帖実行委員会</p>	<p>高松市内を中心に、自分の街の魅力を知ってもらえるようなコースを自分達で考え、完全オリジナルの街案内を作ることで、観光客誘致及びまちの活性化を行います。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなかパフォーマンス事業</p> <p>【内容】 街クラシック in 高松など、まちなかコンサートを実施</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>MUS I C B L U E T A K A M A T S U 実行 委員会 街クラシ ック i n 高松実行 委員会</p>	<p>サンポート高松及び高松中央商店街という身近な場所で、音楽コンサートや大道芸等の公演を行い、街角に芸術のあふれる文化芸術都市「アート・シティ高松」の実現と中心市街地のにぎわいを創出するものです。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 サンポート高松トライアスロン大会開催事業</p> <p>【内容】 トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>サンポート高松トライアスロン大会実行委員会</p>	<p>県内外から多数の選手・関係者が家族や友人を伴い来訪し、観光と交流人口を基盤とするサービス産業の振興、参加者及び市民の心と体の健康を促進します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市協働企画提案事業</p> <p>【内容】 高松市が課題解決のために提案するテーマ及び提案団体が課題解決に必要なと考える自由なテーマについて市民活動団体等から提案募集し、採択となった事業を委託事業として実施するもの</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～令和 2 年度</p>	<p>高松市</p> <p>市民活動団体等</p>	<p>市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性といった特性を生かした企画提案型の事業を募集し、市と市民活動団体等とが対等の立場で、共通の目的を持って社会的・公益的な課題解決を図ることで、市民サービスの向上が期待でき、住みやすいまちづくりが推進されます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月</p>	
<p>【事業名】 高松市美術館催し物事業</p> <p>【内容】 エントランス・ミニコンサート（年 5 回程度）、友の会ふれあいコンサート（友の会と共催、年 2 回）</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	<p>高松市美術館友の会</p> <p>高松市</p>	<p>美術館のエントランスホールを会場として、県内若手演奏家によるコンサート等を開催し、市民等が美術館に足を運び、美術に親しむ機会を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 31～令和 6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松国際ピアノコンクール</p> <p>【内容】 4年に1回の国際音楽コンクールを開催、開催年度以外は、コンクール推進事業として学校訪問リサイタル等を実施</p> <p>【実施時期】 平成17年度～</p>	高松国際ピアノコンクール組織委員会	<p>浜松国際ピアノコンクール、仙台国際音楽コンクールと並ぶ日本三大ピアノコンクールの一つとして、国内外から参加者を集めており、サポート高松等の中心市街地に多くの人が訪れ、宿泊するなど地域経済の振興にも寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業</p> <p>【内容】 ユニバーサルデザインマップを作成</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	高松市	<p>公共施設等における車いす利用者用トイレなどのバリアフリー情報や授乳室、外国語表示の有無などの情報を掲載したユニバーサルデザインマップを作成し、情報提供を行います。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3～6年度</p>	
<p>【事業名】 たかまつ工芸ウィーク</p> <p>【内容】 伝統的ものづくりに関するワークショップや展示販売、ツアー等の開催</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	高松市 民間事業者	<p>中心市街地において、伝統的ものづくりに関する各団体や施設が行う工芸関係のイベントを同一期間に実施することで工芸に特化した週間を作り、高松を工芸の発信地として広く内外にPRします。</p> <p>瀬戸内国際芸術祭の開催により国内外からの観光客の誘客が見込まれ、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31～令和6年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松南部3町商店街活性化拠点運営支援事業</p> <p>【内容】 高松南部3町商店街エリア（南新町・常磐町・田町）において、まちづくり会社等に対して、高松南部3町商店街エリアを始めとした地域の活性化及び情報発信等の事業に必要な経費の一部を補助するもの</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	高松市	<p>このエリアにおいて、3町が共同で取り組む販売促進に係るキャンペーンやコラボレーション企画の実施や、SNS やフリーペーパーでの情報発信、マルシェなどのイベント事業は、当計画の目標である「中心市街地の魅力発信による回遊性の向上に資する事業」に位置づけられます。</p> <p>商店街の魅力向上・集客力の強化は、歩行者等通行量や新規出店数増加の誘因にもなるものであり、中心市街の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年11月～令和5年3月</p>	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ART SETO UCHI（瀬戸内国際芸術祭）</p> <p>【内容】 3年に1回の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」のほか、芸術祭開催年以外でイベント等により瀬戸内海の魅力発信・誘客の活動を実施</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>瀬戸内国際芸術祭 実行委員会</p>	<p>「海の復権」をテーマに掲げた3年に一度開催する現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」をはじめ、開催年以外も島の伝統文化や美しい自然を生かした現代美術を通して瀬戸内海の魅力発信や、誘客の活動のイベント等を通して行うことで、国内外から多くの人が訪れるものです。</p> <p>にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 国際文化芸術発信拠点形成事業</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	
<p>【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ユニバーサルデザインマップを作成</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>公共施設等における車いす利用者用トイレなどのバリアフリー情報や授乳室、外国語表示の有無などの情報を掲載したユニバーサルデザインマップを作成し、情報提供を行います。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成 30～令和 2 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 [再掲]</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,585 m² (7,027 m²、11,558 m²) ・階数：11階、8階、3階 ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場</p> <p>【実施期間】 令和2～5年度</p>	<p>大工町・磨屋町地区市街地再開発組合</p>	<p>中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。</p> <p>再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上及び、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 令和2～5年度</p>	
<p>【事業名】 サンポートホール高松自主事業[再掲]</p> <p>【内容】 ・コンサート等イベントの開催 ・NHK公開放送等の実施</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>	<p>文化芸術財団 高松市</p>	<p>幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、高松らしい文化の創造と、人と人、心と心がふれあう交流の場を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 統括団体によるアートキャラバン事業(JAPAN LIVEYELL project)</p> <p>【実施時期】 令和4年度～令和6年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松丸亀町商店街情報発信事業</p> <p>【内容】 ・商店街や周辺観光などの情報提供</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図ります。また、免税手続きなどを行い、外国人の買物の利便性を高めます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 高松駅周辺開発事業</p> <p>【内容】 商業施設の整備を行うもの</p> <p>【実施時期】 令和 2～5 年度</p>	四国旅客鉄道株式会社	<p>交通結節点である高松駅周辺において集客機能のあるにぎわい施設を整備し、利便機能の拡充を図ることで香川県内外から広域的な誘客を図ります。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 南部 3 町商店街活性化マチカドプラザ事業</p> <p>【内容】 ・商店街や組合の情報提供 ・学生、若年層の情報共有の場</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	株式会社高松南部 3 町商店街プロジェクト	<p>南部 3 町商店街の活性化に向けて、商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行い、情報発信力の強化を図るとともに、4 町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちの駅「smile's」運営事業</p> <p>【内容】 高松ライオン通商店街に商店街に関わる人達の交流の場、インバウンド向けの情報発信拠点の運営</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	高松ライオン通商店街振興組合	<p>高松ライオン通商店街に整備したまちの駅「smile's」を多目的交流施設として、商店街関係者の交流、起業する女性の創業支援（シェアショップ等）、地域住民や学生の活動スペース、若者や主婦などが参加する実習型ワークショップ「ライオンまち塾」及び、国内外の観光客に対する情報提供などを行います。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 商店街共同施設整備事業</p> <p>【内容】 商店街振興組合等が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等にかかる経費の一部を補助するもの</p> <p>【実施時期】 昭和 47 年度～</p>	高松市	<p>商店街団体等がアーケードや街路灯といった一般公衆の利便性を図るための共同施設の新設・補修を行うことで、来街者が快適・安全に過ごしていただき、また訪れたいくなるような商店街の魅力向上を図ります。</p> <p>生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松丸亀町商店街イベント事業</p> <p>【内容】 高松丸亀町商店街の年間を通じたイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>高松丸亀町商店街において、丸亀町祭、街クラシック、ハロウィンパーティ、町にサンタがやってくるなど恒例行事のイベントを、年間を通じて実施し、商店街への誘客とにぎわい創出を行います。</p> <p>来街者の誘客、回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 香川県県民ホール文化事業</p> <p>【内容】 香川県県民ホールでの文化芸術事業（自主事業・共催事業）の開催</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	指定管理者穴吹エンタープライズ株式会社 香川県	<p>国内外の舞台芸術の公演や大会の開催等により、県民が県民ホールに足を運び、文化芸術を振興する機会を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 香川県立ミュージアム文化事業</p> <p>【内容】 ・展示企画(特別展・常設展示(歴史・美術他))の開催 ・教育普及(講演会・歴史講座・美術講座・ワークショップ他) ・調査・研究(資料調査・調査研究他)、資料の収集・保管 ・美術工芸振興事業 ・香川県文化会館における貸館事業</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	香川県	<p>歴史博物館と美術館の機能を合わせ持つ、総合的なミュージアムとして、歴史的資料や芸術作品の展示のほか、体験型イベントを行います。また、分館の香川県文化会館(県民ギャラリー、芸能ホールなど)では、県内外の方々に文化芸術活動の発表の場を提供します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業</p> <p>【内容】 中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに新店を出す事業者に対し、改装費の一部を補助</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	高松市	<p>改装費の補助により、空き店舗への新規事業者の出店を促し、空き店舗の解消にとどまらず、様々な業種・店舗が集積することによって、豊かで楽しい時間を過ごすことのできる場所として、さらなる商店街の魅力向上と、それに伴うにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市生涯学習センター運営事業</p> <p>【内容】 大学等との連携による各種専門講座や、市民と行政との協働によるまちづくりに基づく公募型自主企画講座等を開催し、市民の学習機会の提供とリカレント（循環）教育を推進するもの</p> <p>【実施時期】 平成14年度～</p>	高松市	<p>市民の生涯学習を総合的、体系的に推進するため、生涯学習センターにおいて、学習機会や場、情報提供などを行います。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業[再掲]</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松丸亀町商店街振興組合 NPO法人わははネット	<p>再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備し、商店街への来街意欲を促進させます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市創業支援等事業</p> <p>【内容】 高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携して創業者や創業希望者等を支援するもの</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	高松市	<p>高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携し、創業希望者等に対し、創業塾やセミナー等の開催、個別相談、その他効果的な支援を行い、創業件数の増加や創業機運の醸成を図ります。</p> <p>利便性のよい中心市街地でのセミナー等の開催や中央商店街での創業は、中心市街地の活性化、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

8. 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進

4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、鉄道・高速バス・空港からのリムジンバス・路線バスが集まるJR高松駅が北側に位置し、広域的な交通結節機能を担っているほか、高松琴平電気鉄道の高松築港駅・片原町駅・瓦町駅の3つの駅が立地しています。

これらの鉄道利用者は、長らく減少し続けていましたが、ここ数年は増加傾向に転じるなど公共交通の利用促進が図られつつあるものの、依然として、分担率は低く、車中心の社会となっています。

路線バスは、JR高松駅及び瓦町駅を中心に放射状に路線が形成されていますが、利用者の減少により、厳しい状況となっています。ここ数年は若干の回復傾向となっており、それに加えて、地域を回遊する「ショッピング・レインボー循環バス」や、平成27年10月に運行区域を拡大した「まちなかループバス」において利用者が増加するなど地域の公共交通として大きな役割を担っています。

一方、平成29年度の市民満足度調査では、「公共交通の利便性の向上」に対する不満度が全60項目のうち、ワースト1位となっており、車の運転ができない高齢者などの公共交通へのニーズの高まりが伺えます。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

本市は、道路網が整備された利便性の高い都市であるため、今後、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていく上で、公共交通や自転車の利用環境を高めていくことが求められています。

鉄道においては、高松市公共交通網形成計画に基づき、ことでん琴平線における2つの新駅の設置など、交通結節点の整備により利便性の向上を図ることが必要です。

また、路線バスは、「まちなかループバス」など中心市街地での循環バスの充実を図るとともに、主要鉄道駅からの支線となるフィーダー交通の確保・充実など現行バス路線の再編に取り組み、公共交通ネットワークの再構築を図ることが必要です。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業</p> <p>【内容】 中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	<p>環境にやさしく機動性に優れた都市内交通手段である自転車を、街なかの回遊の手段として市民の利用に供することで、近距離移動の利便性を向上し、合わせて放置自転車の防止を図ります。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31～令和6年度</p>	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	<p>環境にやさしく機動性に優れた都市内交通手段である自転車を、街なかの回遊の手段として市民の利用に供することで、近距離移動の利便性を向上し、合わせて放置自転車の防止を図ります。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 シェアサイクル導入促進事業</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなかループバス運行事業</p> <p>【内容】 サンポート高松や高松中央商店街など中心市街地を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の交通手段を提供</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>中心市街地を訪れた人々が街なかを周遊するための交通手段の確保や、住民の生活交通の確保など、市街地中心部における利便性を確保するなど回遊性を向上します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車等駐車場施設管理運営事業</p> <p>【内容】 商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 11 年度～</p>	高松ライオン通り商店街振興組合ほか4組合	<p>無料の自転車等駐車場を設置し、管理することで、街なかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、商店街の放置自転車を減少させ、安全に歩行できる環境づくりに寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 有料自転車等駐車場管理事業</p> <p>【内容】 瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 9 年度～</p>	高松市	<p>有料の自転車等駐車場を設置することで、街なかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、放置自転車を減少させ、道路交通の円滑化に寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織

本市は、中心市街地を含めた集約拠点に都市機能の集約を図るなど、まちづくり施策の企画・調整を所掌する都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室において、庁内の関係部局との調整・連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成を担当しています。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、第1期計画から中心市街地活性化基本計画に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、庁内推進会議を組織し、その下部組織として幹事会を設け、関係部局の連絡・総合調整を行っています。

本計画認定後は、年度毎に事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図っていくこととします。

開催日	会議名	議題
平成 18 年 5 月 30 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定方針について 策定スケジュールについて
平成 18 年 9 月 1 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 改正中心市街地活性化法に関する現在の状況について 中心市街地活性化のための実施すべき事業について
平成 18 年 10 月 31 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化を牽引する事業の位置付けとこれまでの事業実施について 市民アンケート調査結果概要と課題について ヒアリングシート作成について
平成 19 年 1 月 24 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（案）について
平成 19 年 2 月 13 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（案）について
平成 20 年 5 月 21 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 高松市中心市街地活性化基本計画への追加事業について 平成 19 年度フォローアップに関する報告について

開催日	会議名	議題
平成 21 年 1 月 28 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 高松市中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について フォローアップに関する報告について
平成 22 年 7 月 12 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 掲載事業取組状況について まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 22 年 7 月 22 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 掲載事業取組状況について まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 23 年 8 月 29 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 次期中心市街地活性化基本計画掲載事業について
平成 24 年 6 月 26 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）を策定するための、市民意識調査の実施について 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）への掲載事業について
平成 24 年 7 月 26 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
平成 24 年 11 月 22 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について 今後のスケジュールについて
平成 27 年 1 月 14 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成 26 年度 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 31 年 3 月 28 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 中心市街地活性化基本計画庁内推進会議・幹事会委員名簿

(推進会議)

(幹事会)

平成31年4月1日現在

区分	職名
委員長	都市整備局長
委員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	教育局長

区分	部局	職名
幹事長	都市整備局	都市整備局次長（都市計画課担当）
幹事	市民政策局	政策課長
		コミュニティ推進課長
		地域振興課長
		くらし安全安心課長
	総務局	危機管理課長
	財政局	納税課長
	健康福祉局	障がい福祉課長
		長寿福祉課長
		子育て支援課長
		こども園総務課長
	環境局	環境保全推進課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		観光交流課長
		文化芸術振興課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	都市整備局	都市計画課長
		住宅・まちづくり推進室長
		交通政策課長
		道路管理課長
		道路整備課長
		建築指導課長
		公園緑地課
		下水道整備課長
	教育委員会 教育局	総務課長
		生涯学習課長

(4) 高松市議会における中心市街地活性化の審議

高松市市議会における中心市街地活性化に関する審議及び討議の内容

時期	審議内容
平成 29 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況について伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況については、中央商店街の空き店舗率は、平成 24 年度 16.6%であったものが、現時点 28 年度の数字となりますが、17.3%へと 0.7 ポイント増加、目標値 14.9%に対しましても 2.4 ポイント上回っております。</p> <p>歩行者通行量は、24 年度 13 万 1,800 人であったものが、29 年度では悪天候の影響もあり、10.1%減の 11 万 8,600 人で、約 1 万 3,000 人減少しており、目標値 14 万 1,000 人に対しましても 2 万 2,400 人と、大きく下回っておりますが、28 年度は 13 万人と、通行量が多い年もございました。</p> <p>居住人口の割合は、24 年度 4.8%だったものが、29 年度 4.8%と変わらず、目標値 5.1%に対しては 0.3 ポイント下回っております。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画を策定する目的について伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>本市では、中心市街地活性化基本計画を、平成 19 年度に策定した第 1 期計画においては、高松丸亀町商店街の再開発事業など、市街地の整備改善事業を、25 年度に策定した第 2 期計画におきましては、文化芸術などのソフト事業を中心として、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。</p> <p>中央商店街等におきましては、徐々にではございますが、かつての、にぎわいを取り戻しつつあると存じます。</p> <p>今後におきましても、これまでの取り組みにおける検証結果も踏まえながら、引き続き、丸亀町商店街の再開発事業のほか、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、にぎわい創出に向けた取り組みが必要と考えているところでございます。</p> <p>中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の活性化は、本市における、にぎわいの創出はもとより、少子・高齢化時代におきましても、都市的利便性が享受できる都市の実現を掲げた、多核連携型コンパクト・エコシティにおける広域交流拠点の形成につながるものでございます。</p>

時期	審議内容
	<p>さらには、四国内及び環瀬戸内海圏における本市の拠点性の強化などを目的として、国の支援も活用しながら、官民を挙げて進めている極めて重要な取り組みでございます。</p> <p>このようなことから、引き続き、計画的に取り組むため、30年度を始期とする第3期計画を策定しようとするものでございます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、アンケート調査や第2期高松市中心市街地活性化基本計画の検証などを十分行い、現状を踏まえ、課題解決ができる計画とする考えについて伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>第2期計画では、現在のところ評価指標の目標値を達成できていない状況にございますことから、第3期計画の策定に当たりましては、中心市街地来訪者等へのアンケート調査や、これまでの計画の検証などを十分に行うとともに、行政・文化施設などの都市機能の立地や公共交通の利用状況など、さまざまな観点から現状把握やニーズ分析等を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>この結果をもとに、課題を明確にした上で、事業の実施主体となる各商店街振興組合を初めとする関係者はもとより、市議会の皆様の御意見もお伺いしながら、課題解決に向けて実効性のある計画として取りまとめてまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>今議会で議決をいただいた後、来年1月に公募型プロポーザルにより業者選定を行い、順次、計画策定業務委託業者と契約を締結し、アンケートの実施や第2期計画の検証、第3期計画掲載事業の検討などを行った上で、5月ごろに素案を取りまとめる予定としております。</p> <p>その後、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、計画案を10月に国へ申請し、11月に認定をいただく予定としております。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>中央商店街の中でも、丸亀町商店街だけに莫大な税金を投入しているのはなぜかを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい、活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるという民間主導の事業でございます。</p> <p>こうした民間主導の再開発事業につきましては、瓦町駅西地区におきましても、平成6年度に準備組合設立に向けた推進協議会が発足し、翌7年度には基本計画調査も実施する中で、本市も指導・助言等を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、これらの動きも含め、再開発事業で現在までに事業化に至ったものは、丸亀町商店街のA街区及びG街区の2地区と14年に竣工した片原町駅西第3街区でございます。</p> <p>本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、引き続き、民間主導で行われる再開発事業につきましては、これを支援してまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>丸亀町再開発事業だけに莫大な税金を投入するのではなく、特に空き店舗率の高い高松南部3町商店街の活性化について、真剣に検討すべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>南部3町商店街の活性化につきましては、本市として、これまで、にぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設を初め、昨年度は、南部3町商店街プロジェクトが実施いたしました。まちの案内アプリの開発や、若者が集える拠点としての交流スペースの整備に対し、支援を行ったところでございます。</p> <p>今後におきましても、南部3町商店街が実施する自主的な取り組みへの積極的な支援や、新規出店補助制度等の活用を通じて、南部3町商店街の活性化に努めてまいりたいと存じます。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、高齢者や障害者団体・各商店街振興組合や業者の代表等も参加する審議会等を設置するべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、計画に記載された事業を実施しようとする事業者や、中心市街地で事業を営む事業者、地域住民の代表などで構成される法定協議会である中心市街地活性化協議会から、意見を聴取することとされております。</p> <p>本市では、高松商工会議所が事務局となって、既に中心市街地活性化協議会を設置しておりますことから、お尋ねの審議会等の設置は考えておりませんが、高松市社会福祉協議会がその構成員となっておりますことから、計画策定に当たり、当該協議会の場において福祉的観点から御意見をいただけるものと存じております。</p> <p>また、計画取りまとめの各段階においては、地元説明会やパブリックコメントを実施するなど、幅広く市民の皆様から御意見をお伺いし、可能な限り計画に反映させてまいりたいと存じます。</p>
<p>平成30年3月 3月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>市内中心部に市民が居住するような取り組みは、どのように行ってきたのか。また、どのような課題があるのか、お聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 都市整備局長</p> <p><取組について></p> <p>本市では、線引き廃止後の平成19年5月に、高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の整備改善や都市福利施設の整備、商業の活性化などに資する事業について、民間と連携して取り組んでいるところでございます。</p> <p>街なか居住の促進に関する主な取り組みといたしましては、基本計画のリーディングプロジェクトである高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業を初め、民間マンション開発などにより、約3,000戸の都市型住宅が整備されているところでございます。</p> <p>あわせて、安全で安心して暮らし続けられるまちとするため、中心市街地東部の浸水対策や高潮対策事業等を完了するとともに、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性が向上するよう、まちなかループバスなど公共交通の利便性の向上に努めるなど、街なか居住の促進に資する各種の取り組みを行っているところでございます。</p> <p><課題について></p> <p>街なか居住につきましては、立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外</p>

時期	審議内容
	<p>における規制方策にあわせて居住誘導区域内へ緩やかに居住が誘導できるよう、都市機能及び居住の効果的な誘導方策を構築することが課題であると存じます。</p> <p>(質問要旨) 今回の規制をすることにより、若い人たちが市外に流出すると考えるが、その見解をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 都市整備局長 若者が住居購入を検討する際に、取得価格を重視することは一定の理解ができるところでございます。その一方で、国が行った平成 25 年住生活統合調査によりますと、居住選択時に重要視される項目には、防災・治安・店舗・医療など日常生活の利便性等がございます。</p> <p>本市といたしましては、人口減少に伴い、さまざまな悪影響が懸念される中であっても、活力を失わず、安全で安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口減少を食いとめる、もしくは、人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めるよう取り組んでまいりたいと存じます。</p>
平成 30 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 平成 25 年 6 月から本年 3 月までの 4 年 10 カ月を計画期間とする、第 2 期中心市街地活性化基本計画の総括をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 市長 本市では、平成 19 年度に策定した第 1 期中心市街地活性化基本計画において、丸亀町商店街の再開発事業など市街地の整備改善事業を、また、25 年度に策定した第 2 期計画においては、瓦町 F L A G のリニューアルオープンや、まちなかループバスの運行などに、関係事業者と連携して取り組んでまいったところでございます。</p> <p>しかしながら、御指摘をいただきましたように、第 2 期計画に掲げた中央商店街の空き店舗率など、3 つの評価指標は、どれも目標値達成には至りませんでした。</p> <p>一方で、再開発事業などのハード整備に加えて、まちなかパフォーマンス事業などのソフト施策の展開によりまして、中央商店街におきましては、徐々にではございますが、かつてのにぎわいを取り戻しつつあるものと実感をいたしているところでございます。</p> <p>私といたしましては、第 2 期計画の検証を十分に行い、現状を踏まえた課題等を整理した上で、引き続き、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、更なるにぎわい創出に向けた効果的な施策事業の展開が必要であるものと考えております。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画策定に当たっての基本的な考え方をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画につきましては、本市が目指すコンパクトなまちづくりの方向性を踏まえつつ、昨今のインバウンド需要など、社会情勢の変化を的確に捉えて取りまとめていく必要があるものと存じます。</p> <p>このような考えのもと、先月11日に開催されました中心市街地活性化協議会では、高松空港運営の民間委託や新県立体育館を中心としたJR高松駅周辺整備などのゲートウェイ機能の充実によるインバウンド等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、公共交通の利便性の向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、第3期計画策定に向けての基本となる方針をお示ししたところでございます。</p> <p>今後におきましては、先ほど申し上げました第2期計画の検証のほか、今後実施を予定しております訪日外国人等へのアンケートの結果等を踏まえ、戦略的で実効性のある第3期計画掲載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、年内に計画案を取りまとめ、本年度内を目途に国の認定が得られるよう、策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。</p>
<p>平成30年9月 9月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>第2期計画には、商店街のすぐ近くでもにぎわいが見られないとの報告もされています。丸亀町商店街の売り上げの状況、周辺商店街への波及効果、市税収入は増加しているのか、地元店主のかかわり等はどうかののでしょうか。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街におきましては、A及びG街区で法定の市街地再開発事業を、また、B・C街区では、部分的な共同建てかえを任意事業として行ってきたところでございます。</p> <p>この再開発事業は、全国的にも脚光を浴び、現在も各地からの視察が絶えない状況でございまして、都市機能の集約やにぎわいの創出による町の魅力向上のみならず、建築物の防火・耐震性能の向上が図られるなど、本市中心部における持続可能でにぎわいと活力のある、安全・安心なまちづくりに寄与している事業であると存じております。</p> <p>お尋ねの、経済効果につきましては、経済の複合的側面もあり、単純に</p>

時期	審議内容
	<p>算出することは困難でございますが、再開発事業の振興に伴い、丸亀町商店街におきましては、各種イベントなどが開催され、通行量や空き店舗率の改善の兆しが見られており、このような、にぎわいが創出されることにより、売上額の増加にもつながるほか、建物の更新などにより、市税の税収面においても好影響を与えるなど、一定の経済効果があらわれているところでございます。</p> <p>また、地価につきましても、国が公表した本年1月1日時点における地価公示では、本市の商業地におきまして上昇に転じる地点が、去年の3地点から16地点に増加するなど、地域経済を牽引する効果もあらわれてきているところでございます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>丸亀町商店街再開発事業へ、莫大な税金を投入した経済効果の検証、市内の商店街が衰退している状況から、丸亀町商店街だけに一極集中して税金を投入すべきではないと考える。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるという、民間主導の事業でございます。</p> <p>本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、南部3町商店街を初めとする各商店街等の自主的な取り組みに対しましても、助言や支援を適切に行いながら、中心市街地の活性化に努めてまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第2期中心市街地活性化基本計画のニーズ調査結果を踏まえた第3期計画とする考えを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>現在、策定を進めております第3期計画につきましては、第2期計画に掲げた目標の達成状況を検証しながら、登載事業の見直し・改善を検討しているところでございます。</p> <p>これに加え、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、公共交通の利便性向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、戦略的で実効性のある新たな登載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁との協議を行いながら、鋭意、策定してまいりたいと存じます。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>とりわけ空き店舗率の高い高松南部3町商店街の活性化、特に常磐町商店街の巨大な空きビルの問題について真剣に検討するために、高松市・地元大学・商店街等で構成する対策会を立ち上げるべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>本市では、これまで、南部3町商店街のにぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設や、町の案内アプリの開発、交流スペースの整備、また、今年度新たに設けられたまちの活性化拠点施設マチカドプラザの運営について支援するなど、さまざまな取り組みを通じて、活性化に努めてきたところでございます。</p> <p>御質問の、対策会につきましては、既に本市や地元大学・商店街振興組合連合会などで構成された高松市中心市街地活性化協議会や瓦町駅周辺の商店街振興組合等で構成された瓦町駅周辺まちづくり協議会などが設置され、常磐町商店街を初めとする商店街の活性化について議論していただいているところでございまして、新たな組織を設置することは考えておりません。</p>
<p>令和元年6月 6月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画を踏まえ、更なる中心市街地の活性化に取り組む考えを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>第3期計画では、計画期間を来月から、令和6年度末までとして定める中、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取組のほか、情報発信による回遊性の向上や、まちなか居住の推進につながる施策の展開を基本方針に掲げ、戦略的で実効性のある48の施策・事業を掲載しております。</p> <p>この度の「第3期高松市中心市街地活性化基本計画」の認定は、サンポートと中央商店街との回遊性の向上や、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした更なるにぎわいの創出に向けた、効果的な施策・事業の展開を後押しするものであり、本市といたしましては、引き続き、国の支援等を最大限に活用するとともに、関係機関と連携しながら、中心市街地の更なる活性化に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。</p>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社が共同設立者となり、平成18年11月14日に中心市街地活性化協議会を設置しました。

(2) 構成員及び開催状況

① 構成員

中心市街地活性化協議会の構成員は、中心市街地に関わる市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO法人などの主体を構成員とします。

■高松市中心市街地活性化協議会構成員

平成31年4月1日現在

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
学校法人四国高松学園高松大学	佃 昌 道	学長・理事長
高松商工会議所	高 畠 正 博	専務理事
高松丸亀町まちづくり株式会社	明 石 照 夫	専務取締役
国立大学法人香川大学 創造工学部	紀 伊 雅 敦	教授
国立大学法人香川大学大学院 地域マネジメント研究科	岩 本 直	教授
香川県	浅 野 浩 司	商工労働部長
高松市	木 村 重 之	都市整備局長
香川県高松北警察署	神 内 宣 広	交通官
株式会社日本政策投資銀行四国支店	橋 本 泰 博	次長兼企画調査課長
高松中央商店街振興組合連合会	野 沢 道 雄	専務理事
高松丸亀町商店街振興組合	古 川 康 造	理事長
丸亀町グリーン株式会社	植 村 博	代表取締役
高松丸亀町壱番街株式会社	真 鍋 秀 利	代表取締役
株式会社高松三越	稲 田 義 宣	取締役営業統括部長
四国旅客鉄道株式会社	長 戸 正 二	取締役総合企画本部副本部長
高松琴平電気鉄道株式会社	植 田 俊 也	取締役地域開発本部長
社団法人香川県バス協会	今 西 照 章	専務理事
社団法人高松市医師会	城 下 正 寿	事務局長
株式会社高松南部3町商店街 プロジェクト	細 溪 英 一	代表取締役
有限会社CONERI	人 見 訓 嘉	代表取締役
株式会社百十四銀行	香 西 志 帆	営業戦略部（映画監督）
高松市南部商店連合会	河 合 政 弘	会長
社会福祉法人高松市社会福祉協議会	田 中 克 幸	常務理事

(オブザーバー)

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
経済産業省四国経済産業局	大 山 由 佳	産業部商業・流通・サービス産業課長
国土交通省四国地方整備局	荒 金 恵 太	建政部都市・住宅整備課長
香川県	石 井 一 暢	商工労働部経営支援課長
香川県	都 村 仁	土木部都市計画課長
高松市	板 東 和 彦	都市整備局次長兼都市計画課長
高松市	岡 田 光 信	都市整備局都市計画課主幹兼都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室長
高松市	西 岡 享 史	創造都市推進局産業経済部産業振興課長
高松市	蓮 井 博 美	市民政策局次長兼政策課長
公益財団法人かがわ産業支援財団	濱 中 忠 勝	参与兼技術統括監兼企業振興部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部	松 沢 亨	高度化事業部まちづくり推進室長
高松商工会議所	宮 武 寛	常務理事

② 開催状況

会議回数	開催日	議題
第1回	平成18年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会の設置について ・ 基本計画策定方針について
第2回	平成18年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果について ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第3回	平成19年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案について
第4回	平成19年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案に対する意見の取りまとめについて
第5回	平成19年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 丸亀町A街区に続く再開発の状況について ・ ICカード活用による商業等活性化事業について ・ 中心市街地商業活性化推進事業について ・ 4町パティオ広場整備事業について
第6回	平成19年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について

会議回数	開催日	議題
第7回	平成20年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の事業追加について ・ IruCa カード活用による中心市街地活性化平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第8回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について ・ 香川大学ミッドプラザについて ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第9回	平成22年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 高松丸亀町商店街B・C街区小規模連鎖型再開発事業について ・ IruCa カード活用による商業活性化事業の平成21年度実績報告について ・ 高松丸亀町商店街G街区再開発事業について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第10回	平成22年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について（高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業）
第11回	平成23年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について（G街区の実施主体、社会資本整備総合交付金制度の創設） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第12回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市中心市街地活性化基本計画の変更について（基本計画の計画期間延長、G街区の実施主体、歩行者空間整備事業の実施期間） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告（案）について ・ 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の進捗状況についての報告 ・ 次期中心市街地活性化基本計画についての報告
第13回	平成24年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第14回	平成24年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（素案）について

会議回数	開催日	議題
第15回	平成25年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画のフォローアップ報告について ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）に対する意見書の取りまとめについて
第16回	平成25年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）の変更点について
第17回	平成26年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第18回	平成26年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ コトデン瓦町ビルリニューアル計画について
第19回	平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成26年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について ・ 瓦町駅核化プロジェクト事業経過報告について ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（案）について
第20回	平成28年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成27年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第21回	平成28年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松南部3町商店街の取り組みについて
第22回	平成29年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第23回	平成30年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（案）について ・ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）の基本的な考え方について
第24回	平成30年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第25回	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画（素案）について ・ ワーキンググループの設置等について
第26回	平成31年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について
第27回	平成31年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書のとりまとめについて

会議回数	開催日	議題
第 28 回	令和 2 年 5 月 21 日	(書面会議) ・ 令和元年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について
第 29 回	令和 2 年 10 月 9 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(案)について
第 30 回	令和 3 年 4 月 26 日	(書面会議) ・ 令和 2 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 31 回	令和 3 年 12 月 8 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 32 回	令和 4 年 4 月 25 日	(書面会議) ・ 令和 3 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 33 回	令和 4 年 11 月 11 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 34 回	令和 5 年 4 月 24 日	・ 令和 4 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 第 4 期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の策定スケジュール(案)について
第 35 回	令和 5 年 11 月 20 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の検証について ・ 第 4 期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の基本的な考え方について

(3) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を組織の構成員としています。(本市の出資比率は 5.0%)
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、高松商工会議所を組織の構成員としています。
- ・ 第 3 項の規定と協議会規約第 5 条に基づいて、公表を行っています。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を構成員として加えています。
- ・ 第 5 項の規定については、協議会規約第 7 条第 2 項で参加申し出を拒めないことを定めています。
- ・ 第 6 項の規定については、協議会規約第 7 条第 1 項で参加を要請することができます。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議会規約第 11 条第 6 項で協議結果の尊重について定めています。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(4) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

平成31年4月25日

高松市長 大西 秀人 様

高松市中央市街地活性化協議会
会長 佃 昌道

第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を提出します。

記

1. はじめに

高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を活かし、四国の中核拠点都市として発展してまいりました。高松市がさらなる発展をしていくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要であります。

このため、高松市においては、高松市中心市街地活性化基本計画（以下、「計画」という。）を策定し、平成19年5月に第1期計画が、さらに、平成25年6月に第2期計画が内閣総理大臣の認定を受け、官・民・学が連携して鋭意各種事業を協働で実施してきたところであります。

しかしながら、「にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまち」をコンセプトとした第2期計画は、平成30年3月終了時の結果を見ますと、未実施の事業もあったことから3つの指標は、いずれも、目標値の達成には至りませんでした。

このような状況の中、高松市において策定されようとする第3期計画（案）について、本協議会は、行政及び幅広い団体等からの委員により、昨今のインバウンド需要などの社会情勢も含め、多面的・多角的な観点から協議を進めてきたところであり、これまでの計画の成果の検証による課題を認識しつつ、第3期計画（案）のコンセプトを念頭に置き、協議を行った結果、次のとおり意見を申しあげます。

2. 本協議会の意見

3期計画（案）は、1期計画並びに2期計画による成果の検証と今後の課題に基づき計画を検討し、「サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上」、「中心市街地の魅力発信による回遊性の向上」、「拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上」の3点を目標として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、実現可能な目標と目標値も設定されています。

また、その実現に向けたハード・ソフト事業の両面から、具体的な取り組みも提示されていることから、この3期計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、当協議会は、3期計画（案）の内容につき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、掲載されていない事業が具現化した場合は、適宜、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いいたします。

本協議会としては、今後、この3期計画（案）が実効性のあるものとするために、担当者レベルでの定期的な情報共有・協議により、課題解決に向けた検討や、各種事業の進捗を進行管理するためのワーキンググループを随時開催することとしており、官・民・学が一層連携し、一体的に各種事業を協働で進めていくことが重要であると考えておりますので、本協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援を要望いたします。

(5) 高松市中心市街地活性化協議会の規約

高松市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社（以下「設置者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「高松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を香川県高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、高松市の広報への掲載の他、必要があると認めるときは、四国新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(事業)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 高松市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 高松市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 高松市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- エ 高松市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信（会報の発行、ホームページ開設、メールマガジン配信）
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化に関すること
- オ 都市交通の整備事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員のうちから設置者が委嘱する。

(1) 高松商工会議所

(2) 高松丸亀町まちづくり株式会社

(3) 香川県

(4) 高松市

(5) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第5号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長、監事)

第8条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長及び監事は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 補欠で選任された会長及び監事並びに指名された副会長は、前任者の残任期間在任する。

5 会長、副会長及び監事は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、高松商工会議所が処理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第 12 条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザーの設置)

第 13 条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第 14 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第 16 条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第 17 条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高松商工会議所が清算する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データを基に、地域の現状を把握し、分析を行っています。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、中心市街地の利用者や観光施設の来訪者を対象にして聞き取り調査を実施し、今後の活性化の対象者のニーズを把握し、分析を行っています。

③ 前基本計画に基づく取組の把握・分析

前基本計画に基づく取組の把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 旧中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の検証」において、前基本計画の取組状況を把握し、分析を行っています。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の各種事業を推進していくためには、中心市街地活性化協議会が中核となり、様々な主体と連携を図りながら、各主体が積極的に責任を持って活性化の取組を推進していくように調整を行います。

① 高松商工会議所との連携・調整

中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松商工会議所は、協議会の構成員との意見交換に加え、商工会議所のメンバーからの意見も踏まえ、基本計画の各種事業の立案を図るとともに、各種事業の実施における側面的な支援を行うなど、事業推進を図る中でも、連携・調整を行う役割を担っていくものとします。

② 高松丸亀町まちづくり株式会社との連携・調整

高松商工会議所とともに中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松丸亀町まちづくり株式会社は、実施主体となる各種事業を積極的に推進していくことで、中心市街地活性化の先導的な役割を担うとともに、商店街における各種事業についても適切な支援を行うなど商店街と地域をつなぐ調整などを行っていくものとします。

③ 各商店街組合等との連携・調整

中心市街地活性化協議会の構成員であり、中心市街地活性化基本計画における各種事業の実施主体である各商店街振興組合は、中心市街地の利用者ニーズを積極的に計画策定段階から反映されるように調整を図るとともに、各種事業の実施段階においても商店街振興組合の組織を超えた連携を図っていくものとします。

④ パブリックコメントの実施

中心市街地活性化基本計画を推進していくためには、市民の理解と協力が欠かせない要素となることから、市民に対して広く意見を聴取し、計画への理解を深め、今後の各種事業の円滑な推進を図るため、パブリックコメントを平成31年2月25日～3月25日に実施しました。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

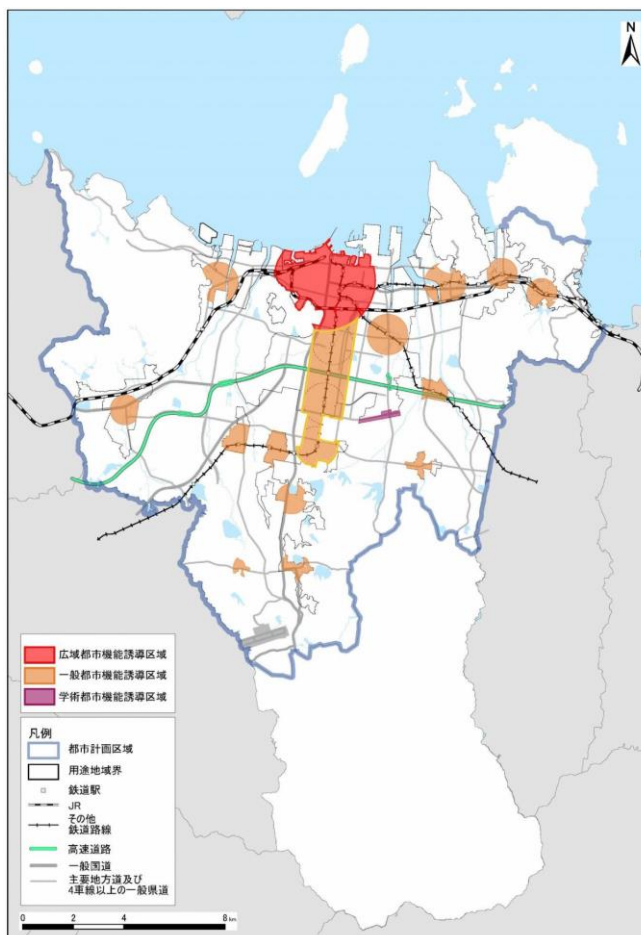
高松市の都市形成については、平成20年度の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への都市機能の集約と市街地拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造として、多核連携型コンパクト・エコシティを掲げ、各種取組を進めてきており、公共交通を基軸とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに向けた取組をより一層進めるため、29年8月に改定しています。

さらに、平成30年3月には、高松市立地適正化計画を策定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスを効率的な提供を図る都市機能誘導区域を定めています。

都市機能誘導区域は、広域都市機能誘導区域、一般都市機能誘導区域、学術都市機能誘導区域の3分類あり、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力向上に向け、都市機能の集積を図る区域を広域都市機能誘導区域として指定しています。

中心市街地を含む広域都市機能誘導区域は、高松市役所を中心に半径2kmの範囲となっており、この区域に誘導する都市機能としては、市役所本庁、地域包括支援センター、保健センター、百貨店、複合型商業施設、食品スーパー、地域医療支援病院、診療所（内科、外科、小児科）、金融機関、文化ホール、コンベンション施設、体育館、美術館、教育交流施設、図書館、大学を指定しています。

中心市街地を含む広域都市機能誘導区域へ施設を誘導するため、各種施策の展開と、誘導施設に位置づけられた施設の都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為に関わる届出制度の運用により、都市機能の集積を進めます。



[2] 都市計画手法の活用

(1) 旧市街化調整区域等の特定用途の立地制限

特定用途制限地域は、平成 16 年の線引き廃止に伴い、旧市街化調整区域を中心に指定され、平成 23 年には、都市計画区域内の用途白地地域（香川町・香南町を除く。）において、一定規模以上の店舗や事務所の立地を制限するなど、特定用途制限地域類型の統一化と建物用途の制限の見直しが行われました。

この見直しにより、幹線沿道型と一般・環境保全型の 2 分類となり、幹線沿道型において店舗の床面積規定の強化や遊戯施設・風俗施設と病院など立地規制が強化されるなど「特定用途制限地域」の内容が充実し、都市機能の拡散立地を防ぐ都市計画の指定を行っています。

(2) 大規模集客施設の立地制限

本市では、高松市都市計画マスタープランにおいて多核連携型コンパクト・エコシティを目指す中で、平成 18 年 5 月に都市計画法、建築基準法の一部改正が行われたことを受けて、平成 19 年 11 月 30 日から劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場など床面積 1 万㎡の大規模集客施設の準工業地域内への立地を制限するため、「特別用途地区」を定め、都市機能の拡散立地を防ぐ都市計画の指定を行っています。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地のサンポートエリアから中央通り沿いの寿町にかけて国の出先機関を中心に、また、寿町から栗林町にかけては、業務系の大規模建築物が集積しています。

三越百貨店がある内町から田町に至る商店街沿いやその周辺には、物販、飲食などの商業施設やホテルなどの宿泊施設等の大規模建築物が集積しています。

その他、再開発事業によるマンションに加え、民間事業者による高層マンションが中心市街地を中心に多く供給されており、居住施設でも大規模建築物が集積しています。

中心市街地には、行政から民間と所有形態の違い、業務から商業、福祉など多様な用途の大規模施設が既存ストックとして集積しており、建て替えなどにより更新が図られています。

(2) 庁舎などの行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

都市福利施設の立地状況は、「第 1 章 [2] - (4) 都市機能関係」に掲載しています。

中心市街地には、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や香川県庁、市役所などの主要な行政機関が立地しています。

医療施設は、高松赤十字病院など大規模な総合病院や、民間の病院が数多く立地しています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校、香川大学が立地しているほか、専門学校が数多く立地しています。

その他、県社会福祉総合センターやデイサービスセンター、介護付きマンションなど様々な福祉系の施設や、保育所、幼稚園などに加え、NPO 法人が運営する子育て支援施設なども立地しています。

(3) 市及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

大規模集客施設について、大規模小売店舗立地法による大型小売店（店舗面積 3,000 ㎡以上）の立地状況は、「第 1 章 [2] - (2) - ⑥大規模小売店舗の状況」に掲載しています。

大規模集客施設は、中心市街地に三越百貨店、瓦町 F L A G などの施設が立地していますが、郊外部には、ゆめタウンやイオンモール高松などのショッピングモールが立地しています。

大規模集客施設数は増加傾向で、高松市全体で 41 店舗となっており、そのうち中心市街地には 3 店舗と、1 割に満たない立地割合となっています。

今後の設置計画については、サンポートエリアにおいて新県立体育館の整備のほか、J R 高松駅の隣接地においても商業施設の整備が計画されています。

[4] 都市機能の集積のための事業等

4～8 に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次の通りとします。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 ・高松海岸線街路事業 ・玉藻公園整備事業 ・高松港港湾環境整備事業（玉藻地区） ・高松城跡整備事業 ・新県立体育館整備事業 ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新県立体育館整備事業 [再掲] ・高松丸亀町子育て支援施設整備事業 ・高松市常磐町地区優良建築物等整備事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・病児・病後児保育事業
6. 街なか居住の推進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 [再掲] ・高松市常磐町地区優良建築物等整備事業 [再掲] ・移住・定住促進事業 ・フラット 35 活用事業
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大工町立体駐車場整備事業 ・高松丸亀町子育て支援施設整備事業 [再掲] ・大工町ものづくり育成店舗整備事業 ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ・高松市中央商店街空き店舗活用事業 ・中心市街地商店街活性化支援事業

分類	事業名
	<ul style="list-style-type: none"> ・創造支援センター運営事業 ・障がい者就労支援促進事業 ・高松市生涯学習センター運営事業 ・高松市美術館教育普及事業 ・高松市美術館展覧会事業 ・市民文化祭アーツフェスタたかまつ ・サンポートホール高松自主事業 ・新春子どもフェスティバル ・高松まちかど漫遊帖事業 ・まちなかパフォーマンス事業 ・サンポート高松トライアスロン大会開催事業 ・高松市協働企画提案事業 ・高松市美術館催し物事業 ・高松国際ピアノコンクール ・ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業 ・たかまつ工芸ウィーク ・高松南部3町商店街活性化拠点運営支援事業 ・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 [再掲] ・ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭） ・高松市創業支援等事業 ・高松丸亀町商店街情報発信事業 ・高松駅周辺開発事業 ・南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業 ・まちの駅「smile's」運営事業 ・商店街共同施設整備事業 ・丸亀町商店街イベント事業 ・香川県県民ホール文化事業 ・香川県立ミュージアム文化事業
8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル事業 ・まちなかループバス運行事業 ・自転車等駐車場施設管理運行事業 ・有料自転車等駐車場管理事業

1.1. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者増

加の目標の設定に関する事項

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画による大工町ものづくり育成店舗整備事業・大工町立体駐車場整備事業に関する事項

本事業では、高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業によって整備された区分所有建物の一部を高松まちづくり株式会社が取得し、木育体験施設「讃岐おもちゃ美術館」と376台の立体自走式駐車場として運営します。

[1] 判断基準

(1) 意欲的な数値指標

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画では、以下の3つの数値目標のうち、いずれかが基準を満たす必要があり、本事業では来客数において基準を満たします。

項目	認定基準	本事業での数値目標		基準判定
		R4年度	R8年度	
年間来訪者数	中心市街地居住人口の4倍以上 高松中心市街地居住人口 20,222人（R2.10月）	81,600人 基準値比 4.04倍	85,600人 基準値比 4.23倍	適合
年間小売商品販売額	中心市街地の小売販売額の1%以上 高松中心市街地の年間小売商品販売額 767.5億円（令和元年度推計値）	159百万円 基準値比 0.21%	166百万円 基準値比 0.22%	不適合
年間平均雇用人数	50人以上	26人	26人	不適合

(2) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

大工町の施設は、中心市街地の機能向上に資するものとして期待され、特に1Fの「大工町ものづくり育成店舗」は、従来、丸亀町商店街が取り込めていなかった観光客や小さなお子様連れの集客が期待できます。また、香川の伝統工芸作家との連携により、新商品開発を実現し、本施設による集客や滞在時間の長期化は、周辺商店街を含む中心市街地全体に波及効果をもたらします。

また、令和2年3月香川県政策部統計調査課公表の「平成27年度香川県産業連関表」を前提とすると、当該事業によってももたらされる香川県内への波及効果は、消費増加が5.98億円、粗付加価値の増加が149.45百万円の雇用者所得、59人の就業が誘発されると推定され、香川県全体への経済効果が見込まれます。

[2] 成功率を高めるための取組

(1) 地域住民や市町村の強いコミットメント

当該事業者（高松まちづくり株式会社）は、中心市街地に所在する高松丸亀町商店街振興組合をはじめとする中心市街地内の事業者及び個人からの出資によって設立されており、また本事業については、高松市からの補助金交付も予定されており、当該中心市街地の関係者や当該市町村の強いコミットメントが示されています。

(2) 地権者の同意

事業区域は、市街地再開発事業の区域に含まれており、15名全員の地権者及び建物所有者から、同意を得ています。

(3) 中心市街地活性化協議会の同意

令和2年10月9日に開催された第29回中心市街地活性化協議会総会において、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(案)及び当該事業計画の実施に伴う中心市街地活性化基本計画の変更(案)について同意がなされました。

(4) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合

当該事業については、P.175に示す高松市立地適正化計画において、商業機能の集積を図る一般都市機能誘導区域内で実施されることを、P.151における「4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所」において説明しています。

(5) 中心市街地への波及

当該事業者は当該事業の実施に合わせて、次の6団体と連携し中心市街地の経済活力の向上をより一層効果的なものとする取組を行います。

① 高松市

高松市は、企業版ふるさと納税によって集めた寄付を財源として、子育て家庭に「おもちゃ美術館」の入館チケットを配布するべく、庁内の調整中です。

② 高松丸亀町商店街振興組合

ボランティアスタッフの研修を、東京のおもちゃ美術館から講師を招いて実施しています。この取り組みは、将来の「おもちゃ美術館」の常設化を想定したものであり、ここで育成したボランティアスタッフの方々が本施設開業後の施設ボランティアとして活躍することが期待されます。施設開業後においては、子ども向けイベントで「おもちゃ美術館」の体験チケットを配布します。

③ NPO法人わははネット

「おもちゃ美術館」の運営を担うNPO法人わははネットでは、上述の「地域子育て支援事業」の委託を高松市から受託する他、高松市の子育て雑誌「子育てラッコ」の編集を行っており、ここに、おもちゃ美術館の記事を掲載します。令和2年度以降はNPO法人わははネットが、継続的に

ボランティアスタッフ養成講座を実施します。

④ 株式会社 tao.

香川県の工芸や食文化を紹介する雑誌「IKUNAS」を発行しており、おもちゃ美術館やここで販売される工芸品・玩具を紹介します。この雑誌の発行により、同社は、香川県県内の伝統工芸を担う職人やデザイナーとのネットワーク誇っており、これらのネットワークを生かして、「おもちゃ美術館」と連携した新商品開発づくりをすすめます。

⑤ 瀬戸内国際芸術祭

本件施設が開業する2022年は3年に一度開催される瀬戸内国際芸術祭の年であり、ここで集客される観光客を本施設へ誘導します。主要会場が瀬戸内海の湾口部や島嶼部であり、これまでこの集客を商店街に取り組むことに必ずしも成功していませんが、会期に合わせたキャンペーンにより、現代アートを目的とした観光客の取り組みを行います。

⑥ 東京おもちゃ美術館他の姉妹おもちゃ美術館

「おもちゃ美術館」は、東京都新宿区四谷に立地する「東京おもちゃ美術館」をはじめ、全国の地方都市に姉妹おもちゃ美術館が開設されており、相互にパンフレットを置き、定期的な情報交換を行っています。これらの姉妹おもちゃ美術館との協力により、集客やボランティアを含めたスタッフ育成についての協力体制を現状以上に深めていきます。

1 2. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

高松市の中心市街地では、高松丸亀町商店街において、平成 18 年 12 月の A 街区市街地再開発事業を皮切りに、平成 21 年から 22 年にかけて B・C 街区の一部における市街地再開発事業、24 年には G 街区における市街地再開発事業により「丸亀町グリーン」がオープンするなど小規模連鎖型による再開発事業を実施することで、商業機能だけでなく、居住機能や生活機能を整備するなど、訪れる街に加えて、住む街としての都市機能の充実に取り組んできました。また、再開発事業だけでなく、民間においても分譲マンションや介護付きマンションなどの居住施設が供給されたことで、高齢化の進展による人口減少が想定される中で、人口がほぼ横ばいに保たれるなど、都市の空洞化に歯止めがかかっている状況です。

また、高齢化が進展する中心市街地において、分かりやすい公共交通手段を確保し、外出機会を創出していくため、平成 27 年 10 月から J R 高松駅と商店街を往復していた「まちバス」を、鉄道駅や病院、公共施設、商店街を周遊する「まちなかループバス」に路線を拡大したことで、順調に利用者が増加しています。

これまで基本計画に基づき実施されてきた取組に加え、市街地再開発事業による魅力ある商業空間の整備と合わせて都市型住宅を供給するとともに、中心市街地への居住等を緩やかに誘導していくための支援など今後とも街なか居住の推進を図ります。

一方で、第 2 期基本計画の目標が達成できなかった状況を踏まえ、これまでの取組を継続するだけでは、中心市街地の更なる活性化にはつながらないことから、平成 28 年における香川県のインバウンド宿泊者の増加率が全国トップとなっている状況や、28 年 4 月から高松空港の運営委託が開始され、今後とも更なるインバウンド需要が見込まれることから、高松市の玄関口である J R 高松駅を含むサンポートエリアにおいて、商業施設や新県立体育館などの整備を行い、広域圏からの来訪者の誘客を図るとともに、再開発事業などの住環境整備による街なか居住の促進と、まちなかループバスなど地域内交通の充実に努めることで、中心市街地の回遊性の向上に取り組めます。

[2] 都市計画等との調和

本市の都市計画に関連する主要な上位・関連計画は、第 6 次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画、高松市総合都市交通計画で、これらの計画におけるまちづくりの方針と整合性を図り、調和のとれた中心市街地活性化基本計画としています。

(1) 第 6 次高松市総合計画（平成 28 年 3 月策定）

第 6 次高松市総合計画は、目指すべき都市像として「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を掲げ、そのもとに 6 つのまちづくりの目標、政策・施策を体系化しています。中心市街地の活性化については、まちづくりの目標「環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち」の施策として位置づけられています。

■まちづくりの目標 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

政策 コンパクトで魅力ある都市空間の形成

コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、多核連携型コンパクト・エコシティの推進に努めます。

政策 拠点性を発揮できる都市機能の充実

本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の充実を図るため、高松空港や高松港の機能強化、四国への新幹線の導入促進など、拠点性を高める交通網の整備と利用促進を進めます。

ウォーターフロントの魅力をいかしながら、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成や街なか居住を促進し、人々の回遊性を高めるなど、中心市街地の活性化に努めます。

(2) 高松市都市計画マスタープラン（平成 29 年 8 月改定）

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

都市計画マスタープランにおいて、中心市街地のエリアは、広域交流拠点に位置づけられています。広域交流拠点は、高次（広域）都市サービス機能が集積する四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化するため、サンポート高松の整備や中心市街地の再開発などを通じた、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図るものとしています。

(3) 高松市立地適正化計画（平成 31 年 3 月改定）

高松市立地適正化計画は、第 6 次高松市総合計画及びたかまつ創生総合戦略に即すとともに、都市計画マスタープラン、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画、総合都市交通計画及びその他の各種計画と調整・連携を図り、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」や将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指すものです。

まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30 年、50 年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

(4) 高松市総合都市交通計画（平成 31 年 3 月改定）

平成 22 年 11 月に策定し、平成 31 年 3 月に改定した高松市総合都市交通計画は、拡散型のまちから集約型のまちづくりへ転換し、集約したまちを公共交通で繋ぐ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えの下、既存ストックである鉄道を基軸としたバス路線の再編により、多様な交通が有機的に連携し、過度に自動車に依存した社会から、歩いて暮らせる、公共交通を基軸としたまちづくりを展開できるよう、持続可能な公共交通ネットワークを構築することとしています。

また、平成 27 年 3 月に策定された高松市地域公共交通網形成計画では、基本方針として、拠点間を効率的に結ぶ公共交通軸の強化・形成を掲げ、ことでん琴平線新駅整備及び複線化事業を進めており、中心市街地へのアクセスの利便性や効率性の確保に努めています。

[3] 県との連携

香川県では、中心市街地の活性化及び大規模小売店舗の適正立地、地域づくりの推進を目的に、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」及び「大規模小売店舗立地に関するガイドライン」を策定しているとともに、都市をとりまく社会経済情勢の変化を踏まえ、香川県の市町が抱えているまちづくりの課題や都市計画法の趣旨に的確に対応し、今後の持続可能な新たなまちづくりに向けた基本的な考え方を明らかにするため「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」を策定しています。

今後も、ガイドラインや基本方針を踏まえ、香川県とも連携しながら、中心市街地の活性化を図っていきます。

また、大規模小売店舗立地法の特例措置についても、香川県と連携を図りながら検討を進めていきます。

13. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. [6]中心市街地活性化に関する基本的な方針」及び「3. [1]高松市中心市街地活性化の目標」に、本市の中心市街地の長を生かした中心市街地の形成を記載しています。
	認定の手続	「9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に、当基本計画は、高松市中心市街地活性化協議会で協議を行っていることを記載しています。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」において、中心市街地の各要件を満たしていることを記載しています。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に、庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会などにおいて一体的な推進を継続的に取り組んでいることを記載しています。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に、高松市総合計画、都市計画マスタープラン及び高松市立地適正化計画など上位・関連計画におけるコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用により中心市街地に都市機能を集積させることを記載しています。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項」に、高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画などと整合を図った計画であることを記載しています。

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」と4～8の事業に「中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性」を記載しています。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明しています。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載した事業に、具体的な実施主体を記載しています。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に記載した事業は、計画期間が終了する令和6年度までに完了若しくは着手するものであり、具体的な実施時期を記載しています。

高松市中心市街地活性化基本計画

来まい・住まい・楽しみまい

ーコンパクト・エコシティ たかまつー

令和元年6月 認定

令和2年11月 変更

令和3年7月 変更

令和4年3月 変更

令和4年8月 変更

令和5年3月 変更

令和5年8月 変更

令和6年3月 変更

編集・発行

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

高松市番町一丁目8番15号 TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2452

Email : toshikei@city.takamatsu.lg.jp
